

MOTHER AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.81|2017-4

世界の児童と母性

[特集] 少年非行の現在(いま)  
— 変わる家族・社会の中で

# 特集 少年非行の現在(いま) — 変わる家族・社会の中で

ひとこと / 編集委員長 大竹 智 …… 1

## I. 総論—少年非行の現在(いま)

- 少年非行の減少と宿命論の広がり—若年層における問題行動の変質をめぐって  
……………筑波大学大学院 人文社会科学部 教授 土井隆義 …… 2
- 少年法の現在—非行少年に対する「特別扱い」とその批判  
……………千葉大学大学院 専門法務研究科 教授 後藤弘子 …… 9
- 非行少年・課題を抱えた子ども達の現在  
……………こどもの心のケアハウス 嵐山学園 園長 須藤三千雄 ……14
- 少年の「附添人」からつきあう人へ—厳罰化の波のなかの附添人活動  
……………弁護士 多田 元 ……25

## II. 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

- 障害のある非行少年の実態と支援—一般教育へ伝えたいこと  
……………立命館大学 産業社会学部・大学院応用人間科学研究科 教授 宮口幸治 ……31
- 児童自立支援施設で自立を目指す子ども  
……………北海道中央児童相談所 福祉専門員 梶原 敦 ……37
- 女性の犯罪と依存症—虐待のその後を生きる  
……………ダルク女性ハウス代表 上岡陽江 ……42
- 非行問題と学校  
……………立命館大学産業社会学部 教授 野田正人 ……49
- 保護観察の現状と課題—地域で支える少年の更生  
……………東京保護観察所、社会福祉士・精神保健福祉士 三浦恵子 ……54
- 少年鑑別所の現在と展望について—地域援助業務を中心に  
……………福岡少年鑑別所 地域非行防止調整官 前里光作 ……59

## III. 国内外の動向

- 少年法日独比較—「適用年齢引下げ」について考える  
……………九州大学大学院 法学研究院 教授 武内謙治 ……64
- 変化する社会を自ら判断して生きる術を身に着ける  
……………エンジェルズアイズ代表 遠藤美季 ……69

編集後記 / 担当編集委員 岩田美香 ……74



## ひとこと

### 少年非行の背景にあるものを見つめて

今号の「少年非行の現在(いま)―変わる家族・社会の中で」の特集の視点は、社会が子どもに対して非寛容になる中で、そして貧困問題が社会問題化する中で、子どもはどのようにして非行や問題行動を起こすのか。それは子どもの養育上の問題にだけ帰してしまえばよいものなのか。また、非行少年の中には障害を抱える子どももあり、この子どもたちへのサポートはどうであったのか。これら少年非行の現在(いま)を、家族や社会の変容の中に捉え直し、関係機関の少年非行・犯罪防止の取り組みを振り返りつつも課題や援助の新展開を見つめ直す機会としたい、と岩田担当編集委員から提案され、編集委員会での議論を経て81号特集のテーマとなった。



編集委員長 大竹 智

また、「少年事件が凶悪化している」―このフレーズを前置きにして、少年法の適用年齢引き下げの議論が繰り返されている。しかし、警察白書によると1980年代をピークに少年犯罪は減少傾向にあり、殺人などの凶悪事件もピーク時の半分以下、少子化の影響を差し引いても顕著な減少を見せている、とこれまでも、そして今号の執筆者からも指摘されているにもかかわらず、社会一般には「凶悪化」していると捉えられている。そして「厳罰化」への流れは強まっている。さらに、今般の選挙権年齢引き下げを契機に、子どもに(とりわけ非行少年に)「責任」と「自立」の低年齢化を求める声が大きくなってきており、社会や大人の、子どもへ注ぐまなざしが一層厳しさを増している。

今号に寄稿していただいた12本の原稿には、少年非行の現在(いま)と非行少年の本当(素)の姿が描かれている。その中でも特に、土井隆義氏の今の若者(一般の少年たちも含めた)の現状(宿命論や自助努力の<sup>かんせい</sup>陥穽)に対する指摘には、われわれ大人が、社会が、今すぐにでも子どもたちの生活環境を改善していく必要性を強く感じた。また、須藤三千雄氏の原稿からは、子どもたちの心の声が聞こえてきた。そして、多田元氏の「少年が発達障害の特性を理解されず、社会適応のために必要な教育、治療の支援もなく孤立していた具体的な状況を考慮に含めた諸事情こそが非行の真の原因、背景であると理解しなければならない」との指摘は、障害のある非行少年へのまなざしとして重要な視点である。さらに、武内謙治氏の「刑罰よりも保護処分の方が高い再犯予防効果をもっていることにも、異論はみられない」とし、少年法適応年齢の問題について、海外の潮流(維持もしくは引き上げ)を踏まえた上で「現在の日本における議論が、こうした潮流と逆行していないか、慎重な吟味が必要であろう」との指摘は、重く受け止めなければならない。

最後に、今号が読者の皆様の活動の一助になれば幸いである。

I 総論 — 少年非行の現在(いま)

# 少年非行の減少と宿命論の広がり

## — 若年層における問題行動の変質をめぐって



どいたかよし  
土井隆義

筑波大学大学院 人文社会科学部 教授

### 1. 良好な人間関係

日本の少年刑法犯は激減している。少子化が進んでいるのだから当然という見方もあるだろうが、少年人口比で算出してもその傾向は同様である。刑法犯で検挙された少年は、実数においてだけでなく比率においても、10数年前から減少し続けている(図1)。

少年刑法犯の圧倒的多数は、万引きが過半数を占める窃盗事件と放置自転車等の乗り回しがほとんどを占める占有離脱物横領である。こういった罪種の摘発数は統制活動の態度変化による影響を受けやすく、暗数が増減しやすいといわれる。しかし、減少している罪種は窃盗や横領だけでない。暴行・傷害・脅迫・恐喝といった粗暴犯も、殺人・強盗・放火・強姦といった凶悪犯も、やはり同様に減少して

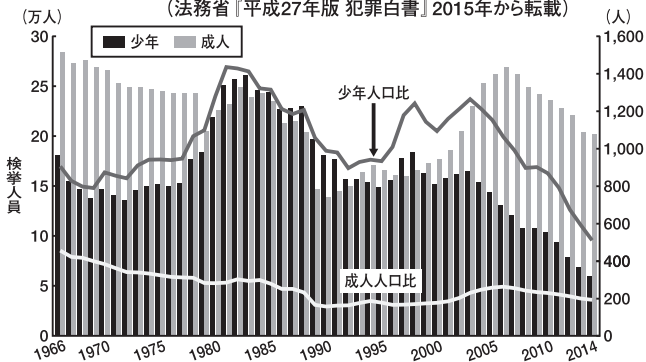
いる。これらの罪種では暗数に大幅な変動は見られないはずだから、実際に生じた事件の増減をかなり正確に反映しているはずである。

少年たちを取り巻く社会環境が改善されているのなら、このような減少傾向も当然の結果といえるだろう。しかし、現実の社会状況はむしろ逆である。非行に走るきっかけになるといわれる貧困問題や学習格差は深刻化しているし、非行少年の多くが抱えているといわれるいじめ被害や児童虐待も目立つようになってきている。にもかかわらず、少年刑法犯は逆に減っている。それはなぜだろうか。

この謎を解くにあたって最初に着目したいのは、若年層における幸福感の高まりという事実である。NHK放送文化研究所が実施している「日本人の意識調査」を見ると、10代から30代までの生活満足度は高まっている。また、同研究所が実施している「中学生・高校生の生活と意識調査」

〈図1〉少年による一般刑法犯の推移

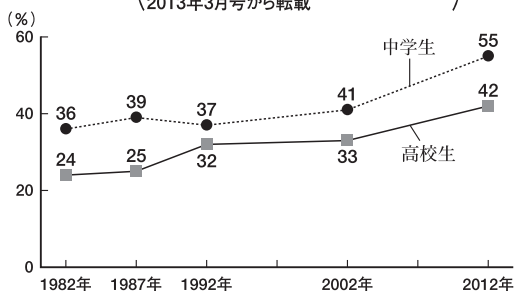
(法務省『平成27年版 犯罪白書』2015年から転載)



※「少年人口比」は10歳以上の少年10万人あたりの、「成人人口比」は成人10万人あたりの、それぞれの刑法犯・一般刑法犯検挙人員。

〈図2〉今はとても幸せだ

(NHK放送文化研究所『放送研究と調査』2013年3月号から転載)



を見ても、自分は幸福だと感じる中高生は増え続けている(図2)。日々の生活に不満を覚えなければ、それだけ逸脱する者が減るのも当然だろう。

若年層で幸福感が増している理由の一つとして挙げられるのは、この世代でとくに突出している人間関係の自由度の高まりである。彼らの人間関係は、かつてほどには組織や制度によってきつく縛られなくなり、不本意な関係を無理に強制される機会が減少してきた。個人の好みに応じて自由なつながりを築きやすくなり、局面に応じてそれを切り替えることも容易になっている。近年のネットの発達もこの傾向を後押ししている。

また、NHK放送文化研究所の調査からは、往年の親子と比べて今日の親子では日常生活の諸々の点で価値観のギャップが縮小しているという事実も見出せる(図3)。そのため、親から生き方を押しつけられたと感じる中高生は減少し、親子関係が総じて良好になっている。近年は、思春期の子どもたちから激しい第二次反抗期が消えたとしばしば指摘されるが、その理由の一端もこの辺りにあるのだろう。

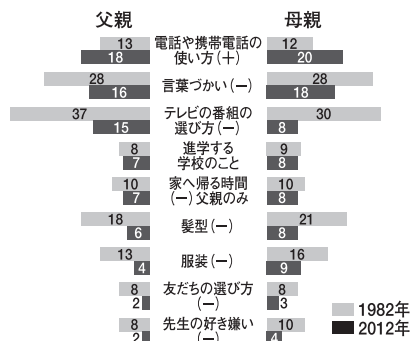
親子間で意識のギャップが縮まってきたのは、今日の日本が成熟社会を迎えているからである。第二次大戦後の日本は、高度成長の時代から安定成長の時代へ、そしてさらに低成長の時代へと、その歩む速度を大幅に落としてきた。そのため、それぞれの時代で、旧世代と新世代の人びとが思春期を送った

社会の落差は大きく異なっている。高度成長期には新旧の世代の間に大きな落差があるが、低成長期にはほとんど見られない。そのため、世代間の意識ギャップも前者では大きくなるが、後者では小さくなるのである。

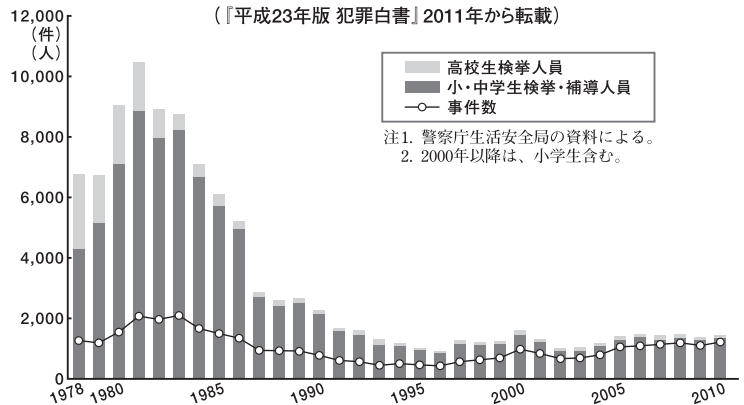
したがって、同じことは学校の教師や地域の大人との関係にも当てはまる。教師は自分のことをよく理解してくれていると考える中高生は増えているし、地元が好きだという若者も増えている。そのため、世代間対立の表われでもあった校内暴力や暴走族も、今日ではほとんど見られなくなった。統計上、校内暴力として計上されるトラブルはいまでも一定数あるが、そのほとんどは単独で痼癪を爆発させてしまったような類のもので、往年のように組織化された集団暴力はほとんど見られなくなっている(図4)。

過去を振り返ってみれば、非行グループとは大人社会や学校への反発や敵意を核に形成されるものだった。共通の敵がいたからこそ、少年たちは固く団結できたのである。少年事件の多くが共犯だったのもそのためである。しかし、今日のように大人社会も学校も共通の敵と看做されなくなると、かつてのような非行グループが存立することは難しくなる。当然、そこを母胎に醸成されていた対抗的な副次文化も衰退する。幸福感を増した今日の若者たちは、かつてのような逸脱文化を学習する場を失ったのである。

〈図3〉子どもと意見が合わないこと  
(NHK放送文化研究所「放送研究と調査」  
2013年2月号から転載)



〈図4〉校内暴力の事件数と検挙補導人員の推移  
(『平成23年版 犯罪白書』2011年から転載)



注1. 警察庁生活安全局の資料による。  
注2. 2000年以降は、小学生含む。

## 2. 低下する期待値

組織化された校内暴力が学校から消え、大規模な暴走族も地域社会から姿を消し、反抗的な少年たちが減ってきたのは事実である。しかし、かつてよりも大人と子どもの関係が良好になったからといって、非行のきっかけとなる貧困問題や学習格差が解消されたわけではない。むしろ事態は深刻化しているのが実情である。それにもかかわらず、こういった背景に由来する少年非行が増えていないのはなぜだろうか。

元来、日本人は勤勉だといわれてきた。その国民性は、「努力したら報われる」という心性に支えられてきたものである。事実、経済成長を続けていた頃は、国民の多くが努力の成果を享受しやすかった。無論、努力をしたからといって皆が成功できたわけではない。しかし成長期の社会では、上昇するエレベーターに皆で乗り込んでいるようなものだから、たとえ社会の底辺に置かれた者でも、生活の向上をそれなりに実感することができた。

ところが、今日の日本で、努力の成果を誰もが享受することは難しい。上昇を止めたエレベーターのなかで、それでも上昇を実現するためには、他人をかき分けて自分が上へと這い上がらねばならない。それができるのは、ごく一部の限られた人間だけである。「努力したら報われる」という実感は、今日では希少なものへと変質してしまった。このような社会状況のなかで、「努力しても報われない」と諦観を抱く者が、世紀の移った頃から増えはじめている。その傾向は、若年層の男性でとくに著しい(図5)。他方で、それが彼らの不満感を募らせる事態には陥っていない。それどころか、むしろ逆に彼らの幸福感は上昇している。

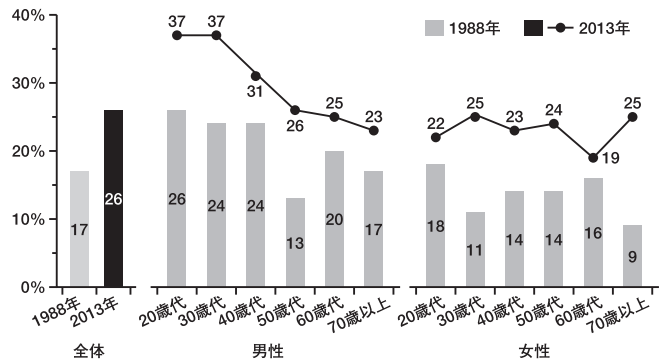
ひとは、「努力したら報われる」という気持ちを持て強くとらえていなければいざいほど、努力しようというモチベーションを高めるが、もし努

力しても報われなかったときは、それだけ著しく不満感を募らせることにもなる。期待と現実のギャップが大きいからである。しかし、「努力しても報われない」と端から思っていれば、そもそも努力しようなどというモチベーションは高まらないし、たとえ努力して報われなかったとしても、不満感はさほど募らない。期待と現実の間に大きなギャップが生じないからである。

不満とは、期待と現実の落差から生まれるものである。だとしたら、余計な理想など最初から描かず、どのような状態を幸せと感じるかについての期待水準がそもそも低ければ、現実への不満感もそれだけ低下することになる。ただし、将来に対して希望を持ってないがゆえに現状に満足せざるをえないのなら、それは防衛機制のメカニズムから生ずる幸福感であって、その背後にじつは欲求不満が隠されていることになる。すなわち、そこには希望を持ちたいのに持てないという葛藤が潜在し、その不全感若者の非行を増加させることになるだろう。

しかし、現在の若者たちは、将来への希望を持ってないがゆえに絶望し、その反動形成ないし合理化として現状への満足度を高めているわけではない。そもそも将来への希望を持つことなど最初から想定すらしていないのである。将来への期待値が下がっており、希望を持つことへの欲求それ自体が欠けているがゆえに、また絶望もしていないのであって、希

〈図5〉いくら努力しても、まったく報われないことが多いと思う(統計数理研究所「日本人の国民性」調査から)



望を持つことを諦めたわけではない。希望を持つこと自体にリアリティを感じなくなっているのである。

余計な理想など最初から描かず、そもそも期待水準が低ければ、現実への不満感はそれだけ低下することになる。それが今日的な心性のあり方である。そして、すでに成長期を終えた現代の日本では、そのような心理傾向が一般的になりつつある。減少傾向を示しているのは少年刑法犯だけでなく、成人刑法犯も同様であるが、それはこの時代の空気を等しく吸って生活しているからだろう。

もっとも、現在65歳以上の刑法犯だけは増加している。この年齢層の人口比で見ても漸増しているから、高齢化だけが原因ではない。また、近年はいわゆる下流老人の増加も指摘されるが、貧困率の上昇幅が大きいのはじつは若年層のほうである(図6)。しかし、刑法犯の動向は逆である。考えてみれば、彼らは、若かりし頃に高度成長を体験してきた世代である。当時の社会で培われた期待値の高さは、たとえ社会状況が大きく変わってもなかなか拭い去ることができない。その高すぎる期待値が、今日の社会状況と合致しなくなっている。だから、意識調査の結果をみると、生活レベルが上昇したにもかかわらず、この世代の幸福感は増していないのである。

### 3. 宿命論的な世界

以上のような社会状況を背景にして、今日の少年

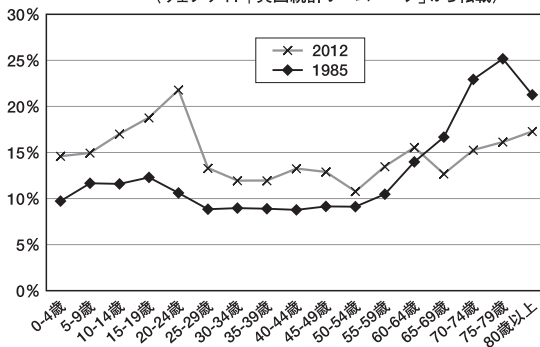
非行は激減している。もっとも、法を侵す少年がまったくないなくなったわけではない。しかし、いま見てきたような時代精神は、彼らの心性にも大きな影響を及ぼしている。非行で補導された少年には、学校での学習困難やいじめ被害、あるいは家庭での虐待を経験している者が多い。そのため、一般社会や人間関係に対する信頼度が低い。ところが、そのような境遇に置かれた経緯を自らの資質の至らなさゆえと考える者もまた多いのである。

少年院に収容されている少年に対して2009年に実施された全数調査では、自らが考える非行原因の第1位は「友だちとの関係」である(伊藤・五味、2010)。人間関係の比重が大きいのは昔も今も変わらない(図7)。ただし、今日の仲間集団では、大人社会という共通の敵が見出せなくなった分だけ、世代内のわずかな差異もかつて以上に目立つようになっている。そのため、集団内の動向に自分を合わせることがかつて以上に難しくなっている。個人的な差異の相対的な顕在化が、若者たちの人間関係の不安定化を促しているのである。

人間関係の流動化が進んだ結果、自由な生活環境に満足感を覚える若者は増えている。しかし、その人間関係の基盤はけっして盤石なものではない。彼らは、良好な人間関係を維持し続けるため、ネットも駆使しながら、日々絶え間ない努力を続けている。たとえば、NHK放送文化研究所の調査によれば、

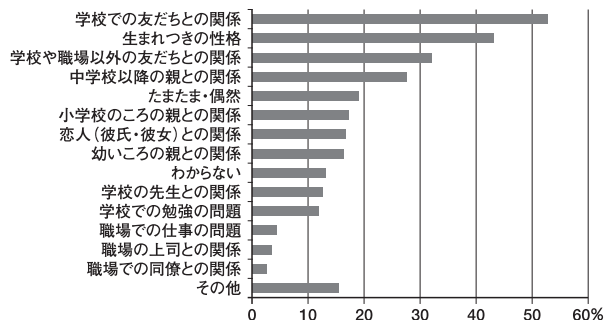
〈図6〉年齢層別の貧困率(男性)

(ウェブサイト「貧困統計ホームページ」から転載)



〈図7〉自分が非行に走った原因だと思うこと

(伊藤茂樹・五味靖「少年院における矯正教育の構造に関する研究(1)」『日本犯罪学会第37回大会報告要旨』2010年)



悩みごとの相談を同世代の友だちにする中高生は減少し、母親にする者が増えている(図8)。友だちに本音を話してその関係が軋んではまずいと考えるからだろう。

そのため、人間関係の流動性が高まったにもかかわらず、関係を広げていくことによってではなく、むしろ逆に閉じることで、少しでも安定した関係を求めるようになっている。家族と同様に、生まれた境遇や生活環境が自分と似通った者同士だけで仲間を形成し、その他の人びとは関わりを持とうとしなくなっているのである。

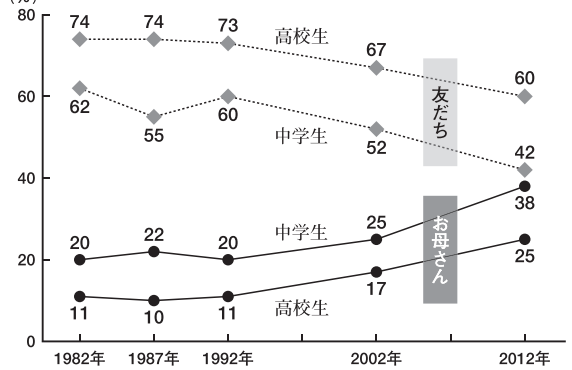
学校のなかでも、小さな仲間集団だけで関係を築き、同じクラスにいても所属集団が違えば住む世界も違うといった状況が広がりつつある。こうして今日の若者たちの生活圏は、ごく身近な狭い範囲で閉じがちになってきた。その結果、いわば視野狭窄に陥ってしまい、自分たちの置かれた境遇を客観的に眺めたり、そこに疑問を抱いたりすることが難しくなっている。

そこで注目すべきなのが、上記の調査で非行原因と考える要因の第2位に挙がっている「生まれつきの自分の性格」である。今日の時代に、生まれた家柄で人生が決まるなどと考える若者は多くない。仮にそう感じる人がいたら、社会に対して強い憤りを感じ、不満感も募るはずだろう。しかし、生まれもった自らの性格や資質にそれが置き換えられているとしたらどうだろうか。その有無は、自分の力では変えられない宿命的なものである。しかも、社会制度によって外部から押しつけられたものではないから、怒りや不満を喚起させもしない。

ここには、生活圏の分断化が否定的な自己イメージの強化に追い打ちをかけているという構図が見受けられる。いったん道を踏み外してしまった者は、それが自分の本質的な姿だと思い込んでしまいやすい。自分と似通った境遇や価値観の仲間としか付きあった経験がないため、それ以外の自分の姿の可能

〈図8〉悩みごとの相談相手

(NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2013年1月号から転載)



性を想起することが困難なのである。こうして、非行少年たちの自己イメージは否定的になりやすく、それを宿命的なものと捉える傾向も強まっている。

現代の日本では流動性が高まり、人生選択の自由度も増している。今後の人生がさまざまな可能性に開かれているはずのこの現代社会で、しかし人生につまずいてしまった現在の自分以外の姿を思い描くことができないのは、まさに宿命論によって自己イメージが先取りされているからである。彼らは、自らの自由意思による選択に不安は感じて、大きな魅力は感じえなくなっている。そのため、現在の自分の姿を本質的なものとして受け入れてしまう。こうして、「生まれもった性格や資質によって人生は決まっている」という宿命観が浸透していく。与えられた環境を淡々と受け入れ、そこに満足する若者が増えてきたのはそのためである。

今日の若年層の間では、このような宿命論とでも呼ぶべき人生観が広がりつつある。それは非行少年だけでなく、一般の少年たちも同様である。あるいは彼らの親世代もおそらく同様だろう。彼らもまた自分たちと似通った者同士だけで生活圏を閉じ、その他の人びとは積極的に関わりを持とうとしなくなっている。そのため今日では、非行少年を見つめる側にいる一般の人びとも、非行少年の矯正効果に対して信頼を抱きにくくなっているのである。

もし、かつてのように非行性向が後天的に獲得さ

れたものと看做されていれば、その矯正も容易だろうと考えられやすい。しかし、それが生まれつきの性格や資質に由来するものと看做されていれば、その矯正もきわめて難しいと捉えられがちになってしまう。あとは彼らへの監視を強めて自衛するしかない。こうして、少年刑法犯の数自体は減少しているにもかかわらず、いや、むしろ数が減っているからこそ、いったん道を踏み外してしまった少年たちと社会の分断線はますます深くなっている。彼らの境遇や行動に対して共感や同情を覚えにくくなっているからである。

このような観点から眺めてみると、近年、注目されるようになった発達障害についても同様のことがいえると気づく。発達障害を抱えた子どもの非行が特段に増えたわけではない。しかし、反社会的なタイプの非行が激減した分だけ、非社会的な非行がかつてよりも目立ちやすくなっている。たしかに障害の存在が犯行の形態に独特の色彩を帯びさせることはあるだろう。しかし、それが直接の非行原因となることはない。むしろ障害から派生する学校でのいじめ被害や家庭での虐待経験が、社会や人間に対する彼らの不信感を増幅させ、それが非行へとつながりやすくなっているのである。

#### 4. 自助努力の陥穽<sup>かんせい</sup>

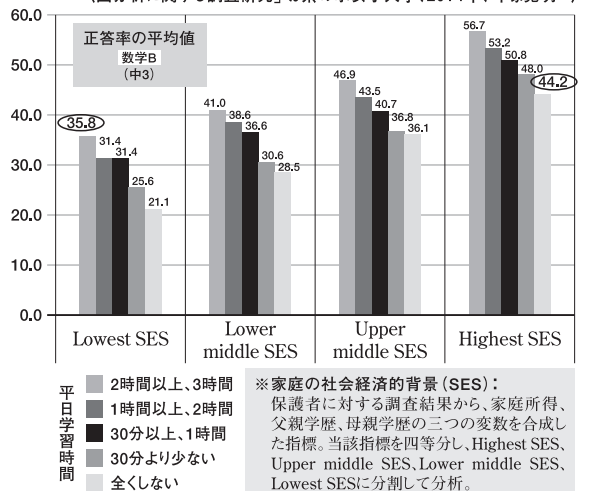
保護者の所得と学歴を総合して家庭環境を4段階に分け、小6と中3が受ける全国一斉学力テストの結果との関係を調べたデータがある(耳塚ほか、2014)。この調査では、平日の家庭学習の時間とテスト結果の関係も調べている。どちらにも関連が見られるが、その影響力は家庭環境のほうが大きい。たとえば、もっとも厳しい家庭環境の子どもは、毎日2時間以上の学習をしても、もっとも恵まれた家庭環境で、学習時間がゼロの子どものテストの平均点に達していない(図9)。ここには、いわゆる文化資本の影響力の大きさを見とることができる。

これは平均値での話なので、もちろん個人差はある。しかし一般論として、家庭環境が学力に及ぼす影響は、生徒自身の学習努力よりも大きい。この研究が明らかにしているのは、社会的な格差を個人的な努力で乗り越えるには大きな壁が存在しているという事実である。そして、それが非行の背景にもなっているという事実である。なぜなら、これは学力だけの問題ではないからである。一般的な生活能力についても同様で、将来の夢を実現させるために自ら計画を立て、人生の一步一步を着実に進めていくという生活態度の形成も、じつは養育環境によって左右される部分が多いのである。

さらにいえば、その家庭環境もまた国家の福祉政策や地域共同体の影響を大きく受けている。たとえば東京都の調査によると、児童虐待の背景要因の1位から3位を占めているのは、ひとり親家庭、経済的困難、親族・近隣からの孤立である。しかし、宿命観的な人生観の下では、「努力をすれば報われる」機会を社会的に剥奪されていることが、当事者たちに意識されにくい。自らの資質のなさゆえと思ってしまう。剥奪感をも剥奪されているという意味で、ここには剥奪の二重化が生じている。その結果、劣悪な環境にも反旗を翻すことなく、それを淡々と

〈図9〉 家庭の社会経済的背景と子どもの学力の関係

(「全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」お茶の水女子大学、2014年、耳塚寛明)



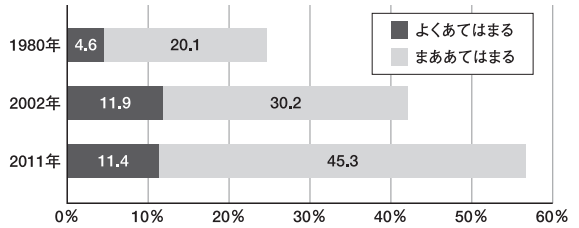
受け入れ、自己変革への意欲を失っていく。成人刑法犯より少年刑法犯のほうが、当該年齢層の人口比で計算してもその減少率が激しい所以でもある。

このように、若者たちが閉じた生活世界を生き、そのため自らの人生に対して余計な期待をかけなくなっているのなら、不満に根ざした逸脱行動は減少していだろう。しかし、生活満足度の表面的な高さの裏では、自らの人生に対する虚無的な態度も募っていきやすくなる。事実、日本青少年研究所の調査によれば、「現状を変えようとするより、そのまま受け入れた方が楽に暮らせる」と考える高校生は、1980年には約25%にすぎなかったが、2011年には約57%へと倍増している(図10)。今日の若年層の幸福感はたしかに増しているが、その背景を改めて見つめ直してみると、このような現実の二面性が浮かび上がってくるのである。

刑法犯で補導された少年は、たしかに少年人口の0.6%にまで激減している。しかし、じつはその10倍以上の数で、自傷経験のある若者が存在している。精神科医らによる調査によれば、男子の約7%、女子の約12%に自傷経験が見られるのである(児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議、2009)。アクティングアウトな非行とは違って、こういった内向きの行為はその実態がなかなか表に出てこないが、私たちの目に届きにくいところで問題行動の変質が進んでいることに留意すべきである。

自傷行為に比べると数は減るが、未成年の自殺者の多さも近年の問題の一つである。成人の自殺者数はようやく減少傾向を見せはじめたが、未成年層ではいまだに高留まりのままである。一方では生活に満足な若者が増えているのに、他方では自殺を企図する若者も多い。表面上は矛盾する現象のように見えるが、じつは根は同じである。自らの人生に対して余計な期待などかけなくなっているとすれば、たしかに生活満足度は上がり、不満感に根ざした非行も減少していだろう。しかし同時に、その虚無的

〈図10〉現状を変えようとするより、そのまま受け入れる方が楽に暮らせる  
(日本青少年研究所「高校生の生活意識と留学に関する調査報告書」2013年から転載)



な心性は自らの生を手放しやすくさせもする。両者の背後には、ともに宿命論的な人生観の影響が見られるのである。

個人の自己責任に基づいた自助努力は確かに大切である。しかし、その意欲や能力も、国家の福祉政策や地域共同体の影響を大きく受けながら社会的に培われていくものである。だとしたら、いま私たち大人に求められているのは、少年たちに責任の自覚や努力が足りないとは非難中傷を加えることではなく、彼らが自らの責任を自覚し、努力への意欲やその能力を育ていけるような生活環境を提供することのはずである。その環境を欠いた者に対して自己責任だけを迫ることは、それこそ責任を欠いた態度といえるのではないだろうか。

参考

- 1) 伊藤茂樹・五味靖、2010年、「少年院における矯正教育の構造に関する研究(1)」『日本犯罪社会学会第37回大会報告要旨』日本犯罪社会学会。
- 2) 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議、2009年、『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』文部科学省。
- 3) 耳塚寛明ほか、2014年、『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』お茶の水女子大学。

キーワード：文化資本

金銭の多寡だけでなく文化的素養や学歴なども親子間での階層移動を大きく左右するという知見にもとづき、経済資本や社会関係資本と並ぶ個人資産を指す概念として、フランスの社会学者ピエール・ブルデューが提唱した。文化資本には、絵画や楽器や蔵書のように客体化した形で存在する文化財、学歴や資格や免状のように社会制度が保証している地位、言語の使い方や振る舞い方やセンスのように身体化された慣習行動の3形態がある。

I 総論 — 少年非行の現在(いま)

# 少年法の現在

## — 非行少年に対する「特別扱い」とその批判



ごとう ひろこ  
千葉大学大学院 専門法務研究科 教授 後藤弘子

### 1. はじめに

少年法は、少年が非行(犯罪や触法行為や虞犯行為)を行ったとしても、20歳未満であることを理由に、成人とは異なる扱いを行うことについて規定している法律である。この法律をめぐっては、特に1990年代以降「少年を特別扱いすること」について、疑問が呈され、2000年代に入ってから、4回の改正が行われた<sup>1)</sup>。また、国民投票法に端を発する選挙権年齢の引下げが、民法だけではなく、少年法にも波及し、少年法の適用年齢を20歳から18歳に下げようとする動きが現在具体化しつつある<sup>2)</sup>。

一方で、少年人口の減少を上回る非行少年(犯罪少年・触法少年)の検挙人員(触法少年の場合の補導人員を含む)の減少は、年々進み、戦後最大を記録した1983年の31万7,438人<sup>3)</sup>から2015年は6万5,950人へと、約5分の1に減少した<sup>4)</sup>。そもそも殺人は、1960年代をピークに減少しており、検挙人員のピーク時の1983年でも49人と2015年の64人と大きく異なることはなく推移している。

少年法の改革の議論が再燃した1990年代後半には、「少年非行の増加、凶悪化、低年齢化」が少年法改正の必要性の前提事実のように語られたが、その時点で、すでに殺人をはじめとする凶悪犯罪は実は減少していた。低年齢化についても、1983年段階ですでに14歳、15歳の年少少年が非行少年の中心となる年代であり、その後若干高齢化した時

期もあったものの、最近では従来通り年少少年が主流である。

最近の非行少年の検挙人員の減少は、少年鑑別所や少年院の収容人員を減らす事態を招いており、その結果、東北や日本海側を中心に収容者がいない少年鑑別所や少年院の閉庁(たとえば、2013年青森少年院)が出現している。

少年院は、少年に対してのみに課される保護処分を実施する施設で、少年院での教育やその存在自体が少年法の理念を体現するものである。その少年院に関して規定している少年院法も戦後初めて改正され、少年院法と少年鑑別所法が成立(2014)、施行(2015)された。改正少年院法は、少年院における矯正処遇は「その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない。」(少年院法15条2項)と規定しており、実際の処遇は刑務所の処遇とは根本的に異なる。しかし、その条文の構成は、2005年に改正された刑事収容施設法(監獄法の改正)と酷似しており、少年の自由権がより保障される必要性が強調されている。

このように、少年による非行が減少し、社会の脅威ではなくなっているにもかかわらず、社会は非行少年に対する「特別扱い」をやめて、「おとなと同じ取扱い」を行うべきであると「信じて」いる。それがなぜなのかをここで考えてみたいが、その前に、

そもそも少年法とはどのような法律なのかについてみていくこととしたい。

## 2. 少年の刑事事件と少年法

少年法は、少年に対する特別扱いに関して、2つの異なる手続を規定している。少年の保護事件という非行少年の家庭裁判所での取扱いの手続と、少年の刑事事件という少年の非行の捜査段階での手続と刑事裁判になってからの手続である。

少年の刑事事件については、家庭裁判所が刑事処分相当として、事件を検察官に送り、検察官が成人と同じ手続を開始した場合、行為時18歳未満の場合には死刑を科すことができない、刑の言渡しは懲役何年という定期刑ではなく、懲役何年から何年という不定期刑を言い渡すことが原則であるなど、少年に対する刑の言渡しに関する特別扱いを行うことを規定している。さらには、刑事手続であっても、少年法の理念に沿った審理を行うことを求めている。加えて、もし刑事裁判所がやはり保護処分という少年特有の処分のほうがふさわしいと判断した場合には、もう一度事件を家庭裁判所に送り返すこともできる(55条移送)。

一方で、少年事件であっても、いったん家庭裁判所が刑事処分相当と判断した場合には、事件によっては、裁判員裁判での審理を実施したり、被害者が参加した裁判が行われることもある。実際に、石巻DV殺人事件のように、裁判員裁判で死刑の言渡しがされ、最高裁判所で死刑が確定した少年事件もある。しかも、2000年の法改正以後は、成人と同じ手続に乗せることができる年齢が16歳から14歳に引下げられたほか、16歳以上で殺人や傷害致死のような故意で被害者が死亡した場合には、原則として、事件を成人と同様な手続に付すことが要求されている。

## 3. 少年保護事件と少年法

### 1) 非行少年には触法少年・虞犯少年もいる

刑事事件として、成人と同じ刑事裁判が行われる可能性があるのは、非行少年の中でも犯罪少年という犯罪行為を行った14歳以上の少年に限られる。少年法は、それ以外に、14歳未満で触法行為を行った少年や、犯罪を行ってはいないが、このままほっておくと将来犯罪を行う可能性の高い虞犯少年も非行少年として家庭裁判所の審判の対象としている。14歳未満の少年は是非善悪を判断し、その判断に従って自分の行動をコントロールできないために、刑事責任を問うことができず、犯罪とはならない(刑法41条)。

しかし、犯罪は成立しないとしても、刑法で犯罪として、刑罰を科してまで禁止している行為を行った場合には、そのままほっておくわけにはいかない。かなりの問題を少年が抱えている可能性が高いことから、その問題について調査し、問題を解決する方法を考え支援することが必要となる。

これは、虞犯少年も同様である。家出のような、成人であったならば司法が介入することはない行為に介入することで、少年が将来犯罪者にならないように支援するという「特別扱い」を少年法は行っている。少年法が行っている「特別扱い」は、なにも「甘い」だけではなく、厳しい「特別扱い」もあるのである。

### 2) 非行少年を誰でも家庭裁判所に通告することができる

少年法は、非行少年を健全に育成することを目的としている(少年法1条)。そのために、まず、非行少年を、つまり、問題を抱えている少年を見つけることが必要となる。

そのために少年法はいくつかのルートを用意している。9割以上の事件は、警察や検察が見つけているが、「私たちがを見つける」というルートも用意さ

れている。少年法は、「家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。」(6条1項)と規定して、私たちに非行少年の発見の義務を負わせている。この規定は、児童福祉法25条の要保護児童の発見の条文と考え方を同じくしている。もちろん、実際一般人からの通告はまれではあるが、少年法のこの規定は、非行少年を発見し、その抱えている問題を解決するための手助けを私たちおとながしなければならないという少年法の基本的な考え方を示すものである。

### 3) 家庭裁判所がすべての非行少年を取り扱う

発見された少年をどうするかについて、発見した人に裁量権が与えられていないのも少年保護事件の特徴である。たとえ、警察が発見し、事件が検察に送られても、成人のように検察には事件を検察限り(起訴猶予)で終わらせることはできない。14歳未満の場合には、児童相談所が家庭裁判所に事件を送るかどうかを定める権限を持っているが、14歳以上の非行少年(犯罪少年)に関しては、すべての事件を家庭裁判所に送らなければならない。これを「全件送致主義」と呼ぶ。

少年法が全件送致主義を採用しているのは、少年がなぜ非行を行ったのか、どうすれば非行の原因となった問題を解決するための援助を行うことができるかについての情報を収集して、その情報に基づいて立ち直す責任を少年が取るための援助策を提案することは、捜査機関にはできないと考えているからである。家庭裁判所調査官という専門職と審判の協力者としての付添人(多くは弁護士)が裁判官と協力して情報収集と必要な責任を少年が取るための援助を行いながら、再非行可能性、矯正可能性、保護相当性を内容とする要保護性があるかどうかを判断する。非行事実も援助方法の提案の前提としてだけでなく、要保護性の判断のために用いられるのも

少年保護事件の特徴である。

### 4) 少年だけに責任を負わせない

少年法は、少年の非行の責任の取り方として、非行の原因を明らかにするためにできる限りの情報を提供すること、調査等で明らかになった自分の抱えている問題に向き合うこと、自分自身を見つめ、自己変革をはかり、非行を行わない自分となることを求めている。この責任の取り方は、刑事責任が直接的には自己変革を目的としないのとは異なっており、少年の責任の取り方の特徴となっている。非行事実の重さや要保護性の高さから、何年も少年院で自己変革を図ることが家庭裁判所から求められることもある。しかし、保護処分としての少年院での平均収容期間が11か月と設定されているのは、集中的に自分を見つめ、非行を行わない自分になる習慣を身につけるために最低限必要な時間としての長さであり、それが少年の責任の取り方だと少年法は考えているからである。

さらに、少年法は非行の責任は少年にだけあるとは考えていない。親も自分の生育歴を含む情報を可能な限り提供すること、審判に出席すること、裁判官から指導を受けることで少年の非行やこれまでの養育態度に向き合い、これまでの態度や考え方を反省し変革することが求められている。

加えて、少年法は少年非行の責任は社会にもあると考えている。非行少年は、それまでのどこかの時点で児童虐待やネグレクト、いじめの被害者や少年非行の被害者であった経験を持っている。その時点で、社会が気づいて、適切な対応を行っていれば、その後に非行を行うことはなかったはずである。社会の子どもの被害からの救済や子どもの抱えている問題の発見の遅れの責任は、遅まきながら、非行少年の立ち直りを援助し、非行を行わない環境を整備することで果たさなければならない。

立ち直りの環境整備の責任は、マス・メディアに

も課されている。少年法61条は、少年非行に関連して、少年がその事件の加害者であることを顔写真や氏名などによって推知できる報道を行うことを禁止している。この規定にはプライバシーの保護など他の要請も含まれているが、少年の更生に影響力の大きいマス・メディアに対して、少年の立ち直りへの最低限の支援をなにより求めているのである。

#### 5) すべての関与が立ち直る責任を援助することを目的とする

少年法では、警察・検察の捜査段階から、家庭裁判所での調査・審判、身柄の拘束・鑑別のための観護措置としての少年鑑別所の収容に至るすべての過程で、立ち直る責任を取るための援助を少年に関わったおとなたちが行うことを予定している。司法機関は、通常中立の立場をとり、行った行為が事実かどうかを証拠に基づいて判断する役割を担っている。もちろん、家庭裁判所にもその役割は求められているが、同時に調査・審判の過程を通じて、少年の立ち直る責任を援助する働きかけを行うことが任務とされている。

#### 6) 被害者にとって過酷な法である

少年法は、非行は少年が問題を抱えていることの出発点であり、非行がなければ親を含めた社会や国が少年の問題に気づけなかったという事実を前提としている。このことは、非行という多くの場合被害者が存在する行為が行われるのを待ってからしか、非行少年としての対応をできないことを意味する。少年法は、数度の改正によって、事件によるが、非行に関する記録の閲覧・謄写、被害者の審判傍聴、被害者の意見の裁判官等による聴取、審判結果の通知といった被害者に対する配慮を充実させてきた。

しかし、そもそも少年法のあり方が、他者に対する被害を前提としていることに加えて、少年の立ち直る責任を援助することを目的としているために、

行った行為の重さとは比例しない評価を司法が行うことは被害者を打ちのめす。加えて、共犯が多いにもかかわらず、要保護性の審理の重要性から、審判が少年ごとに行われ、しかも少年ごとに少年自身や親の被害者に対する対応が異なるために、被害者にとっては何回も審判に出席したり、対応をくりかえすことも過度の負担となる。しかも、結果が重大で、観護措置が取られている場合には、基本的に4週間しか家庭裁判所に事件が継続しないため、49日が終わるか終わらないかのうちに少年審判が終了してしまうこともめずらしくない。このような過酷な状況にある被害者に対する支援がまだまだ十分ではないことも、少年に対する「特別扱い」への批判を促進するものとなっている。

#### 4. 少年法による教育的介入は必要ないのか

少年法が非行少年に対して成人と異なる取扱いをするのは、少年が発達の過程にあり、社会が要求している規範適合的な行為を行うには未成熟であること、しかも可塑性があるため、適切な教育的介入を立ち直る責任への援助として行うことで、少年を犯罪者として成長させないことができると考えているからである。

もちろん、教育は確率であるため、教育的介入がうまくいくかどうかはわからない。しかし、少年の立ち直る責任を援助することは、少年本人のみならず、さらなる被害者を出さないという点で、社会にとっても意味がある。

少年法の少年に対する援助のあり方は、最近の脳科学にも裏打ちされている。青少年期は、脳の「発達可塑性」の時期であり、その時期の脳の可塑性は、受動的であれ、自発的であれ、よくも悪くも「基本的な脳の神経構造を変える」までの可塑性である。そのため、この時期を利用することで、その後の脳の神経構造をラディカルに変化させることができるのである<sup>5)</sup>。

これまで少年法による少年の「特別扱い」をなくす方向での議論は、この科学的事実を無視して起きている。科学的事実を無視するのは、日本における立法においてよくあることだが、特に少年法においては、次のことが議論の前提として存在していることを見逃してはならない。

それは、少年法が前提としている社会が責任をとることを社会が放棄しているという事実である。未成熟な少年の未成熟ゆえの後先考えない衝動的な行動を、おとなの基準ではかり、その責任を追及しようとする態度は、少年を非行に追いやっている社会が責任を取るのではなく、自分たちの責任も少年たちに押し付ける無責任を許すことを意味する。しかも、その無責任は犯罪被害者と同化することでより強化される。

このような状況の中で、18歳への成人年齢の引下げが起きれば、おとなたちの無責任をより強化する方向を加速させる効果しか期待できない。

ローレンス・スタインバーグは、「焦らず決められ他の人間に相談もできる状況での青少年の判断力」である「冷たい認知」は16歳ぐらいまでに成人同様に成熟するが、「感情の高ぶりや、時間の制約や、社会的に強制させる可能性がある中での判断力」である「熱い認知」は「早くて18歳、もしかしたら21歳まで成熟しないかもしれない」としている<sup>6</sup>。

「熱い認知」を扱っている少年法の年齢を下げることは、科学的にも誤っているだけではなく、おとなたちの無責任を促進する役割も果たすという意味で適切ではない。少年法の対象年齢を従来通りとし、少年法をより適切に機能させることが、私たちおとなが、少年が果たすべき立ち直る責任を援助する責任を果たすことになるのである。

註)

- 1 後藤弘子「少年法一部改正法・少年院法・少年鑑別所法」法学教室412号(2015)63頁以下参照。
- 2 同「成人年齢の引下げ」法学教室423号(2015)30頁以下参照。なお、法制審議会は2017年2月9日に、少年法の成人年齢引下げに関する諮問を法務大臣より受けた。
- 3 法務省法務総合研究所『昭和56年版犯罪白書』より。
- 4 同『平成28年版犯罪白書』より。
- 5 ローレンス・スタインバーグ『15歳はなぜ言うことを聞かないのか?』日経BP社(2015)。
- 6 同・前掲書296頁。

## キーワード： 少年の健全育成

少年法の目的である「少年の健全育成」は、非行少年に対する国や社会の支援が発達段階に応じて適切に行われる必要性を再確認した言葉である。「心身ともに健全な人として成長してゆく」(母子保健法3条)ためや「心身の健やかな成長及び発達」(児童福祉法1条)のための支援が十分ではなかったために、非行少年となった子どもに対して、少なくとも犯罪者にならないための強制的な再教育を行うことを国や社会に求めている。成人として自立する前の最後の教育・支援の機会だといってよい。母子保健や児童福祉による支援が発達段階ごとに適切に行われることが、非行少年となることを予防し、さらには犯罪被害者となる人を減らすことにつながる。

## 保護処分

保護処分は、少年審判の結果課せられる処分で、保護観察処分、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致処分の3種類がある。保護観察処分は、少年を社会に戻して生活させながら、保護観察官・保護司の指導監督、補導援助を受けながら生活をしていくことを内容とする。少年院送致は少年院に収容されて、24時間法務教官の指導を受けるものである。少年院にはおおむね12歳以上の少年の送致が可能である。年齢が12歳かそれ以下の少年の場合で社会に戻すことが適切でない少年や年齢が上であっても児童福祉的な対応が必要だとされた少年には児童福祉法上の処分である児童自立支援施設・児童養護施設送致が選択される。

I 総論 — 少年非行の現在(いま)

# 非行少年・課題を抱えた子ども達の現在



すどう みち お  
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 園長 須藤三千雄

## はじめに

筆者は、社会的養護の現場で41年間生活してきた。その経験から、非行少年やさまざまな課題を抱えた子ども達の自立のためには、欠かせないことが三つあると思っている。

一つ目は、子ども自身が生きる希望を失っていないことである。

二つ目は、子どもの問題は、その子どもを取り巻く周囲の問題であることが多い。だから、その子を取り巻く環境の改善が必要である。

三つ目は、子どもの自立のためには、その子どもがどんな状況であっても、その子どもの幸せを願い続ける大人が、最低でも一人存在することである。

筆者は、昭和50年に国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所(現在は国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所)に29期生として入所した。初めての講義で、「足の裏の哲学」<sup>注1)</sup>と「WITHの精神」の大切さを聞いたことを、40年以上経過した今も鮮やかに記憶している。

その後、東京都立の萩山実務学校(児童自立支援施設・小舎交代制・6年間)、埼玉県埼玉学園(児童自立支援施設・小舎夫婦制・18年間)に勤務した。その後、児童相談所に異動し、6年間で3ヶ所の児

童相談所で児童虐待等の業務に携わった。児童虐待の最前線の取り組みを、平成17年に4ヶ月間の取材を受けた。平成18年8月にNHKで放映された『日本の現場・48時間の約束』は、反響が大きく「児童相談所の現場の苦悩が判った」「児童相談所の職員になり、子どもを守りたい」「これでは児童相談所の職員がつぶれてしまう。人を増やすことが必要」等の感想や激励をたくさんの方々から頂いた。

平成18年に埼玉県埼玉学園に異動になり、5年間勤務した。平成23年3月に、全国児童自立支援施設協議会会長のときに、非行問題『公設民営化議論の行方』を著述した。内容は児童自立支援施設で生活する子ども達に、学校教育を保障すること、公設民営化には課題が多い、等である。退職後は、県内の児童養護施設2ヶ所に4年間勤務した。平成27年からは、児童心理治療施設・こどもの心のケアハウス 嵐山学園に勤務している。

現在の児童自立支援施設は、明治時代に篤志家によって始められた感化院に始まる。1900年の感化法下の感化院、1934年少年教護法下の少年教護院、1947年児童福祉法下の教護院と変遷する。1998年児童福祉法の改正により、現在の児童自立支援施設に至っている。

現在の非行少年<sup>注2)</sup>や課題を抱えた子ども達への支援を考える上で、児童自立支援施設の明治期からの誕生の歴史とその後の展開を考察することが重要

と考えている。以下に「1. 児童自立支援施設等の歴史的展開」を述べるが、その前半では感化法や児童福祉法等の成立を時系列で整理する。後半では筆者が仕事で関わった子ども達とのエピソードを交えながら、「非行少年や課題を抱えた子ども達の自立の困難さ」と「そうした子どもの支援に寄り添う現場の取り組み」を伝えたい。

注1) 足の裏は不恰好で目にもつかず、何も役に立たないような存在だが、人間に不可欠なもの。職員の使命や生き方を示している。

注2) 非行少年とは、少年法第3条第1項に規定されている少年、犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の者)、触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者)、虞犯少年(性格、行状などから判断して将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある20歳未満の者)をいう。

## 1. 児童自立支援施設等の歴史的展開

### (1) 感化法の成立以前

1872年(明治5年)の監獄則の公布により、懲治監(懲治場の前身)が設けられた。「刑期を終えた20歳未満の者、不良行為がある幼年者等を收容して、成人犯罪者から隔離し、寛大な措置がとられること」となり、子どもは成人の收容者と分けられるようになった。ただ、実際は子どもだけを分離收容する監獄ではなかったようだ。

1880年(明治13年)に公布された旧刑法では、「12歳未満のものは罪を論ぜず、満8歳から12歳未満の者は懲治場に留置する」ことが定められた。1887年頃(明治20年代)は、罪を犯した子どもや手に負えない子は、懲治場に收容されていた。

監獄と懲治場、法律上は区別されていたが、実際は監獄の中にあった。そのために、懲治場の子どもは他の成人の囚人と一緒にいることもあり、犯罪を習う、成人囚人との関係ができる機会になるという負の面があったため、分離收容・教育的な処遇が望ましいという意見が宗教家や監獄の仕事に関わった

人々から出るようになった。これが、児童自立支援施設の原点であると筆者は思う。

こうした動きの中で、感化院の設置を求める運動が、新聞記者・宗教関係者・監獄行政者によって展開された。池上感化院(1883年、大阪)、東京感化院(1885年、東京)、千葉感化院(1885年、千葉)、家庭学校(1899年、東京)等の10施設が設立された。

なお、1887年(明治20年)に石井十次が岡山孤児院を設立している。

### (2) 留岡幸助の感化理念

留岡幸助は、1891年(明治24年)に北海道空知集治監の教誨師になる。囚人との面接を通じて、彼等の多くが幼少期に不幸な生育暦を過ごしていることを知る。自分の関わりを「石の田を耕しているようだ」と無力感を語っている。この思いが、その後、アメリカに渡り、2年間の感化監獄について学ぶ原動力になったと思われる。帰国後に家庭学校(東京)を創設する。子どもの恵まれない家庭環境に着目し、保護と育成を理想とした【学校にして家庭、家庭にして学校】というものであった。留岡のこうした理念は、感化法制定の大きな原動力になった。以後、児童自立支援施設のモデルになった。

### (3) 感化法の成立

1900年(明治33年)、感化法が制定された。

国立武蔵野学院初代院長の菊池俊諦は、「感化院は児童を社会的に保護して、其幸福と自由を保障することを目的する」と『感化教育』(1928年)に著述している。感化法の成立は、感化教育に関わる人たちにとって、「児童保護」を立法化したものである。また、監獄行政に携わる人にとっては、非行少年の早期矯正を期待するものでもあったと思われる。高い理想のもと制定された感化法であるが、各府県での財政難等により、公立の感化院は設置が進展しなかった。

1907年(明治40年)、刑法が改正、犯罪責任能力を12歳から14歳へと引き上げ、懲治場が廃止され

た。同年、感化法の一部改正により感化院の設置が府県に義務づけられた。その結果、2年間で各府県に設置された(沖縄は1915年に設置)。

1919年(大正8年)、国立武蔵野学院(小舎夫婦制)が設置されて、地方感化院で処遇困難な男児の受け入れを始めた。

#### (4) 少年法の制定

1922年(大正11年)、少年法が成立する。司法省関係者は未成年者の刑事政策としては、感化院の対応だけでは、不十分と考えたのではないだろうか。

翌1923年(大正12年)、多摩矯正院が多摩地区に創設された。日本の少年非行対応の原型(二重構造)<sup>注3)</sup>が誕生したと筆者は理解している。感化院法は、主義を「社会政策的行政に立脚し保護教育を為す」。客体は、「主として14歳以下にして、(イ)不良行為を為す者(ロ)不良行為を為す虞のある者<sup>おそ</sup>…」。少年院法は、主義を「刑事政策司法保護に立脚し犯罪の予防と…」。客体は、「主として14歳以上の者にして、(イ)刑罰法令に触るる行為者(ロ)刑罰法令に触るる行為を為す虞れある者…」。

注3) 1922年(大正11年)成立の少年法では、少年審判所を設け、18歳以下の少年で検事から送致を受けた者、および犯罪をなす虞のある少年に対し、少年審判所の審判により各種の施設処遇や施設外処遇を命じた。施設処遇には、内務省所管の感化院送致に加え、翌年、新たに設けられた司法省所管の矯正院送致があるが、この二重構造は、感化院が児童自立支援施設(厚生労働省所管)に、矯正院が少年院(法務省所管)となった現在も変わらない。

#### (5) 少年教護法の成立から児童福祉法の成立まで

1933年(昭和8年)、少年教護法が成立した。感化法の下で、予算や職員不足に悩み、感化理論でも支援の体系化の必要性を感じていた関係者は、少年教護法の成立に向けての運動を展開した貴重な成果であった。

少年教護法の要点は下記のとおりである。施設の名称は少年教護院とした。

(ア) 少年を保護処分する前に、必要に応じて一次保護を実施する。

(イ) 少年鑑別機関を設け、科学的審査をする。

(ウ) 退院者に対して尋常小学校の教科終了の学力認定の途を開く。

地域との連携を図り、子どものプライバシーにも配慮することを明記した画期的な内容であった。

しかし、全国の施設が戦争の影響を受ける状況になる。戦時下の少年教護院は、厳しい環境の中でも子ども達への「教育と保護」は継続したが、食料や燃料の不足を補うことが求められるようになる。

そのために、職員と子どもは施設の校庭をサツマイモ畑に開墾したりして自給自足に努めた。燃料の石炭もなくなってきて、薪を使うようになった。子ども達が作った米も全部供出した。主食はサツマイモとジャガイモだった(『七十五年のあゆみ』埼玉学園)。

#### (6) 児童福祉法の成立

1947年(昭和22年)、児童福祉法の制定で全国に児童相談所が開設された。児童相談所の機能は、あらゆる子どもの相談に関わることと、児童福祉法に基づき設置された各種の児童福祉施設に子ども達を措置することであった。少年教護院は、児童福祉法第44条で【教護院】として位置づけられた。子どもの教育と保護を目的とした入所施設として存在することになった。

敗戦の混乱期に社会的な支援を必要としている子ども達が大量にいた。多くの戦災孤児には養護施設(現在は児童養護施設)、多発する少年非行には教護院(現在は児童自立支援施設)、栄養失調や健康不良の子どもには虚弱児施設(現在は廃止)が設置された。

#### (7) 非行の第1のピーク

戦後の非行のピークは4つあり、第1のピークは、少年刑法犯検挙人員16万6,433人の1951年(昭和26年)である。終戦直後の少年非行の増加は、敗戦による混乱(経済的困窮や親との死別などの家庭の欠損等)が、少年達に深刻な影響を与えていた。年長

少年、特に有職、無職少年による窃盗、強盗、詐欺等の財産犯が特徴であった。少年警察活動の基盤が整備され、経済が安定する中で徐々に収束していったと思われる。

#### (8) 非行の第2のピーク

第2のピークは、少年刑法犯検挙人員23万8,830人の1964年(昭和39年)である。低年齢児の非行、女子の性非行、不登校問題の出現が特徴である。

1950年代～60年代には、低年齢児の非行が顕著になる。非行問題は、貧困や戦争孤児が大きな要因であったが、新たな側面として普通の家庭で育った小学生の盗みや万引きが目立つようになった。青少年の自殺数も多くなり、心の健康面にも配慮が必要な状況であった。

1959年(昭和34年)は、騒音を撒き散らしオートバイで暴走する交通非行少年集団が「カミナリ族」と呼ばれて社会問題化した。このころの非行少年は「群れ(集団)」で行動することが特徴であった。

薬物非行(睡眠薬遊び・シンナー遊び等)も、集団で遊び、目立つようになった。

群れない少年の非行では、1968年から翌年にかけて、連続ピストル射殺事件が衝撃的であった。極貧家庭に育ち、中学卒業後に上京して職場を転々として犯行を犯した彼は「俺は貧乏が憎い。何もかも貧乏だから起きたんだ」と語っている。高度経済成長とは縁がなく、将来の希望が持てずに下積み生活を送る、地方からの上京少年の「心の叫び」と受け止めた記憶がある(当時、筆者は彼より少し年下であった)。

もう一つの問題が不登校である。非行少年や家庭環境に恵まれなかった児童の、欠席や授業からの抜け出し等は、戦後の学校教育が開始されてからも継続した問題(怠学)であった。普通の家庭で育った小学生の万引き等の問題行動を前述したが、比較的豊かな家庭で育ち、養育環境にも友人関係にも恵まれた子ども達が、登校できない(しない)状況が現

れる。「学校恐怖症」「登校拒否」という名称が使われ、神経症を中核とする個人病理と捉えられた時期もあった。

非行の低年齢化や不登校は、社会の急速な経済成長に伴う都市化の進展、都市部への人口集中、享乐的な風潮の広まり等の少年非行を誘発しやすい社会構造の変化が、心理的に未成熟にある年少少年(低年齢児)に影響した結果と思われる。

こうした不登校や低年齢非行は、共通して都市部の中産階級の家庭の子ども達にみられる特徴があった。これまでの児童問題とは異なる新しい児童問題であった。そうした子ども達の保護者にも大きな混乱を与えた。

精神医学や臨床心理学にその解明が期待された。こうした「情緒的混乱」を抱えた子ども達への対応は、心理治療的な関わりが重要と考えられた。そのために1961年(昭和36年)、児童福祉法の一部が改正され、翌年に施行された。児童福祉法の中では一番新しい種別の施設ができることになり、情緒障害児短期治療施設(以下情短施設と表記する)<sup>注4)</sup>が設置され、3施設が開設された。

情短施設は、他の児童福祉施設と同様に「入所施設」として開設された。概ね12歳未満の小学生を対象に、軽度の非行・不登校等を中心にした問題に、充実したスタッフの下で、短期(3ヶ月～6ヶ月の入所期間・週末帰省等)に集中的に、生活指導や心理治療等を行い、治療をしていくことを目的に設立された。

1960年(昭和35年)に国立きぬ川学院(小舎夫婦制)が設立された。地方の児童自立支援施設で処遇困難な女子児童の受け入れを開始した。

情短施設と国立きぬ川学院が、ほとんど同時期に開設されたことは、「今後の新しい児童対応のあり方」として、関係者の期待と注目を集めたと筆者は理解している。

注4) 生活支援・心理治療・医療・教育という4つの領域の総合的な支援(総合環境療法)を実施す

ることが、基本的なシステムである(平成29年4月から「児童心理治療施設」という名称に変更する)。

### (9) 非行の第3のピーク

非行の第3のピークは、少年刑法犯検挙人員31万7,438人の1983年(昭和58年)である。社会的背景としては、高度経済成長によって欧米並みの経済的な豊かさを達成したが、連帯意識の希薄化、核家族化、価値観の多様化が進む。青少年に刹那的な風潮や克己心の欠如という現象が広まる。少年を取り巻く不適切な環境が拡大していったことが背景としてあげられる。第3のピークの特徴は、非行の著しい低年齢化と一般化であり、万引きや自転車盗の初発型非行が多発している。暴走族、校内暴力等の粗暴性の強い非行が著しく増加した。年少少年による通り魔事件のような衝動的で無差別的な凶悪犯、粗暴犯の増加が目立つ時期であった。

児童相談所は、経験と実践の積み重ねで「軽度の非行ケースや不登校ケース」についての対応力を向上させる。その結果、「軽度の非行ケースや不登校ケース」は、在宅支援(通所ケース)として対応するようになる。児童相談所が情短施設に入所を優先する子どもは、「重度の情緒的問題を抱えたケース」に変化していった。

1960年代前半にピークを迎えた少年非行と不登校は、1970年代の半ばには一時的に沈静化するが、1980年(昭和55年)頃から、中学生の不登校ケースが多くなってきた。家庭内暴力の出現とも重なり、中学生の不登校ケースへの対応が、社会の強い要請となった。

1980年代半ばになり、情短施設は中学生の受け入れが国から認められた。これにより、中学生を受け入れるための設備改善の取り組みが可能となった。また中学校の施設内分校・分教室も可能となった。1890年代には、施設に入所している児童の半数以上を、不登校ケースが占めるようになっていく。

小学生を主に対象としていた施設が、中学生にも対象を変更していく転換期になった。その結果、情短施設は、重度の被虐待児(情緒障害・暴力問題等)の受け入れ先として、機能していくことが求められるようになった。

### (10) 東京都立萩山実務学校に筆者は勤務(1975年~81年)

当時の萩山実務学校は、長年継続した夫婦小舎制から、交代制に移行した直後であった。当時の交代制は、男女職員の2ペアによる4人制であった(現在は5人制)。交代制の長所の一つは、経験の浅い職員が毎日の仕事を通じて、経験豊かな職員から子どもへの関わりを学べることである。筆者も新人職員のときは、先輩職員と指導力の差を感じることも多い、鍛えられた6年間であった。養成所のころから「子どもの支援を、夫婦制でやってみたい」と考えていたので、埼玉県埼玉学園に異動を決めた。引越しのときに、それまで担当していた児童から手渡された手紙を今も大事にしている。当時の施設で生活していた子どもの気持ちが表現されていて、筆者はこの手紙に何度も励まされた。その一部を紹介したい(原文ママ。一部省略)。

#### 『須藤先生へ』

僕がこの学校に入ったのは小学校6年生の時です。

僕がこの学校に入った理由は、人のものを盗んだからです。盗みをやめるために、ここで生活しています。でも、僕はまじめな生徒ではありません。そのことは、先生が一番知っていると思います。隠れて煙草を吸ったり、逃げ出したことも10回ありました。弱い者いじめもした、卑怯な自分でした。たくさん叱られました。

朝早く起きること、掃除をして身の回りをきれいにすること、ご飯を腹いっぱい食べること、作業をして体を動かすことが好きになりました。集団生活のこつも覚えました。新入生のお

世話役もできます。

僕が何よりも先生に伝えたいことがあります。

僕はこの学校に来る前は、自分は世界で一番不幸な人間だと思っていました。そのように自分に言い聞かせていました。そうして好き勝手にしていたら、非行少年と言われるようになってしまいました。でも、この学校に来てから、いつかしたら、そのようなことは思わなくなりました。

この学校には、いろんな人がいます。気に食わないやつがいて、ぶっ飛ばしたこともあったけれど、先生や他の子どもと話していくうちに、自分よりも不幸な人がたくさん居る事に気がついたからです。親の居ない子もいる、親が面会に来ない子もいます。たまに面会に来て、文句ばかり言っている親もいます。この学校に居る間に、親が居なくなってしまう人もいます。その子に比べて、僕はずーと幸せな人間です。うちの親は偉いと思います。世間に迷惑をかけた自分を捨てて逃げ出さなかったからです。

今、自分はそんなに不幸とは思っていません。

先生、これはすごいことですね。僕は良い方に進んでいますよね。親の気持ちが少しわかるようになって、少しのことでくよくよしなくなりました。もう逃げない。煙草は吸わない。喧嘩も出来るだけしないようにします。

彼は中学を卒業・退園し家業の塗装業を継ぎました。仕事を通して父親の苦労を実感し、自立していきます。当時は、中学卒業で就労する少年が多かった。

施設の現場は、毎日の子どもの指導に追われて、退園後の支援にまで手が回らない状況だった。

#### (11) 児童虐待に苦悩する児童相談所

1990年代になると、親や保護者からの暴力や放置によって幼児の死亡事件が、続発し社会問題化されるようになる。「子ども達を虐待から守れ」とキ

ャンペーンが展開されるようになる。そうした国民の声を背景に「児童虐待防止法」が、2000年(平成12年)に制定される。筆者が、児童自立支援施設から児童相談所に異動した年でもあった。当時の児童虐待防止法は、深刻な権利侵害を受けている児童を「保護、生命を守る」ことが、最優先の課題であった。残念ながら、児童虐待を防止することの歯止めにはならなかった。その後も毎年、右肩上がりの増加を続けている。

児童相談所は、児童虐待の対応では、従来の「親子関係の調整」というケースワークでは、児童の生命の安全確保が困難になってきた。そうした危機的状況の中で、虐待者(親・保護者)から被虐待者(児童)を、引き上げ・分離することが急務となっていった。

保護先は、児童相談所の一時保護所が原則だが、満杯状態が多く、児童福祉司は緊急保護した児童の保護先探しでも苦勞することになる。

虐待通告が義務化される中で、虐待通告件数は激増していく。埼玉県では、児童虐待通告を受理すると48時間以内に「訪問・安全確認」することになり、児童相談所の職員は、毎日入る虐待通告に忙殺されていくことになる。その結果、児童相談所の業務は、さまざまな児童に関する相談機関としての業務から、児童虐待相談を最優先にするものへと変化をしていく。そして、身柄つきの通告にも、丁寧に対応して支援していく余裕がなくなっていく。

筆者が地域相談担当職員のころ、児童虐待通告が突然入り、ようやく呼び出しに応じて来所したケースの親子に事情を説明して帰っていただいたこともある。関係機関(警察や学校等)から「これでは児童相談所ではなく、虐待相談所だ」と厳しい批判を受けた時期でもあった。

#### (12) 社会的養護に関わる関係者の苦悩

被虐待児(調査中の児童も含む)の安全を確保するために、児童相談所は児童養護施設等にそうした子ども達を措置(一時保護)する。主な受け入れ先

は児童養護施設である。戦後の孤児対策として誕生した児童養護施設は、「児童虐待児童の安全基地」としての機能が求められるようになる。

被虐待児の親子関係不調・人間不信・突然の親子分離等から情緒的混乱は、施設に入ってから「試し行動」として表現される。試し行動は、具体的には「食事の拒否・職員への反抗・暴力・無視・引きこもり・自傷・器物破損等」の行為となってさまざまな生活場面で表現される。

施設の職員は、初めて経験するこうした子ども達の行動に戸惑い、疲労困憊状態になっていく。今まで児童養護施設で落ち着いて生活していた子ども達の中には、新入生(被虐待児)の言動に影響を受け、同じような行動をする児童も出てくるようになる。また、児童虐待で措置された児童の保護者との対応も困難を極めており、施設全体が危機的状況になっていく。

児童養護施設に入所した児童の中には、新しい環境になじめず、人間関係が作れず、学校や地域で受け入れてもらえず、苦しい生活を送るケースもある。

そうした「いじめ」を受けていた児童(中学2年女児)の作文の一部を紹介する(原文ママ)。

### 『生きていていれば良いことがある』

「施設に入っている子は、税金で生活しているのだから、へらへらするな。学校へくるな…」と言われた。

学校に行くとして履きがなく探すと、トイレの便器に有ったこともあったりしました。朝の会の後に、みんなが一斉に来て、髪の毛を引っ張られたこともあった。授業中に筆箱をプールに落とされたりした。技術の時間にはやすりで顔をこすられたこともあった。いじめのわけは分からず、どんどんエスカレートしていった。そうしたことに耐え切れなくなり、トイレで手首を切ろうとしたこともあった。長い間、誰にも

相談できないでいた。それでも、こんなことで負けれないと、勇気を出して自分の気持ちを、職員さんに正直に話したら、全部分かってくれた。自分の気持ちを詩にすることも教えてもらった。時々書いている。後輩にもいつか見せようつもりです。

彼女は今、高校に進学し、アルバイトをしながら元気に通学している。辛いころを振り返って「帰れる場所と話を聞いてくれた大人(職員)が居たから死なずに済んだかな…」と話している。

子ども達が自立するには、大人に自分の辛かった過去を理解してもらったという実感が必要である。また、子ども達が苦しい現実に向き合い、乗り越える姿は、職員にも大きな力を与えてくれるものである。

### (13) 非行の第4のピーク

非行の第4のピークは、少年刑法犯検挙人員20万2,417人の2002年(平成14年)である。1996年に降増加していた同検挙人員は、1999年、2000年と減少したものの、それ以後増加に転じている。

この時期の少年非行は、量的には多くはないが、特異な事件が連続している。「厳罰化」と呼ばれる少年法の改正を招く契機となった。

1998年の現代用語辞典に「キレル」という言葉が載っている。感情的な爆発や突発的な怒りを表現する言葉として紹介されている。その言葉を反映するような事件も、マスコミに報道されるようになった。

当時、筆者は児童自立支援施設に勤務していたが、ゲームや漫画等などで一人だけで過ごす子どもが多くなった。自分の気持ちを、自分の言葉で表現することが苦手であり、少しの我慢ができない子どもも増えたと感じていた。実際に、朝起床ができなかったり、登校ができなかったり、クラブ活動や作業に参加できない子ども達が増えてきた時期でもある。

以前の児童自立支援施設では見られなかった状況である。

無断外出件数も大きく減少した。児童自立支援施設でも、新たな児童支援を検討する時期に入ったと感じた。1997年(平成9年)の児童福祉法の改正で、旧来の教護院からの児童自立支援施設への名称変更と対象児童の拡大(生活指導を要する児童の入所を可能にした等)が行われた。

#### (14) 児童福祉法の改正

2004年(平成16年)の児童福祉法の改正で、児童相談における市町村の役割を明確化することになった。児童相談所が児童虐待の対応で忙殺されていく中で、市町村との連携と分担を図ることになった。児童虐待の通告先として、市町村も窓口となった。児童養護施設や児童自立支援施設の目的は、施設内支援だけではなく、退所した児童への相談その他の援助(自立支援等)が定められた。

#### (15) その後の動き

2006年(平成18年)、児童自立支援施設に心理療法定員職員を置くことができることになる。家族療法事業の対象が、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設に拡大される。自殺対策基本法の成立。

2007年(平成19年)、少年院法の改正。少年院送致の年齢下限が14歳以上から「概ね12歳以上」に変更。

2011年(平成23年)、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令交付。乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に、個別対応職員・家族支援専門員の設置を義務化。心理療法定員職員の設置の義務化。

2012年(平成24年)、人員配置基準の改正。

2016年(平成28年)、児童福祉法等の一部改正。

児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化、市町村及び児童相談所の体制強化。里親委託の推進。

## 2. 少年非行・課題を抱えた子ども達への支援を考察する

筆者は、児童養護施設で仕事をしていたときに、「児童虐待と少年非行との関連性」について言及したことがある。3年前に、施設の通信の巻頭言に記述したので紹介する。

### 「いつのときにも、非行少年は孤独な少年である」

児童養護施設に赴任する前は、児童自立支援施設に29年間勤務していた。その児童自立支援施設は、問題行動を繰り返す子ども達を、一組の夫婦が自分の家族と共に施設に住み込み、開放的な雰囲気の中で生活指導や学習指導・職業指導等で社会的な自立を支援する施設である。

当時の子ども達から時々手紙が届く。その子ども達も年長者は50歳以上になっている。結婚したこと、出産したこと、失業中であること、子育てで苦労していること、服役中であること…さまざまな人生のエピソードや近況を知らせてくれる。その手紙を読んで感じることは、それぞれに苦労しながらも、少しずつ大人になって頑張っているな—ということである。

最近の問題行動を繰り返す子ども達の特徴は、低年齢化と非行の一般化である。私の担当した児童の中には、初発年齢が6歳という男児もいた。その年齢への驚きと同時に、その動機や行動に対する不可解さを感じたことを鮮明に覚えている。問題行動は「加害的側面」で、それぞれの時代を反映してクローズアップされてきた。

近年、児童を巡って社会を大きく揺り動かしている問題がある。それは児童虐待の問題だ。私は、児童自立支援施設・児童相談所・児童養護施設の仕事を通じて、この児童虐待と問題行動を繰り返す子ども達は密接な関係にあると思っている。問題行動を繰り返す子どもの多くは、幼いころに児童虐待を受けて育ってきている。

身体的虐待だけではなく、心理的虐待も少なくない。子ども達は「被害的側面」でも訴えている。

児童自立支援施設のときに私が担当した女子児童は、離婚母子家庭で育つが、ネグレクトケースであった。主訴は家出と性的問題行動であった。入所後も母親との関係が非常に悪く、関係改善に苦勞した。それでも、無断外出は数回で落ち着き、中学卒業期に家庭引取りになった。

児童相談所に異動になったときに、10代で同棲して母親となったその退園生に、子育てに悩む養育者として出会うことになった。「子どもの愛しかたが分からない。子どもを預かってもらいたい」と話す彼女に、言葉もかけられず立ちつくした自分を覚えている。在園中に彼女の気持ちを理解し、受け入れる環境や親との関係改善に、どれくらい力を尽くしたか、自問自答しながら、私は深く反省の言葉を彼女に伝えていた。

全く別々に報道されている被虐待児と問題行動を繰り返す子ども達だが、10年以上にもわたる時間を隔たってはいても、一連の繋がりがある問題であると思う。

この二つの側面は、時間的な差があっても表裏一体の関係であり、分かちがたく結びついている。どちらも、初期対応と継続的な支援が重要である。

投げやりで心を失った子どもと接し、手探りで関わり、長い月日の後に、思いやりや温かな心を回復していく子どもの笑顔に接するとき、子どもをここまで追い詰めた、我々大人側の社会の問題点を感じないではいられない。(中略)

家庭復帰や里親委託した子ども達が、様々な理由で施設に戻ってくることがある。子ども達の再入所が、我々に何を教えてくれたのか、我々の支援に欠けていたものは何かと真摯に向き合いたい。

## ■ 考察

- (1) 明治期から平成の現在まで、非行少年や課題を抱えた子ども達への支援は、途絶えることなく継続してきたことが理解できる。特に、明治期の先人の「恵まれない子ども達への思い」は、深く感銘を受ける。児童虐待が急増している今だからこそ、そうした先人の篤い思いを、社会的養護に関わるすべての人は、継承すべきことだと思う。
- (2) 非行少年や課題を抱えた子ども達は、その時代の社会の不安感を反映しているといわれるが、まさしくそのとおりだと痛感する。学校教育の中で、いじめがあり、子ども達は居場所探しに苦勞している現実がある。そのいじめは、深刻化、複雑化、悪質化、潜在化している。施設に入所中の子は、それだけで「いじめ」の対象となっている場合もある。震災避難している子ども達の中に理不尽ないじめを受けている子どもがいる実態も、マスコミ等で報道されている。不登校児童の増加は、人間関係で悩み、学校での居場所作りに悩み、信頼できる大人を見つけられない子どもの、心の叫びであると筆者は思う。子どもを孤独にしてはいけない。  
子ども達を取り巻く環境の改善は、社会的養護の関係者だけでなく、すべての大人が深い思いをめぐらす問題と改めて思うところである。
- (3) 改めて社会的貧困の被害者は、非行少年であり、被虐待児であり、またそれぞれの保護者であると痛感した。私達が関わる少年や子ども達の保護者は、さまざまな問題(経済的な問題・精神的な疾患・依存症等)を抱えている。そうした保護者への総合的な支援が、子ども達の自立のために「欠かせない支援」になると思われる。すべての大人も孤独にしてはいけない。

### 3. 提言

私は、『日本の現場・48時間の約束』の取材を受けたときに、「児童相談所の仕事が、一日でも早くなる日を願う」と話した。今もその思いは変わらないでいる。すべての子どもが安心して生活できる社会を作りたいと切望している。そのためには、子どもを取り巻くすべての大人・関係機関の充実と密なる連携が、今まで以上に重要であると思っている。

そうしたことを前提に、以下のことを提言したい。

- (1) いじめや権利侵害(児童虐待)が、毎日のように報道されている。学校教育の現場での、小学生、中学生や高校生を対象とした「生命尊重教育」「児童虐待防止への取り組み」等のキャンペーン活動と授業等への導入が必要と思う。児童相談所のときに、学校に呼ばれて講演に出かけることもあったが、それだけでは、十分な効果が期待できないと感じていた。教育現場での、幅広い人権推進教育の取り組みを期待する。
- (2) 都道府県のすべてに情短施設の設置が急務である。人口の多い地域(政令指定都市も含む)には、複数の情短施設の開設が急務である。さまざまな発達課題を抱えた多くの子ども達は、施設に入所する以前に、児童虐待を受けていることが多い。そうした子ども達への支援=総合環境療法(施設内で生活支援・心理治療・医療・施設内学校教育)は、大いに効果が期待できる取り組みである。

施設入所中に、児童相談所等と連携し、親子関係の再統合等にも効果があると期待ができる。

- (3) 社会的養護を必要とする子ども達の自立のためには、冒頭でそうした子どもと関わる大人の3つの心がけを示した。退園生のアフターケアを通じての感想は、施設等を退園した子どもの自立には、限りなく手間と時間がかかるということである。筆者の退園生との関わりでは、20歳くらいで落ち着き始め、20代半ばから30歳

くらいで、ようやく社会的自立が確認できる。この自立まで、施設の職員が個人的に付き合うのは、どうしても限界があると思う。そこで、社会的養護で育った子ども達だけでなく、一般家庭で育った子ども達(支援を必要とする子ども達)が利用できるような自立援助ホームが必要であると思う。可能な限り、児童養護施設や児童自立支援施設等は、それぞれの自前の自立援助ホームを持つべきだと思う。

筆者がどうしてそうしたことに思い至ったかは、ある退園生からの手紙が教えてくれた(原文ママ。一部、個人が特定できないように変更している)。

私は8度刑務所に入り、20年以上もこの様な受刑生活をしている人間です。私自身でも、これまで本当に私のような人間には、これから先どうせ碌な人生じゃない、これまで何の努力もせず、他人の迷惑もまったく顧みることなく、他人の物やお金を盗み生きてきた人間であるので、人並な生活や生き方など、望めないし、今更無理なんだと考え、常に投げやりな、後ろ向きな気持ちで、その場、その時だけの面白おかしく過ごせればいいんだと生きてきました。

しかし、弁護士の励まし、私自身、これまでの自分の生きてきた人生を改めて振り返ってみて、この年になるまで、本当に一度もまともな社会生活をしたことがなく、人が生まれて普通に生きて、生活していれば、誰もが経験するであろう、学生時代、初恋、恋愛、友情、青春、受験、進学、就職、結婚、子育て、また、それら様々な場面、出来事の中で起きるであろう喜び、苦しみ、人との関わり等、私は何ひとつ経験しておらず、私にあるのは、パチンコ、ギャンブル、盗み(犯罪)、刑務所、思い出と言えれば少年院や刑務所のことばかり、自分は何のために生まれ生きているのか、そもそも生きてい

ていいのか、生きている意味があるのか、この先もずっとこのままでいいのかと多くの疑問を感じ考えたのです。その結果、人生は一度きり、一度しかない人生がこれでは余りにも悲しすぎますし、このままの生き方では、確実に刑務所の中で獄死をするか、社会に居ても誰にも相手にされずに野垂れ死にするしかないのが現実です。これまでの人生で何の努力もしてこなかった私でありますから、人並な生活や幸せなど望むべくもありませんし出来るはずないことは、私が一番よく知っておりますが、いつか必ず来る死、最後の時にはやはり、自分もいろいろと罪を犯し、両親はじめ様々な人たちに迷惑ばかりを掛けて来て、そして人生も投げやり生きて来て、大分遠回りをしてしまったけれど、最後にはこうしてなんとか人間らしい生活が出来た、生まれきてよかったといって、その時を迎えたいと強く思います。そして、そのはじめに思ったのは、私には誰も手紙のやり取りをする相手がないと言うことです。先生、こんな私と文通してくれませんか。

行うことが必要である。

### さいごに

特異な重大な非行の発生に際しては、厳罰化を求める動きも見受けられる。被害者感情や社会的な不安を感じる人にとっては切実な動きであろう。しかし、筆者の関わった多くの児童や少年は、適切な支援が受けられない不幸な生育暦を送っている。そうした少年や子ども達への支援は、施設内での丁寧な支援は当然のことながら、施設を退所した後の、社会的自立が達成できるまでの手厚い、息の長い支援も必要と思われる。

また、社会的養護の子ども達とは別に、一般社会で生き辛さを感じている少年や子ども達への支援も、相談先と受け入れ先を保障することが必要である。

非行少年や課題を抱えた子ども達に対する支援は、厳罰化の流れではなく、そうした子ども達を取り巻く環境の改善と自立までの、息の長い関わりが重要と考えている。

### 参考文献

- 教育農場50年史(留岡清男) 岩波書店
- なぜ私はぐれたか(石原登・志賀信夫編) 明治図書
- 武蔵野学院50年史
- 昭和37年度版犯罪白書
- 昭和57年度版警察白書
- 平成15年度版犯罪白書
- 少年非行(ソフトサイエンス社)
- 百周年記念論文集(第二巻) 矯正協会刊
- 往時の学園(明治、大正、昭和) 埼玉学園
- 七十五年のあゆみ 埼玉学園

### キーワード：社会的自立

「社会的自立」という用語は多様な解釈が可能である。

本稿では、生活していくために必要な技能や知識を身につけること、社会の中で基本的なルールを守り、人々と協力する態度をとれること、そして、自分に与えられた役割を果たし、その責任をとれることなど、「他者との関係を作る力をつけること」という意味で用いている。

社会的養護の子ども達の特徴の一つに、「困ったときに他人を頼れない。疑問を聞けない」ということがある。社会的養護に関わる全ての大人には、子ども達の社会的自立が可能となるまで支援することが求められている。

その後の彼との手紙のやり取りの中で、弁護士に筆者の連絡先を探すように依頼した理由を、彼は次のように説明している。「自分が無断外出したときに、深夜にかかわらず迎えに来てくれた。そのときに『お腹が空いていないか』と言って、温かな飲み物と食事を出してくれた。その後の調査のときにも、先生も正座して自分と同じ目線で話を聞いてくれた。(中略)叱られてほっとしたことは初めての経験だった」。

彼が、施設退所後に、健康な大人と出会う機会に恵まれていれば、現在とは異なった人生を送れたのではないのかと思わざるをえない。

筆者自身の彼への配慮不足を恥じながらも、自立援助ホームの活動のように、安全な居場所を提供し健康な大人が、社会的自立に向けて現実的な支援を

I 総論 — 少年非行の現在(いま)

# 少年の「附添人」から つきあう人へ — 厳罰化の波のなかの附添人活動



弁護士 た だ は じ め  
多田 元

## 1. はじめに

少年事件に対する家庭裁判所の少年審判手続の弁護士の役割を少年法は附添人<sup>注1)</sup>と規定している。本稿は、わが国の少年非行が減少を続けているにもかかわらず<sup>注2)</sup>、厳罰化に向けた少年法改正が重ねられる政治的逆流の波を受け、少年法の保護主義の理念が後退していくことを憂いつつ、日々弁護士附添人として少年のケースから学び、少年と共に悩みながら感じたり考察してきたことの一部を伝えることを願うものである。

私は、1989年に弁護士を開業する前に19年余り裁判官を務めたが、任官して4年目に家庭裁判所で少年事件を担当したことが子どもの問題との出会いであった。その当時まず気づいたことは、少年は非行の場面では加害者であるが、それ以前にわずか十数年の育ちの過程で虐待やいじめの被害などさまざまに傷ついた「被害者」の面を背負っていることだった。そして、少年は、家庭裁判所の調査官による司法ソーシャルワーク的な調査<sup>注3)</sup>と審判において、その被害者の面を理解され、環境調整の援助により安心できる生活の場を確保されると、不信と不安で閉ざした心を内側から徐々に開くことができるようになることがある。そして、自分の存在と価値を大切にされることを感じて、自己肯定感を回復していくなかで、非行が、他者に対しても、何より自分自身に対しても有害な行いであることを理解し、反省

して、その責任を自覚したうえで償いを実践することもできるほどに成長していく。これを「可塑性」というが、その変化する姿を実際に見る経験も多かったことから、少年事件への関心を深め、自ら志望して通算10年間家庭裁判所で少年事件を担当した。その後、弁護士として少年事件の弁護や子どもの虐待問題、不登校問題その他さまざまな子どもの人権問題にかかわり、子どもの視点で、子どものパートナーになる弁護士の役割が明確になっていった。

子どものパートナーになる弁護士として次の3点を大切にしたいと考えている。

- ①子どもを支える。指導監督はしない。
- ②子どものことは子どもから学ぶ(子どもの視点)。
- ③子どもとかわるプロセスを大切にする。

成果もちろん大切であるが、子どもに成果を求めることより、どのようにかかわったかがより重要である。そして、子どもたちが本当に必要としているものは、指導よりもまず温かく支えられることではないかと考える。

1990年国連犯罪防止会議の「少年非行の防止に関するガイドライン」(リヤド・ガイドライン)にも、「青少年は、社会において積極的な役割とパートナーシップを認められなければならない、単なる社会化 socialization と管理 control の対象とみなされてはならない」とされている。それが少年非行防止の基本ということである。

## 2. 子どもの視点という意味

子どもの視点とは、子どもの側に立って見ると言えればいいであろうか。それによって、子どもの人権を侵害している問題の本質と、子ども自身にも問題を切り抜けていく力があることが見えてきて、大人と子どものパートナーシップで問題を解決する方法もあり、その方が真に問題解決になることに気づく。

子どもの視点の重要性を思い知ったケースがある。

ある重大な少年事件で逮捕された少年との警察署留置場での初回面接の際、まず自己紹介をして、健康状態などを尋ねた後、事件の内容を追及するのではなく、「君はどうしたのかな」という風に問いかけると、少年は「家出から自分は崩れました」と答えた。やや意外な答えだったので、「家出は悪いことかい」と言うと、彼は不思議そうな表情で、「そうでしょ。皆悪いというよ」と答えた。変な弁護士が来ちゃったなと思ったかもしれない。そこで、家庭で虐待を受けている子どもの家出の手伝いをした経験を少し面白く話してみたら、じっと聞いていた彼が「僕の家もそうです」と、幼い頃から継父の激しい暴力を受けてきたことを話してくれた。後日、家庭裁判所で記録を閲覧すると、児童相談所の記録があり、その記録によれば、家出した少年を児童相談所が一時保護した際、彼は一時保護所では安定していたので、1週間ほどで継父のいる家庭に戻されていた。彼は一時保護所ではとりあえず安心していただろう。児童相談所は、彼を家庭に戻すに際して、彼に10項目の約束事を書いた誓約書に署名させて約束させたが、その第1項には「家出をしないこと」と記載されていた。その一時保護解除後、すぐに彼は再び家出をしたことが記録されている。彼にとって虐待のある家庭に何の手当もなく戻されたのであるから、それは当然の結果であろう。彼は、1週間一時保護所にいる間、児童相談所職員に虐待の被害をまったく話していない。警察署留置場で短

時間のうちに初対面の弁護士に虐待の被害を話すことができたこととのちがいは明らかであろう。

児童相談所職員は、彼の家出を「問題行動」と見ているのである。子どもの視点からは、家出は子どもが虐待から身を守る正当行為であり、SOSのサインと理解できる。「問題行動」ではなく、「問題提起の行動」というべきである。同時に、子どもにとって、家出は自分のいのちや存在を脅かす環境からの自立へのプロセスとも言える。家出を問題行動と決めつけて指導するのではなく、子どもなりに必要があつての問題提起行動と見れば、子どもが受けている虐待にも気づき、早期に彼を援助することができたのであり、その後の本件重大事件も起こさずにすんだであろう。非行防止は、子どもが困っているとき、援助を必要としているときに、まわりの大人が適切に援助するのが重要であつて、取り返しのつかない重大な事件が発生してから厳罰にしても、手遅れで犯罪防止にも役に立たないのである。

## 3. 厳罰化の波に思うこと(作文「母と母」より)

今日の厳罰化の流れは、光市の母子殺害事件や石巻殺傷事件の少年に対する死刑判決が象徴するように、非行の原因背景を問わず、非行の結果だけを切りとって、非難して罰を加えることに重点を置くものである<sup>注4)</sup>。

そのような厳罰化の流れのなかでも、幸い保護処分が選択されたケースの附添人活動から考察するところを述べたい。

附添人の仕事は、少年に対する家庭裁判所の保護処分などの決定が下された時点で法的には終了する。しかし、私は、家庭裁判所の決定後も少年への支援を継続することが多い。基本的にボランティア活動である。家庭裁判所の決定は附添人から「つきあう人」へステップを進める区切りに過ぎない。被害者のいのちが失われた事件でも、もと少年とのつきあいと共に、被害者ご遺族に継続的に手紙や面会

により、もと少年の消息などを伝え続け、あるいは毎年の墓参を続けて10年を超えているものが数件ある。少年の罪は決して許すことはないが、同じ社会に生きている以上は、被害者のことを忘れず、また、二度と同じような被害者を出すことがないよう、まっとうな市民として生きてほしい、というのが被害者ご遺族のお気持ちであり、それに応える支援の必要を考えさせられる。

現在、刑事裁判手続でも、少年審判手続でも、犯罪被害者と加害者との関係を制度的に対立的な構造にしている色彩が濃いと思われる。そして、死刑などの刑罰は、犯罪被害者と加害者の関係を断絶し、あるいは犯罪被害者の回復の支援さえ置き去りにされかねない。

しかしながら、上記のような継続的にかかわるケースを通じて思うことは、犯罪の加害者と被害者の関係は、犯罪事件によってそれぞれに傷ついた状態から、謝罪、償いなどを通じての関係の修復、あるいは、それぞれの回復をめざして、長い時間をかけて熟成していくものではないかということである。それを一介の弁護士のボランティア活動ではなく、継続的に支援する社会のシステムが必要とされていると考える。たとえば、少年院、保護観察所その他の利用できる関係機関と連携しながら、少年、被害者、地域の相互の関係を適切にとりもつコーディネーターの役割を行う者が必要ではないかと思う。また、そのような役割を担う専門的なトレーニングを受けた司法ソーシャルワーカーの制度も必要であると考える。

私は附添人を担当した少年が少年院へ送致されると、少年院での面会を継続し、社会復帰のためにも支援することがある。ある少年院へ面会に行った際に、待合室で少年らの作文集の中に、「母と母」と題する作文を見つけ、前半と後半を急いで手帳に筆写した。作者である少年の事情の詳細は知らないが、印象に残ったその部分を紹介する。

僕には母が二人いる。このことを知ったのは高1のとき。このときから、僕の中には二人の母が存在するようになった。急にオブラートに包まれたような気分だ。育ててくれた母が、母ちゃんではなかったことが何だか淋しく思えた。僕にとって実母はもうあの人になってしまった。この実母の存在を受け入れるまで、やはり時間がかかってしまった。母は、「うちが本当の母ちゃんじゃないからか」と涙を流しながら訴えてくることもあった。(中略)

守りたいものが二つあるなら、二つ守ればいい。そう思えた。育ててくれた母も、産んでくれた母も、変わることはない僕の母だ。神様の気まぐれで二人の母の存在を知った。二人の母に感謝したい。「うちが本当の母ちゃんじゃないからか」、今ならあの言葉に返事を返せそうだ。「両方とも本当の母ちゃんだ」。面と向かってはまだ言えない。ただ胸にしまって二人を大切にしていく。

母と母には生まれたバカ息子は、一つ大切なことに気がついたのだ。母と母へ。

この少年は、自分には産みの母が別にいるという事実を不適切なかたちで知らされてしまった。そこには、彼が理解できないような複雑な事情があったのだろう。実母に捨てられたと感じたかもしれない。

彼は、「オブラートに包まれたような気分」と表現したが、誰にも相談できず、孤独に悩んで、何かのきっかけで切れて、非行にも走り、少年院へ入れられたのだろう。非行の問題を起こすなかで、育ての母とも葛藤し、お互いに苦しんだこともあっただろう。

「うちが本当の母ちゃんじゃないからか」という育ての母の悲しい言葉が彼の心にささっている。そんな彼が悩みを受けとめてもらえず、適切な支援も受けられず、また、育ての母への子育て支援もない

ままに、非行を重ね、少年院へ収容されてしまったのだろう。しかし、その少年院の教育のなかで、ようやく、悩みを受けとめてもらって、彼はこのような作文に表現できるまでになっている。そこに「教育の力」を感じさせられる。そして、そのような教育を受けるのも子どもの権利である。

この少年は、作文の内容から見て、非行当時18歳を超えていると思われる。

いま、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満へ引き下げる改正案が審議されているが、その改正案では、この少年も刑事裁判を受けて懲役刑に処せられる。しかし、刑罰では、少年の悩みを受けとめる教育的な支援もなく、このような作文に表現できるほどに、自分と二人の母との関係を考え、自分なりのアイデンティティを再確認していくことはできないと思われる。そのような教育の力を、いま、厳罰主義に傾く司法や、あるいは社会の多くのおとなが見失いつつあることを実感する。

少年法1条、児童福祉法1条、2条は、子どもの健全育成を目的と規定している。それは非行についても子どもの育ちの過程に生じた問題と捉える非行観に立つことを意味する。それは子どもの視点から非行を理解することであり、少年審判においては、非行の結果に対する責任非難と罰ではなく、成長の過程で非行の問題を抱えた少年に対する司法的救済の機能を果たすものと理解すべきである。

そのために、成長過程にある少年に耳を傾け、言葉で十分に表現できない少年の心の動きや気持ち、行動の意味を理解する努力をするという態度が求められる。少年法9条は、児童心理学や児童精神医学あるいは教育学などの科学的な知見を活用して、少年と非行との理解のための科学的調査の方針を定めたものである。それは、子どもの視点に立って非行という問題を理解する科学的態度と科学的合理的な根拠のある個別の処遇を行うことが少年法の基本理念であることを意味する。

そこで、私は、少年事件については、非行の結果から少年を見るのではなくて、少年を理解していくことを通じて、その非行の意味を考え、理解するという態度が必要だと考える。

そのような態度で少年に接することによって、少年自身も自分の問題と非行とも向きあうことができるように支援できると信じている。

#### 4. 障害のある少年と少年司法

障害のある少年が少年司法において、その障害の特性を理解され、適正公平に扱われなければならないという問題も重要課題であるが、本稿では発達障害のある少年に関して、2016年5月25日発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)が成立し、同年8月1日施行されたので、特に発達障害のある少年について触れておきたい。

同改正法2条2項において、発達障害者の定義につき「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とし、「社会的障壁」を追加した。そして、2条3項において、社会的障壁について、「発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と規定している。

また、改正法は、障害者の権利に関する条約および障害者基本法を踏まえ、次の3つの基本理念を規定した(2条の2第3項)。

- ①社会参加の機会の確保及び地域社会における共生等(2条の2第1項)
- ②社会的障壁の除去(2条の2第2項)
- ③意思決定の支援に配慮した切れ目のない支援

同改正法の基本理念のもとで、発達障害がある者の触法行為(犯罪行為)についても、司法機関がその発達障害の特性に対する理解と適切な支援の視点を欠いた不適切、不公正な取り扱いをすることは、「社会的障壁」を作り出すことを意味することにな

るといふべきである。この点につき、改正法12条の2は、「国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象になった場合(中略)において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をする」ことを規定している。そして、その必要な配慮については、具体的には、捜査段階においては、感覚の過敏性に配慮した落ち着いた環境を用意すること、あるいは文字や写真、絵図を活用して記憶を整理させたり言葉で表現したいことを補わせたりすること、福祉や医療の専門家と連携し、捜査や処分決定の参考となるような助言を受けること等が考えられるとされている。また、裁判段階においても裁判の進行に当たり発達障害者の特性等に応じた適切な配慮や柔軟な対応を行うこと等が考えられると解説されている<sup>注5)</sup>。

現代の少数者、社会的弱者に対する差別、いじめ問題やヘイトスピーチなどの問題にも現れている偏狭、不寛容な風潮が蔓延するわが国の社会的状況のなかで、障害がある人々とその家族が困難に直面している現実がある。障害がある人々とその家族は、日常生活と社会生活において、適切な理解と支援の欠如によりますます差別やさまざまな制限を受けざるを得ない「社会的障壁」によって社会参加を妨げられ、孤立化していくという現実の状況がようやく認識されてきたのである。

以上のような社会の現状があるからこそ、発達障害者支援法が立法され、かつ、その改正法において、障害者の社会参加を助け、孤立化させる「社会的障壁」の除去を法の理念として掲げ、少年司法にも大きな課題を提起している。

しかし、少年司法の現状は、発達障害がある少年とその非行に対する理解が十分であるとは言い難いのではないか。発達障害が認められた少年の殺人等

の重大事件につき、名古屋家裁が2015年9月、2016年3月に相次いで、非行の動機、原因に発達障害が影響していると認定しつつ、少年法20条2項により刑事処分のために検察官送致決定をした例についても注目すべきである。

まず、単純に発達障害と非行の動機、原因を結びつける認識自体に問題があるといふべきであろう。発達障害と犯罪行為のつながりについては、少年が発達障害の特性を理解されず、社会適応のために必要な教育、治療の支援もなく孤立していた具体的な状況を考慮に含めた諸事情こそが非行の真の原因、背景であると理解しなければならない。換言すれば、発達障害それ自体が犯罪の唯一の直接原因であるとするのは非科学的であり、むしろ、犯罪と精神医学の専門的研究においては、アスペルガー症候群などの発達障害がある人の犯罪を起こす率は低いとされている。

発達障害がある少年の非行については、例え深刻かつ重大な非行であっても、その非行の真の原因の要素である「発達障害に対する社会的障壁」を具体的に明らかにして、これを除去すること、すなわち少年の発達障害の個々の特性に応じた治療と教育、そして少年の社会適応、社会参加を可能にする環境調整など、少年および家族への社会的支援策が求められなければならない。単に非行の悪質さ、結果の重大性を非難して、厳罰に処して社会から隔離するだけでは、何らの問題解決にもつながらなければならず、そのような司法判断自体が、発達障害者に対する差別、偏見を一層根強く拡大させ、「社会的障壁」を増大させるばかりであると考えられる。

## 5. 仮面をはずした少女

思春期の子どものなかに、傷ついた体験により素直に感情を表すことができなくなり、仮面をしたように無表情になる者と出会うことがある。附添人を担当した17歳の女子少年もそのような一人だった。

彼女は女子グループの少女に対するリンチである集団暴行事件に加わった。少年鑑別所で鋭い目の仮面のような彼女と初回面接をしたとき、自己紹介を互いにして、「自分のことは好き？」と尋ねると、即座に「嫌い」と答えた。彼女は母親との二人家庭で、当時、母親と葛藤の毎日を過ごしていた。その後数回の面接、子育てに悩む母親との面接をして一応の経過を知った頃、彼女に警察での取調の経過を確認したとき、取調の警察官が彼女の言葉に耳をかさず、大声で問い詰める姿が、父親と二重映しになってイヤだったと話し、涙がひとつぶこぼれて「これまで人前で涙なんか見せなかったのに」とこらえていた。とっさに「弁護士は人じゃない。お地藏さんと思って、泣いていいよ」と言うと、一瞬笑った彼女の目からとめどなく涙が流れた。幼い頃の父親の暴力、父母の葛藤と離婚、小学校でいじめられ、高校でも彼女の人格を無視した教師に反抗して殴られ、不登校になり、母の期待に背いて高校中退、「そういう自分が好きでない」と語った彼女のこれまでの寂しさ、憤り、不安、さまざまな感情があふれているようで、私はそれまでに聴いたそれらのことを頭に思い浮かべながら、その日は黙って彼女の涙を見ているだけの面接になった。「自分を好きでない」から「自分は自分でいい」に変わっていく出発点になればと願いながら、大切な時間を過ごしたように思う。

彼女はその翌日からすっきり明るい表情になり、面会をした母親も担当の家庭裁判所調査官もその変化に驚いた。少年審判でも更生の可能性を認められて家庭に戻り、就職もできて、母と仲良く生活をしている。その姿から、子どものパートナーとなる弁護士の役割をまたひとつ教えてもらったと思っている。

注1) 「附添人」に関する少年法10条は、重大事件につき審判への検察官関与、原則逆送制度など刑事裁判化、厳罰化への2000年の改正により条文上の用語を「付添人」と改めた。しかし、「附」の漢字は「寄り添う」との意味を含んでおり、「附添人」が少年との関係と役割をよく表すというこだわりから本稿でも用いている。

注2) 家庭裁判所に送致された少年保護事件の総数は、2015年で9万3,395人で、戦後のピークを記録した1966年の109万4,339人の約8.6%にまで減少した。凶悪事件である殺人事件で家裁送致されたものは、2012年で50人、2013年が37人、2014年が28人、2015年が40人の水準で推移しており、戦後のピークである1961年の396人の約10%前後である(「家庭裁判所事件の概況—少年事件」法曹時報第69巻第1号2017年)。少年非行が全体として凶悪化、深刻化の傾向があるわけでもなく、この顕著な減少傾向は、少年法改正前から継続しているもので、厳罰化の効果であるとも言えない。

注3) 少年審判手続は司法的機能と教育的・福祉的機能(あるいはケースワーク的機能)とを併せもつとされてきたが、後者については、現在、刑事事件も含めて司法福祉、司法ソーシャルワークとして理論と制度が発展しつつある。

注4) 最高裁平成18年6月20日判決・判例時報1941号38頁(光市母子殺人事件)、同平成24年2月20日判決・判例時報2167号118頁(同事件第二次上告審)。

最高裁平成28年6月16日判決(石巻殺傷事件)。  
拙稿「少年事件と死刑判決」150頁以下  
(高岡健・中島直編「死刑と精神医療」メンタルヘルスライブラリー30・批評社2012年所収)

注5) 衆議院法制局 山屋祐輝「新法令紹介」日弁連・自由と正義67巻No.12・2016年12月号63頁以下。

### キーワード：少年法の健全育成の目的と保護主義の理念

非行について、子どもの育ちの過程に生じた問題と捉える非行観に立ち、非行の結果に対する責任非難と罰ではなく、成長の過程で非行の問題を抱えた少年に対する司法的救済の機能を果たす。

そのために、成長過程にある少年に耳を傾け、心の動きや気持ち、行動の意味を児童心理学や児童精神医学あるいは教育学などの科学的な知見を活用して理解し、科学的合理的な根拠のある個別的処遇を行う。

II 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

# 障害のある非行少年の 実態と支援 — 一般教育へ伝えたいこと



立命館大学 産業社会学部・大学院応用人間科学研究科 教授 みやぐち こうじ 宮口幸治

## ◆はじめに…なぜ少年院なのか？

筆者は平成28年3月まで少年院で法務技官として、現在は非常勤として勤務し9年間目になります。少年院で勤務する前は大阪府立の精神科病院に勤務し、そこで成人の精神疾患、思春期、発達障害をもった子ども、被虐待児などに対して外来や病棟にて診察や治療を行ってきました。ところが医療だけでは手に負えない非行少年たち、精神鑑定が必要な少年たちに出会うにつれ、病院では限界があること、また医療以外の世界が分からないことにもどかしさを感じ、“とにかく学びたい”という気持ちから医療現場から離れ平成21年より三重県伊勢市にある法務省矯正局管轄の宮川医療少年院に自ら希望して赴任しました。

## ◆特別な支援が必要な非行少年の実態

宮川医療少年院は、発達障害と知的障害をもった非行少年を収容する、言わば少年院の特別支援学校的な位置づけにあります。非行のタイプは窃盗・恐喝、暴行・傷害、強制わいせつ、放火、殺人まで、全てのタイプの少年たちがいました。発達障害と知的障害は病院で見慣れているはずでしたが、少年院にきてとても驚いたことは、病院ではまず出会うことのないタイプの少年たちばかりで、しかも医療とは全く違うことが問題となっていたことでした。

彼らの調書を読んでみますと、これでもか、とい

うくらい何度も非行を繰り返して少年院に入っています。当初、凶暴な連中ばかりじゃないかと身構えていました。しかし実際は人懐っこくて、どうしてこんな子が？と思える子もいました。そんな中、最もショックを受けたことが、簡単な足し算や引き算ができない、簡単な漢字が読めない、簡単な図形を写せない、短い文章すら繰り返せない、身体の動きがとても不器用といった少年たちが大勢いたことでした。彼らに“苦手なことは？”と訊ねてみると「勉強」「人と話すこと」と答えたのです。

見る力、聞く力、想像する力が弱く、そのせいで聞き間違えて被害的になったり、周りの状況が読めなくて対人関係で失敗したり、勉強も運動もできず自信をなくしていたのです。そしてそれらが非行の原因にもなっていることを知りました。彼らに必要なのは非行の反省はさることながら、それ以上に学習面、社会面、身体面への支援なのだということに気づきました。

## ◆彼らにとって学校教育って？

ここでいつも疑問に思うことがあります。いったい彼らは、学校でどんな生活を送ってきたのでしょうか。彼らの生育歴をみてみますと、小学校2年生くらいから勉強についていけなくなり、友だちから馬鹿にされ、イジメにあったり、先生からは不真面目だと思われ、さらに幼少時から虐待を受け続けて

いたりします。そして学校に行かなくなったり、暴力や万引きなど様々な問題行動を起こしたりし始めます。中学生になるといっそう問題化してきます。ついには犯罪をして被害者を作り、逮捕され、少年鑑別所に入って、そこで初めて障害がありそれが原因になっていたということに気づかれるのです。実際、医療少年院に入所するのは発達障害や知的障害をもっている非行少年たちですが、療育手帳を持っていた少年は殆どいませんでしたし、発達のことで医療機関を受診したことがある少年も稀でした。そこには学校や家庭で長い間、障害に気づかれず、特別支援教育を受ける機会を失い、自信を失わせて非行化させていた実態がありました。

障害をもった子どもが周囲から理解されず追い詰められて非行を犯し、被害者を作って少年院に入るといことは、ある意味、“被害者が被害者を作る”というとても悲しい出来事なのです。一人でもそういった子どもを減らすために、学校教育において、家庭において、地域社会において何が問題だったのか、どうすれば非行を防げたのか、非行化した少年たちにどのような教育が効果的なのか、そして今、同じようリスクをもっている子どもたちにこれからどのような教育ができるのか、これらを学校や福祉施設などの教育現場にフィードバックすることが矯正教育の一つの使命だと思っています。

#### ◆困っている子どもの特徴〈5点セット+1〉

では、一般の学校、福祉施設の子どもたちはどうなのでしょう。実は非行少年だけではなく学校や施設で困っている子どもたちの中にも、コミュニケーションが下手で対人関係が苦手、融通が利かない、衝動的になる、相手の気持ちが分からない…子どもがいて、質や程度の差はあれ、これらは非行少年を含め困っている子どもたちの共通した課題だと感じています。そしてこれらにはいくつかに分類できる類似点があります。それが以下に示す“困っている

子どもの特徴 5点セット+1” (宮口、2012)<sup>1)</sup>です。身体的不器用さを「+1」としているのは、小さい頃からスポーツをして必ずしも当てはまらないケースもあるからです。

- ① 認知機能が弱い…見たり聞いたり想像する力が弱く、そもそも教育を受ける土台が弱い
  - ② 感情統制の弱さ…すぐにキレル、自分の気持ちを表現するのが苦手
  - ③ 融通が利かない…こだわりが強い、気づきが少ない
  - ④ 不適切な自己評価…自分の問題点が分からない、プライドが高すぎる
  - ⑤ 対人スキルの乏しさ…コミュニケーションが苦手
- + 身体的な不器用さ…力加減ができない、身体の使い方が不器用

#### ◆ではどうするか？

…医療少年院でやっていること、そして一般教育へ現在の学校教育は国語や算数といった教科教育が主ですが、私的には社会性こそが教育の最終目標の一つではないかと思っています。勉強だけでなくても社会性に問題があれば佐世保の女子高生殺害事件のような事件につながります。感情コントロールが弱ければ正常な判断ができなくなります。私たちでもカッとなったら判断を誤ったりします。勉強だけでなく問題解決能力と感情コントロールといった社会面の力がとても大切なのです。

ただ、やはり勉強はできるに越したことはありません。勉強への挫折が非行化につながるケースもあります。それには学習の土台となる見る力、聞く力、想像する力をつける必要があります。さらに身体面への支援も欠かせません。身体的不器用さは周囲に知られて自信をなくし、イジメのきっかけになることもあるからです。したがって社会面、学習面、身

体面の3つの方向からの子どもの理解と支援が必要と考えるのです。そこで、“困っている子どもの特徴 5点セット+1”に対応させ主に少年院教育からヒントを得て作成された3方面からの支援が、以下にご紹介するコグトレプログラムです。

◆子どもたちが変わるコグトレとは？

コグトレは、社会面への支援である認知ソーシャルトレーニング (COGST)、学習面への支援である認知機能強化トレーニング (COGET)、身体面への支援である認知作業トレーニング (COGOT) の3プログラムから構成されています(右上図)。以下に、現在多くの学校等で施行されておりすぐにでも始められる学習面の支援であるCOGET<sup>3)</sup>と、社会面の支援であるCOGSTの一部についてご紹介させていただきます。

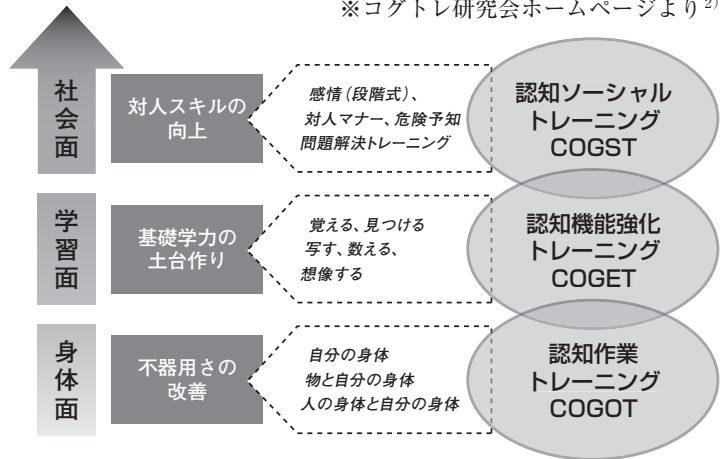
◆学習面への支援(COGET)

COGETは筆者が医療少年院で約5年の歳月をかけ開発し、一定の効果が得られているものです。もともと認知機能が弱く認知行動療法など矯正教育の効果が薄く支援が空回りしていた非行少年たちに対して、認知機能を強化して少しでも教育を効果あるものにするために、といった背景からCOGETは生まれました。COGETは認知機能を構成する5つの要素(記憶、言語理解、注意、知覚、推論・判断)に対応する、「写す」「覚える」「数える」「見つける」「想像する」の5つのトレーニングから構成されています。教材はワークシートからなり、紙と鉛筆を使って取り組みます。これらを使った認知機能の強化の取り組みが学習面の支援にもつながるのです。

以下にワークシートの一例を示します<sup>3)</sup>。COGETの他の特徴として、これらのワークシートを使用して子どもの苦手な箇所をアセスメントすることもできます。

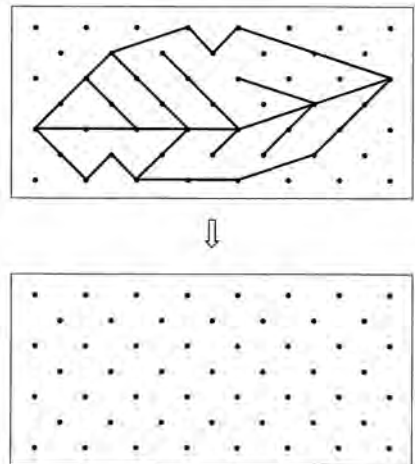
〈コグトレプログラムの構成〉

※コグトレ研究会ホームページより<sup>2)</sup>



《写す》

\*点つなぎ…視覚認知の基礎力をつけます。  
上の図を下にフリーハンドで写します。



《覚える》

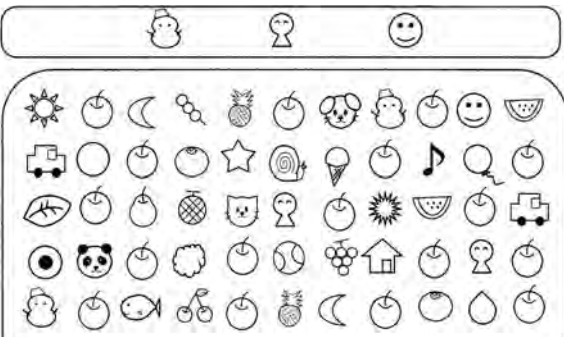
\*最初とボン…聞く力(聴覚ワーキングメモリ)をトレーニングします。  
出題者が3つの文章を読み上げ、対象者に最初の単語だけを覚えてもらいます。ただし、動物の名前が出たら手を叩きます。

イヌの家に代々伝わる魔法の杖がありました。  
大急ぎでキツネは杖を取ろうとしました。  
杖を取ろうとウサギが手を伸ばします。

答え (イヌ、大急ぎ、杖)

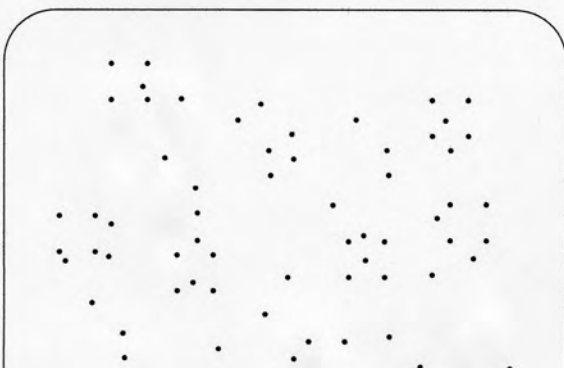
《数える》

\*記号さがし…注意・集中力、ブレーキをかける力、処理速度の向上を目指します。  
 リングの数を数えながら、できるだけ早くリングに✓をつけます。ただし、リングの左に上の囲みの中にある記号(下の例では、雪ダルマ、てるてる坊主、ニコちゃんマーク)がある場合には数えず、✓もつけません。



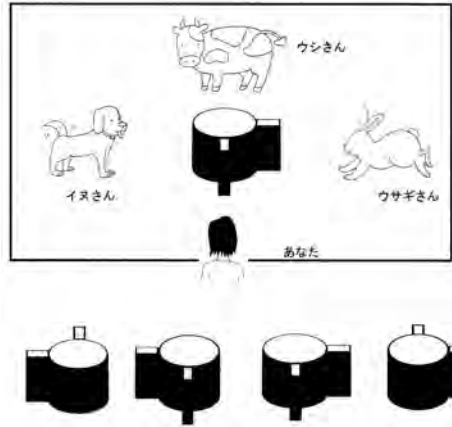
《見つける》

\*形さがし…黒板を写せるなど、形の恒常性の力をつけます。  
 点の集まりの中から正方形の配置を見つけ、線で結びます。



《想像する》

\*心で回転…相手の立場を想像するなど心的回転力をつけます。  
 手前のあなたから見た立体図はイヌさん、ウシさん、ウサギさんから見たらどう見えるか、下の図から選びます。



COGETは指導者とともに行う主に記憶力や注意  
 力向上のためのGセッションと、個別で行う主に見  
 る力や想像力をつけるためのIセッションからなり  
 ます。少年院ではGセッションを1回80分×週2回、  
 Iセッションを約1時間×週3～4日で16週間実施  
 してきました。実施前と実施後で参加者のIQが平均  
 で約15上昇し、COGET終了3か月後もその効果  
 が持続しました。トレーニング前は高校には行かず  
 就労を考えていた中学生の少年たちが勉強が好きに  
 なり、将来は大学に行きたいと言い出すなど、予想  
 以上の効果も得られています。現在、一般の学校や  
 学習塾などでも実施され、子どもたちが変わったと  
 いった感想を頂いております。もちろん誰でもやれ  
 ばIQが上がる訳ではありませんが、これまで劣悪  
 な生活環境の中で十分な学習支援を受けられなかつ  
 た少年たちや認知機能の問題で学習の躓きがある子  
 どもたちには、その可能性があるのです。コグトレ  
 を終えると、“子どもたちの質が変わった”そんな  
 印象をもって頂けるはずです。

また、認知機能が向上すれば、物の見方、考え方  
 などが変わるだけでなく、自分で物事を考えてさま  
 ざまな問題を自力で解決する力の向上にもつながり  
 ます。筆者は支援者が子どもたちを正しい方向に指  
 導するというよりも、子ども自身に正しい方向を見  
 つける力、気づく力をつけさせること、これが支援  
 のあり方だと思っています。その一つの方法として

COGETを位置づけて頂ければと思います。

◆社会面への支援(COGST)

COGSTは感情トレーニング、対人マナートレーニング、危険予知トレーニング、問題解決トレーニングからなる社会面への総合的支援です。目下、テキストの早期完成を目指して準備中ですが、ここでは基本的な理論構成が同じで、より一般教育に特化したトレーニングの一部をご紹介します<sup>4)</sup>。

《感情トレーニング》

〈この人たちはどんな気持ち?〉

感情コントロールには自分の気持ちを言語化することが大切ですが、実は子どもにとっても負担になることです。そこで、まず他人の気持ちを想像して言語化するところから始めます。

下の入たちは今、どんな気持ちでしょうか?  
 いったい何があったのでしょうか?  
 想像して  に気持ち、下の  に何があったか書きましょう。



いったい何があったと思いますか?

《対人マナートレーニング》

〈人にものを頼もう〉

対人スキルを高める上で、まず他者との基本的なマナー(頼む、断る、謝るなど)を学びます。下は、自分ならどう頼まれたら嫌か、どう頼まれたらいいと思うかを考えてもらい、逆に自分が人に頼むときのヒントにしてもらいます。

図書室であなたは本を読んでいます。ゆきさんはあなたの読んでいる本を読みたいようです。ゆきさんが自分の本と替えて欲しいと言ってきました。あなたならどのような時に交換したくないか、交換してもいいと思うか、下のマスにそって考えましょう。



	交換したくないゆきさんのやり方	交換してもいいゆきさんのやり方
ゆきさんの言葉は?		
ゆきさんの表情や態度は?		

《危険予知トレーニング》

〈何が危ない?〉

子どもたちが交通事故や水の事故などで、そのかけがえのない命を落としています。大人がいくら注意しても限界があります。そこで子ども自身に危険を事前に予測し回避する力を養ってもらいます。

ゆみさんは交差点にいます。歩行者信号が青になったので横断歩道をわたろうとしています。……5分後、救急車が到着しました。



なぜ救急車がくることになったのでしょうか? あなたが危ないと感じたところに×をつけて、横に1から順に番号をつけましょう。次に×をつけたところがどうして危ないと思ったのか下に書きましょう。

- 1 ( )
- 2 ( )

## 《問題解決トレーニング》

### 〈次からどうする?〉

困ったことに遭遇したときに子どもに自分で考えて解決できる力をつけるためのトレーニングを行います。これは適切な目標(問題解決のゴール)を決める練習の一例です。

つとむくんはいじめっ子に万引きしてくるように言われて、万引きをしてしまいました。下の質問を考えて答えましょう。



大事なものを盗まれたお店の人の気持ちを考えて書きましょう。

つとむくんのお父さん・お母さんの気持ちを考えて書きましょう。

つとむくんが万引きをすることでよかったことはなんですか?

つとむくんが万引きをすることで悪かったことはなんですか?



つとむくんは次からどうしたらいいでしょうか? 自分にも当てはめて考えてみましょう。

の教育・福祉のあり方も同じではないでしょうか。国家が滅亡の危機に瀕した時、最も守るべきものは何でしょうか。領土でしょうか? お金でしょうか? それは子どもたちの命ではないでしょうか。しかし現在、イジメによる自殺、虐待、貧困などでその子どもたちの安全が守られていない状況があります。理屈ではありません。我々は全力をあげて、子どもを守るためにどのようなことでもする、教育や福祉にはそういった姿勢が必要ではないでしょうか。読者の皆様、一緒に子どもたちの将来を支える礎になれるよう頑張っていきましょう。

### 文献

- 1) 宮口幸治、2013、「凸凹さをもつ人たちへ『みる、きく、感じる、考える』ための支援ガイド(第1回) 認知機能の弱さとトレーニング」『作業療法ジャーナル』、三輪書店、47巻8号、pp.909-915
- 2) コグトレ研究会ホームページ  
<http://www.cogot.net/custom.html>
- 3) 宮口幸治、2015、「コグトレみる・きく・想像するための認知機能強化トレーニング」、三輪書店
- 4) 宮口幸治、2016、「1日5分! 教室で使えるコグトレ 困っている子どもを支援する認知トレーニング122」、東洋館出版社

### ◆最後に

障害をもった非行少年の背景と一般教育の問題、そしてそのような彼らを変えていくコグトレの一部について紹介させて頂きました。ただ、こういったトレーニングの効果を知って頂くのも大切ですが、それにも増して大切なのは我々支援者の子どもたちへの熱意だと思っています。

お子様のおられる読者の皆様、想像してみてください。もし自分の子どもの命が危険にさらされていたら、子どもを守るためならどんなことでもしませんか? 自分の命など惜しくはないでしょう。平成25年3月、北海道で寒波の中、娘を守って凍死した父親がいました。まさにその通りだと思います。国

### キーワード: コグトレ

認知〇〇トレーニング(Cognitive 〇〇 Training)の略称とした、社会面・学習面・身体面への3方面からの包括的支援プログラム。主に認知に着目した技術を応用し、社会面への支援である認知ソーシャルトレーニング(Cognitive Social Training: COGST)、学習面への支援である認知機能強化トレーニング(Cognitive Enhancement Training: COGET)、身体面への支援である認知作業トレーニング(Cognitive Occupational Training: COGOT)の3プログラムから構成される。

## II 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

# 児童自立支援施設で自立を目指す子ども



北海道中央児童相談所 福祉専門員 **梶原 敦**  
かじはら あつし

### はじめに

児童自立支援施設の現場を離れて少しの時間が経過したが、「おはよう」「ありがとう」「失礼します」という元気な挨拶の姿が私には今でも思い出される。自然と口をついて出るこれらの言葉に、子どもたちの笑顔が添えられていた。

しかし子どもたちが初めて施設に来た時には、親から見放された、自分だけが社会から隔絶されたという思いが強く、「何で私だけが」「こんなこと(非行行為)は他にもしているやつがいる」「大人は分かってくれない」、そして「私は捨てられた」といった言葉が次々と発せられた。これまでため込んできた不信感、不満が一気に溢れ出てくるのである。この関わりが子どもと児童自立支援施設における関係性の再構築のスタート地点になる。自分の思いを自分の口に出させてみる。内容はともかく、自分を表現しようとする子どもの最後の叫びがそこにはある。私たちはじっとその叫びに耳を傾け、心の奥底にある訴えを聞き取るのである。

長年「非行児」と呼ばれる子どもたちを見てきたが、時代の流れとともに何か違うと感じている。何を考えているか分からない子、周囲との協調が極端に苦手な子、内面のポテンシャルを感じさせない子など、はっきりした根拠はないが何かが違うと感じてしまう。それらが、背景や動機を容易に理解しがたい非行行為となって表れている。

確かに児童自立支援施設に入所する子どもは、何らかの反社会的行為があり、家庭や他の施設では支援が困難な子どもが多い。

児童自立支援施設は平成9年の児童福祉法の改正により、施設の対象児童が拡大された。

これまでの不良行為をなし、又はなすおそれのある児童に加えて、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童も対象とするようになった。しかし、環境上の理由はこれまでも子どもたちに大きな影響を及ぼしてきたことは疑う余地はなく、法改正の趣旨に非行の未然防止の意味合いが加えられたと解釈している。

### 児童自立支援施設の状況

児童自立支援施設は全国に58カ所(平成27年度末)あり、その大半が公立である(特別な対応を可能とする国立施設が2カ所、北海道と横浜市にそれぞれ1施設ずつ民営の施設がある)。各都道府県単位の設置義務が課せられ、各自治体には1カ所以上の施設があり、社会的養護の一翼を担っている。その中には、小舎夫婦制という特徴のある形態(寮と呼ばれている小規模な宿舎において、職員夫婦が住み込み子どものケアを担当する。現在では、全国で十数カ所を残すのみである)で運営されている施設もある。

平均の在所期間はおおむね1年～1年半程度であ

る。最近の施設の入所状況を見ると、下記(図表1)のようになる。施設全体の入所定員は3,753名であり、平成27年10月の調査では入所児童数は1,397名、入所率は37%であった。

施設の入所定員についても、各自治体で見直しが進み、ここ数年で270人程度の減員が行われてきている。入所数も低下傾向を示し、相対的に入所率も微減状態となっている。

しかしながら、他の施設等で不適応状態となった子どもやしっかりした生活の枠組みが必要な子どもなど、支援に困難性の伴う子どもの入所が多い状況

〈図表1〉 児童自立支援施設入所状況の推移

	平成23年	平成25年	平成27年
入所定員	4,024人	3,815人	3,753人
入所数	1,549人	1,544人	1,397人
入所率	38.5%	40.5%	37.2%

※平成23年、平成27年は10月末時点、平成25年は年度末時点の数字(厚生労働省、家庭福祉課調べ)

〈図表2〉 児童自立支援施設入所時の年齢別児童数(割合)

	6-11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳以上
平成15年	12.3%	12.5%	28.9%	32.1%	11.0%	1.9%	1.0%
平成20年	12.7%	12.0%	30.5%	30.4%	10.9%	2.5%	0.9%
平成25年	11.1%	13.1%	33.8%	30.6%	8.5%	2.0%	0.8%

出典：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

に大きな変化はない。

入所前の子どもたち

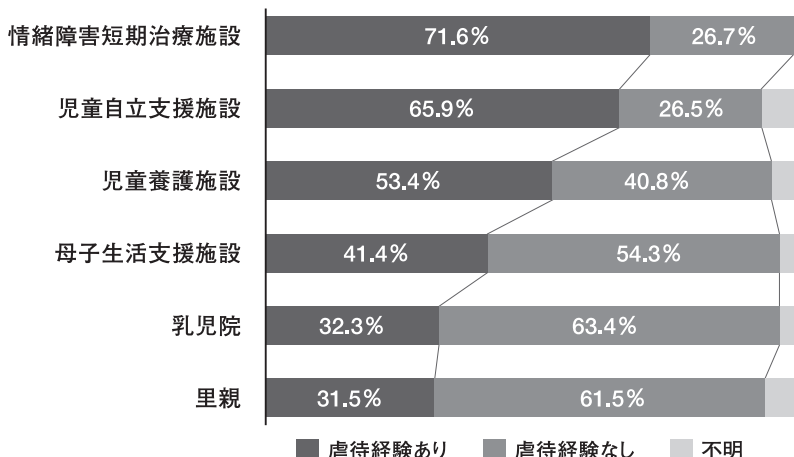
児童自立支援施設に入所する子どもたちの多くは児童相談所を経由してやってくる(家庭裁判所の保護処分という入所経路もあるがそれほど多くはない)。入所時の年齢は下記の通りである(図表2)。

児童自立支援施設の入所児童の年齢構成はここ数年大きな変化はなく、12歳から15歳の児童の割合が全体の8割超で推移している。

子どもたちの主訴は多様化し、非行事実のほとんどない子どももやってくる。

子どもたちの多くは虐待を受けた経験があり、虐待には至らなくても不適切な養育環境で育った子どもが多い。心の奥に不信、不安、不満を抱え込んで来る。理由もなく叩かれ、蹴られ、栄養も衛生面も保障されず、生活習慣も十分に教示されず、誤った

〈図表3〉 児童施設別の虐待経験者数比率



出典：厚生労働省「社会的養護の現状について(平成28年4月)」

〈図表 4〉 児童自立支援施設における養護問題発生理由(割合上位)

	1位	2位	3位
平成15年	母の放任・怠情	父母の離婚	父の虐待・酷使
平成20年	母の放任・怠情	父母の離婚	父の虐待・酷使
平成25年	母の放任・怠情	父の虐待・酷使	父母の離婚

出典：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

〈図表 5〉

児童自立支援施設の年長児童の高等学校進学希望

	平成15年	平成20年	平成25年
希望する (うち女子)	68.0% (71.2%)	77.4% (81.1%)	83.2% (84.7%)

児童自立支援施設の年長児童の大学・短大進学希望

	平成15年	平成20年	平成25年
希望する (うち女子)	12.4% (13.7%)	23.5% (27.9%)	25.2% (28.8%)

出典：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」

生活習慣、自分本位のルールで生きてきたのである。しかし、子どもたちはこの虐待の環境以外を選択することもできず、そこで耐えることを強いられてきたのである。家庭内での関係性や居場所は、きわめて不安定なものにならざるを得ない。このような心理状態が誤った行動化のきっかけになっていることが多い。社会的養護の対象となる子どもは何らかの理由で、保護者がいないか、保護者との生活継続が困難と判断された者で児童虐待の占める割合が多く、入所児童の半数以上を占めるものもある(図表3)。入所の時期によっては、対応、支援に困難性を伴う例も少なくない。本来養育者から与えられる「信頼」の蓄積がほとんど行われず、負のスパイラルに巻き込まれて生活してきた。虐待、貧困、いじめなどが発端となり無気力、無関心、反抗、暴力と進み、触法行為へと続くスパイラルである。居場所の喪失、不勉強、学力低下、怠学傾向、中退、解雇、乱暴、疎外、孤立、爆発…考えるとときりがなくらい続いていく。これを断ち切る方策が必要になる。

他の児童福祉施設でも同じような傾向が見られるが、児童自立支援施設の入所児童に特徴的に表れる

理由として、「父母の離婚」が高率で表れ、家族の崩壊が大きな影響を与えていることがうかがわれる(図表4)。

離婚が子どもたちに与える影響は大きく、家庭内の不和やDV環境が不安定な状況を作り上げ、子どもの力ではどうしようもない状態の中で翻弄され、心身の成長を歪めていくことになる。心理的虐待や身体的虐待と認定される例も少なくない。これを緩和するためには周囲の理解やサポートが重要になる。重篤な場合には、保護者との分離保護が選択されることになる。

さらに、最近問題となっている貧困も影響を及ぼしている。世の中にはモノが溢れ、人々の消費・所有の欲求を必要以上に刺激している。しかし社会内の格差があることも事実である。子どもの相対的貧困率が16.3%に達し、特に一人親の貧困率は54.6%(2012年、厚生労働省「国民生活基礎調査」)で、母子世帯の状況は厳しい。最低限の生活をやっと維持できるレベルでの生活を強いられる子どもたちがいるのだ。そのため、教育やその他の活動にお金を回すことが難しい状態となっている。このことが子ど

もの将来の選択肢を極端に狭め、社会の風潮と相まって、貧困の連鎖に陥るリスクを秘めている。そして、日々の生活の中で、学校生活の中で「どうして自分だけが」という意識を強く持ってしまうことが、「疎外感や孤立感」を増長し、誤った行動化に繋がってしまう。

貧困とは直接関係があるわけではないが、児童自立支援施設で生活する子どもたちの将来への意欲がどうなっているかを知るために、子どもたちの進学希望の様子についてお伝えしたい。経年変化で上昇の傾向を示しているが、高校進学希望は83.2%、大学進学希望に至っては25.2%に過ぎない(図表5)。平成25年の文部科学省発表の一般生徒の進学率は高校で98.4%、大学等で53.2%であった。施設の統計は希望率なので単純に比較できないが、大きな差がある。このことは彼らからの社会への訴えと気づくべきではないだろうか。

### 児童自立支援施設での関わり方

施設での生活は特別に変わった処方があるわけではない。変化の乏しい生活を毎日送っている。その中で、これまで子どもたちが「私の当然は社会の当然」と思い込んでいた考えが受け入れられず、仲間とのぶつかり合いや反発を経験するが、そのことで「気づき」が与えられる。その瞬間にこれまでと異なる考え方が付与され、景色が劇的に変わり、これまで無意味だと思ったことに価値を感じることができるようになる。先日、ある施設の文化祭で一人の子どもが意見発表会で次のような発表をした。「これまでの私は『強さ』は権力だと思っていた。人を支配し、思い通りにさせることだと思っていた。しかしそれは本当の『強さ』ではなかった」と一気に語りかけていた。さらには、これまで敵対視してきた人が実は私の本当の理解者だったことにも気づいた、と言う。その場に居合わせた、親の心には響いたに違いない。この発表を聞き、改めて子どもたち

を「気づき」に導くことができるような環境を多く用意し、体験していくことが子どもの本当の成長に繋がるのだということを学んだ。専門的な知識、経験、根気強さが我々の道具である。押しつけたり、従わせたりすることは即効性はあるが、子どもの自発性を促すこととは異なることに気づかなければならない。

問題行動は本人と周囲との関係から生ずることが多く、土台となる性格や抑制力、場面接近の機会、周囲の抑止力、そのときの心情が複雑に組み合わさり発生する。

私たちが問題と感ずるのは、問題行動の結果だけに注目することが多く、その背景やプロセスについて触れることはそれほど多くない、ということである。従って子どもの評価も単に「かわいそう」という同情であったり、「とんでもない」という非難であったり、いかにも表面的な評価で終わってしまうことが少なくない。これだけでは再発を予防することにはなかなか繋がらず、「隔離」することが目的となって完了してしまう。私たちには、もう一歩踏み込んで、子どもの今後の長い生活を考え、子ども自身の心の動きを理解し、新たな視点を取り入れて物ごとを考えることが求められているのである。この洞察力こそが、確かなアセスメントに繋がり、子どものストーリーを再構成するために重要である。そして、有機的な再生プログラムを起動していくのである。このためには、本人のパートは本人の努力と学び、家族のパートは家族の受け入れや関係性の強化、そして地域のパートは学校を中心とした見守りや評価などの役割を融合させていくことが必要である。どれかが欠けることは一気に脆弱さを増すことに直結してしまう。文字通り、連係プレイにより支え切るのである。

### 自立を支援するためには

相談したい時に相談できる人がいてくれること。

職場の愚痴を聞いてくれること。誤った判断をした時に優しく分かりやすく、そして厳しく叱ってくれる人の存在が子どもたちの将来を支えてくれる。そして安心感を持ち続けることができる。本来ならば親に託された役割かもしれないが、親がそれを放棄した子どもは予想外に多い。施設退所後に自宅に戻ることができない例が多く見られるようになってきた。特に年長者にその傾向は強い。しかし退所後の受け皿はまだまだ足りない。彼らを支える理解者、支援者もまだまだ少ない。彼らが自活できるまでには少し時間を必要としている。しかし、心もとない彼らを支える仕組みは十分に用意されているとは言えない。退所後の厳しい現実、居場所の確保、学業の継続、安定した経済活動、経験の蓄積など多岐にわたって喫緊の課題として横たわっている。

最後に退院生のIさんの例を伝えておきたい。

今では20歳を過ぎ、立派な社会人となっている。彼女はいわゆる恵まれない家庭で生活し、父親からの虐待の末、家に寄りつかず、学校は怠学状態であった。現実逃避のためにシンナーを覚え、依存も次第に強くなり、中毒症状に陥ってしまった。家庭での養育は困難との判断から、高校を中退して施設に入所してきた。細身で長身の彼女はどことなくオドオドした表情で挨拶した。生活習慣は身につけていて問題はなかったが、他者との協働が苦手で、コミュニケーションも苦手としていた。そのためたびたび他生徒と衝突し、そのつど強い自己否定状態に落ち込み、手首の傷跡も増えていった。

しかし、彼女は逞しかった。施設での生活の中で職員や他生徒との毎日の関わりの中から自分を振り返ることができるようになった。失敗からの回復も経験し、仲間との協力が可能になり、それとともに周囲の状況を少しずつ見ることができるようになっていった。

残念ながら親元には戻ることができないとの判断から、自活の道を選択することとなった。自立援助

ホームに生活の拠点を移すまでの間、総合スーパーで実習を開始し、多くの失敗を経験しながら実習先のみんなに育てていただいた。退所後は継続して雇用していただき、今に至っている。生活拠点は援助ホームから自炊アパートに変わったが、退所後のリスクとして、薬物への接触のおそれがあった。そのため精神保健分野のサポートをいただいたが、月1回のカウンセリングも休まず出席しているようだ。周囲からの励ましや見守りの中で彼女の新たな一歩が始まっていった。

私のところにもたまにメールを寄こし、「ボーナスが出ました」「車の免許を取りました」と不定期で一方向的な報告がある。見守りを続けることで、自分自身で生きる力を蓄えていく可能性を信じて支えていくことが大切である。施設経験は回り道ではなく、彼女にとって必要な経路を着実に歩んだ結果が今の自立に繋がっていると思う。その辛さと経験を噛みしめながら頑張っている姿を見ると、将来のさらなる幸せを願わざるを得ない。

#### 参考

- 1) 児童養護施設入所児童等調査  
(平成14年度、平成19年度、平成24年度版)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課編
- 2) 平成27年版子ども・若者白書(内閣府)  
学校基本調査(文部科学省)

#### キーワード：負のスパイラル

連鎖的な悪循環のことで、子どもの生活の中で、何かのきっかけで自信を失い、歯車が狂い、悪い方向に一気に傾き、何をしてもうまくいかない状態に陥ること。学業の不振、家庭内の不和、学校での失敗(いじめ)などがきっかけとなることが多い。一人で考えると閉じたループとなりやすく容易に脱出できなくなる。考え方の整理や実行、ポジティブシンキングなどが解決の糸口となる。

## II 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

# 女性の犯罪と依存症 — 虐待のその後を生きる



かみおか はるえ  
ダルク女性ハウス代表 上岡陽江

### ■はじめに

ダルク女性ハウスを始めてから26年の間にたくさんの方とつきあってきましたが、初めての10年ぐらいは、せっきやく親の虐待や暴力から逃げてきても薬物をやめない、ますますひどくなる、あるいは刑務所に行ってしまうというようなことが続き、とても無力感を感じていました。

けれども、10年を過ぎた頃から、ハウスを出て行った人たちが戻ってくるようになり、その頃どんなことを考えていたかを教えてくれるようになりました。そこでわかったのは、虐待を受けてきた彼女たちは普通の生活をしている人たちとの関係が非常に取りづらいついことでした。

10代のあるメンバーに、「薬物をやめたら普通の恋愛をして、大学生のボーイフレンドを持って、普通の生活をしてね」と言ったことがあります。彼女はとても困った顔をして、「ハルエさん、それは無理！大学生なんかに、性虐待を受けた話できるわけない。今つきあってる35歳上のキャバレーの客引きのおじいさんになら、そういう話もできるけど。お願いだから、私にそんなこと言わないで」と言われました。

私は、彼女たちが薬物をやめたらすぐに普通の生活に戻れるという勘違いをしていたのです。本当に申し訳なかったと思います。そんなことから、『その後の不自由』という本を書きました。大嶋栄子さんというPSW (Psychiatric Social Worker、精神保健

福祉士)の友人や当事者たちと一緒に作った本です。

そこにも書いたことですが、そもそも当事者本人たちにとって、相談するということがいかに大変であるか。「説明してくれ」と言われても問題が大きすぎて話せなかったり、「死ぬ」としか言えなかったり、自分を説明していいとも思っていなかったり、ほんの小さなことが本人にはすごく大きなことであつたりするのです。

たとえば、主治医のところから暴れて帰ってきたメンバーに「何で暴れたの？」と聞くと、「あたし、靴下が2足しかなくて、こないだ洗濯したら乾かなくて、一回診察をサボっちゃったんだよね。先生に理由を聞かれて、靴下がないと言えなかった」というようなこと。本人が相談に至ることさえどんなに難しいのかを考えるようになりました。そしてハウスのプログラムを見直して、今の形に整えていくことができたのです。

### ■ある男性メンバーのこと

話は前後しますが、私はダルク女性ハウスを始める前に東京ダルクで男性メンバーも受け入れておりました。そこでのある男性との出会いは、私のそれまでの活動を今ある方向へと導いたものでした。

薬物依存者は、いじめや性虐待にあったことを決して話そうとはしません。それは男性メンバーも同じです。静かに惨めに使い続けるか、何度も何度も

リストカットを繰り返すか、処方薬の大量服薬によって救急車で何度も運ばれるか。そういうことを繰り返しながらも、一言も話そうとはしません。「暇だから。なんとなく。クスリが好きだから」——そう言うばかりです。

依存者の被害体験は、支配的な関係の中では決して語られません。施設や医療の中でも、それを語るに十分な関係性ができているところは非常に少ないと思います。薬物依存症を専門とする精神科医はわずか5パーセントくらいしかいないという印象を持っています。つまり残りの精神科医は門前払いするか、警察に行ってくれ、自首してくれ、といった対応をとるかのどちらかです。当事者やその家族の了解なく、警察に通報されたこともありました。

男性メンバーの中に、絶対やめない人がいました。私はいつも怒っていました。なぜ真面目に取り組まないのか、自分をなぜ大切にしないのか。彼と知り合って10年が過ぎた頃、今度は知的な理解力があるのになぜ使い続けるのか不思議になり始めました。

自助グループのメンバーは、クスリへの誘惑を絶とう、一緒に回復したい、とその思いを互いに分かち合う集会を行っています。その集会に、彼はなぜかクスリを使ってはやって来るのです。メンバーはそんな彼に呆れておりました。24時間以内にクスリを使用したメンバーは参加できない決まりになっていたからです。それなのにやって来る…。でも、仲間たちは、死ななきゃいい、ととりあえず集会に来ることだけは受け入れることにしておりました。

薬物依存者は、虐待や知的な障害、精神疾患がないかぎり、大きなトラウマがあったとしても30代半ばくらいから治療にのり始めるものです。彼も、私と出会ってから20年目ようやく彼を理解してくれる主治医に出会いました。そして、とうとういじめや性被害があったことを話し始めたのです。その時分かったのは、彼はひたすら自傷的に薬物を使用していたということ。依存者の中には、他者への加害

行動に走る人もいます。知的な理解力があるのに使い続けるのはなぜか、それでも集会に来るのはなぜか…彼は必死だったのです。加害行動への衝動を必死に抑え、その刃を自らに向け続けていたのです。いつしか私は、彼を尊敬するようになっていました。

その頃、彼から「いつも変わらない態度でいてくれてありがとう」と手紙をもらったことがあります。その言葉にうれしく思いながらも、私はごめんなさいと思わず手を合わせました。彼とは彼が10代後半のときに出会っているのですが、当時私は母親になっていました。だから本当はね、あなたと町で出会うのが怖かった、だから逃げたの、隠れたの。

真面目に取り組んでいなかったのは、私の方だったのです。本当にごめんなさい。そして、死なないで、尊敬しているから。彼との出会いから、私は多くのことを学んだように思います。

## ■ユキさんのその後

実は、女性薬物依存者の85パーセントは性虐待からのサバイバーと言われていています。そんな一人のメンバーの話をしたと思います。

彼女、ユキさんは21年前、24歳の時にハウスに入寮して、半年で去って行った人です。しばらくたって刑務所に入っていた本人から連絡があったのがきっかけで、出所した後、再度ハウスに入寮しました。最初の出会いから14年がたっていました。

### 1. 入寮生活が苦痛だった

彼女は父親からの性虐待を7歳の時からずっと受けていて、18歳で親元から飛び出しシンナー中毒になって、風俗の仕事をしていました。恋人が彼女のことを心配してハウスとの出会いになったのです。

当時彼女が言っていたのは、「なんで私にクスリをやめさせようとするのか。自分は父親のところから逃げて、シンナーを使ってやっと眠れるようになったのに、やめさせられたら、どうしたらいいかわ

からない」。それから、「なんでそんな優しい言葉をかけるのか。そんなことされると不安になる。ヤクザのひどい言葉の方が楽だ。だって裏切らないもの、ヤクザは」と意味のわからないことを言いました。相当激しく怒りを出すこともあり、彼女はハウスを出て行ってしまいました。

14年たって戻ってきてから、なぜハウスから逃げたのか聞いてみたら、その頃の自分はひとつのところにいることができなかつたと言います。父親からの性虐待にあっていたので、家庭での生活が非常に危険なものだと思っていたという話も聞きました。

「覚せい剤やめますか、それとも人間やめますか」という標語がありました。彼女は小学5年生の時にそれを聞いて、「ああ、人間やめられるモノがあるんだ！　うれしい！」と思ったそうです。「父親との生活に絶望していた。クスリを使うと人間をやめられる、もしかしたら死ぬるかもしれないと思った」と。私はとても驚きました。小学生の子どもがそんな希望を持つなんて。

また、「ヤクザはお父さんより優しいし、お父さんとセックスするぐらいだったらヤクザといた方がマシ。風俗の仕事をして生きていた方がマシ。そうでしょ？」とも言っていました。

最初に入寮した時、彼女の状態はどんどん悪くなって、覚せい剤や危険なクスリに変わっていったので、支援している私たちは悲しかったのですが、戻ってきてからも「(自分は)自然にヤクザを選んだよね。すごい自然だった」と言われて、また大変考えさせられました。

ユキさんは20代～30代に刑務所への入所と退所を繰り返す中で子どもを産んでいて、刑務所の中で子どもと手紙のやりとりをするようになり、差し入れがほしいと10年ぶりにハウスに連絡をしてきました。その時に、以前のハウスでの生活で彼女が覚えていたのは、みんなと一緒にプールに行ったことなど、普通の生活をしたことだけだとわかりました。

スタッフがたくさん彼女の話の聞いたり、カウンセリングをしたことはまったく記憶になかったのです。依存症のミーティングやプログラムと言われるものが役に立つと思っていた私たちは、非常にかかりました。

## 2. 再入寮、そして子育てへ

その後、ユキさんは出所して再度ハウスに入寮しました。今度は、依存症のグループミーティングなどのほかに、生活の指導をしていきました。その中で特に普通の生活をするのに力を入れ、ハウスのスタッフとお掃除したり、お茶を淹れたり、ご飯を作ったりというひとときを過ごす練習をしました。

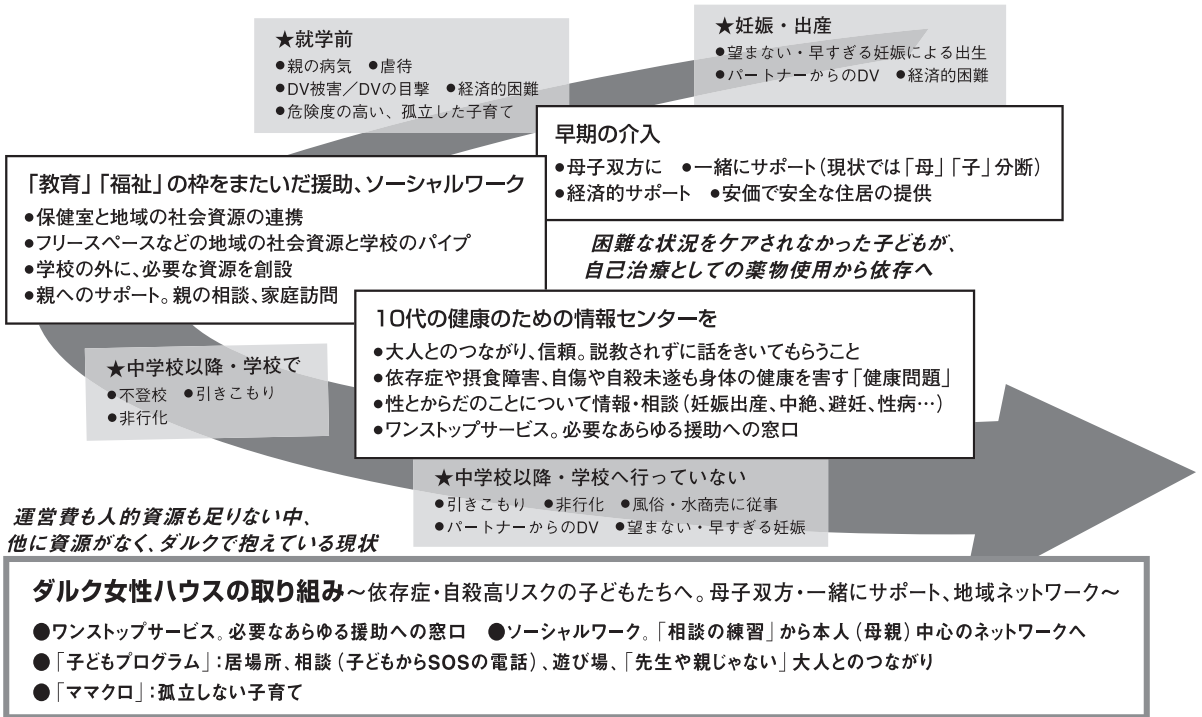
暴力などから逃げてきた女性たちの初めの10年は、死なないだけで精いっぱい。普通の価値観からは相当ズレているけれど、それは反対に本人たちにとっては安全でもある。私は彼女たちに刑務所に行ってほしくはありませんが、それはとにかく安全ではあるんだと思うようになりました。

ユキさんは路上で生活していたことが多く、部屋の中で過ごしたり同じところに通うのは、刑務所以外ではまったくしたことがなかったそうです。ハウスに来る人のほとんどは友人たちの家やマンガ喫茶を転々としたりという状況です。そこから入寮生活に入ると息苦しさを感じて、また転々とするようになってしまうのです。

再入寮してからユキさんは、児童相談所が間に入って子どもとの面会もするようになりました。

ハウスでは、子どもも一緒に参加できるプログラムを13年前からやっています。スタッフが中心になってご飯を作ったり、表現活動をやったり、動物園などに行ったりするのですが、ハウスから自分の子どもを保護施設に引き取りに行つて参加できるようになっています。子育てを終えた先輩のお母さんが一緒に施設に送り迎えに行つてくれたりして、お母さんたち同士の助け合いが中心のプログラムで

〈薬物依存症の女性が生育過程で出会う問題と、必要な援助〉



出典:「その後の不自由—「嵐」のあとを生きる人たち」(シリーズケアをひらく)

す。その中で、子育てがどんなに大変かという話し合いも自然にされていきます。

3. 夜間高校から大学進学へ

そんな生活をしていく中で、ユキさんは、子どもプログラムを担当している中学校教師のスタッフから、高校に行くことを勧められました。20代～30代を刑務所の中で過ごしていたユキさんの社会復帰を考えてのことです。そして夜間高校に通うことになりました。

こういう場合、入学時の保証人と奨学金受給のための保証人が別々に必要だったりして、本人だけでは手続きができないので、スタッフが手分けして取り組むこととなります。本人の戸籍所在地が不明なことがわかって、スタッフが苦労して見つけてきたケースもありました。

通学するようになったユキさんですが、普通の生活に入るのはやはりとても大変でした。

特に、性虐待を受けていたメンバーには、小さい子どもが性的対象として見えるという問題が起きてきます。ユキさんも若い子たちとの学校生活にドキドキして消耗し、よくスタッフに八つ当たりしていました。そのことを話せなかった時期は非常に辛かったですと言っていました。しかし、通学するようになってそういうことにも慣れてきたようです。精神科クリニックで性虐待トラウマの治療も受けるようになりましたが、今度は子どもに対する虐待に過敏になってしまい、知らない親子の後をついて行くことも起きて、これもまたすごく疲れると言っていました。

高校を卒業して、ユキさんは大学に進みました。その中で大学の先生たちとの出会いがあり、自分自身のことを考えるようになっていきます。性暴力反対法制定の運動にも関わるようになり、「まだ暴力の中にいる子どもを助けたい」と言うようにもなりました。「その仲間たちとの出会いも大きかった」

### 〈当事者が会える援助者や機関の移り変わりと基本のニーズ〉

時期区分	前期(15歳~20歳)	中期(20歳~28歳)	後期(28歳~)
会える援助者や機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校(保健室、進路指導の教諭など)</li> <li>・保健所、精神保健福祉センター(思春期相談、心の相談)</li> <li>・司法(警察署の少年課、保護観察所、矯正施設、地域の保護司など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心療内科、精神科クリニック、精神科病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)</li> <li>・ダルクなどの社会復帰施設、グループホームや作業所といった、地域にある障害福祉施設</li> <li>・自助グループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科クリニック、精神科病院</li> <li>・開業セラピスト</li> <li>・婦人科や内科のかかりつけ医</li> <li>・就業支援関連施設(ハローワーク、就労支援系福祉事業所、ジョブカフェなど)</li> <li>・自助グループ(スポンサーシップ)</li> </ul>
起こっていること	居場所のなさ/逸脱行為/自傷/将来に対する不安/大人社会への不信	生活の行き詰まり/医療を必要とする精神症状/違法行為/ピア(仲間)との出会い/予定外の妊娠や出産	症状の把握が可能/身体の不調/社会性の獲得/役割の認識/経験の不足/孤立した子育て
基本のニーズ	話を聞いて欲しい	関わって欲しい 身の安全を守って欲しい	教えて欲しい 長い変化の過程を見ていて欲しい
必要とされる支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に時間を過ごせる</li> <li>・話し相手になる</li> <li>・基本的な生活習慣を身体で覚える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行錯誤の過程を見守る</li> <li>・性急な結果を求めず、失敗を想定して“抱え込まず”に次へ繋ぐ</li> <li>・具体的な生活を支える(食事提供や金銭の管理、危機対応など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症など疾患に関する正確な情報の提供</li> <li>・安全確保や対人関係など、社会生活維持に必要なスキルの伝授</li> <li>・親としての振る舞い、対処法を知る</li> <li>・経済的自立へ向けた経験の蓄積</li> </ul>

出典:『その後の不自由—「嵐」のあとを生きる人たち』(シリーズケアをひらく)

とも言っています。大学に通う中でもしょっちゅうパニックは起きていましたが、本人はその自覚がなく、「よくわからないけどキレちゃった」と言っていました。

3.11の大震災の時、彼女はハウスにいました。電車が止まって全員がハウスにとどまることになったのですが、彼女だけ「こんな時に人と一緒にいれるか!」と言って飛び出して行ってしまいました。「あの時スタッフに『一緒にいよう』と言われたのはほんとにきつかった。今でも、危険な時は一人になりたいと願う」と言っています。

彼女を支援していく時に一番気をつけたのが、一対一の関係にならないようにすることでした。スタッフとの関係もそうですし、施設としても、身元保証や日常の生活支援はするけれど相談は別のところできるように指示しました。それで自分でいろいろなところを探すようになりました。

やがて、大学の図書館が彼女にとって安全な場に

なったのです。初めは、パニックを起こして飛び出していく彼女に「とりあえず図書館に行って」と言うと、ただ言われたとおりにするだけでしたが、そのうち「着いた。図書館にいる」というメールが返ってくるようになりました。自分がパニックになっていることもだんだんわかってきたようです。大学の図書館がユキさんのシェルターになる—それは、彼女が刑務所から出てきた時には誰も考えなかったことでした。

そして昨年、刑務所を出て7年目、45歳になった彼女は大学を卒業しました。本当に素晴らしいことです。今ではほかのメンバーたちが「彼女のようにになりたい」と思っています。

#### 4. 現在の課題

最近になって私は彼女に、「人格、5つぐらいあるよね」と言いました。

それまでの彼女との生活で、刑務所に入っていた

時の牢名主みたいな人格、7歳ぐらいのかわいい子どもの人格、人形のように遠くを見つめたまま動けない人格など、5つぐらいの人格があるのがわかってきたからです。本人も「人と一緒に出かけた記憶がないことが多い」と言っていました。

これは、小さい時に学校内でのいじめが激しかったこともあります。彼女は母親からも虐待を受けていたのですが、母親は自殺して、父親からの虐待が始まったのです。身の回りもかまってもらえなかった彼女は非常に不潔な格好で学校に行っていたのに、誰も気づいてくれなかった。自分の記憶が落ちることも、毎日がお父さんとのセックスだったことも誰にも言えない。人前で顔を上げられない。すごく頭のいい人なのですけれど、お父さんに「お前はバカだ」と言われていたので、勉強はあきらめていたそうです。集団に対する激しい恐怖もあって、何か自分の知らないことがあると怒って帰ってしまうことが今もあります。

それで、現在彼女と話しているのは、多重人格の残骸をどうするかということです。彼女いわく、「ちっちゃい頃からなんかおかしいと思っていたんだよね。言われてほっとした。クスリを使ってる時、おかしいところも気にならないじゃない？ ヤクザといればそれもバレないでしょう？ だから、クスリが必要だったんだよね」。

彼女は今年の冬、初めて風邪をひいて寝込みました。これまで、クリスマスやお正月といった家族で過ごす時季には爆発して大変だった彼女が、風邪をひいてただ子どもと過ごしたと言うので、スタッフ一同、「ユキさんが風邪をひいた！ やっと身体のがんがわかるようになったんだね」と喜んでます。これから先は、やりたいことを見つけて、自分と同じような人たちの支援もしたいと彼女は言っています。特に性虐待からのサバイバーの支援をしたい、その勉強をしたいと。それで今一生懸命働いているのですが、刑務所暮らしが長かったので、社会保障

の問題も起きてきます。そのことをどうしていくかも大きいと私は考えているところです。

### ■あなたは悪くない

2010年、私はトルコにいました。中東の依存症の人たちのコンベンションがあり、日本の仲間たちと一緒に海辺の町に滞在しました。そこで新しく施設を起ち上げたいという臨床心理士のトルコ人女性と会って話を聞いたのですが、シンナー中毒の子どもが多く、またリストカットも多いということで、トルコでもリストカットがあるのかと驚きました。

私は薬物依存とアルコール依存と摂食障害からの回復者で、32年前に自助グループにつながったので、世界各国に女性の回復者の友人がいます。特にこの中東の集まりは、イランの女性たちが外に出て自分たちの体験をやっと話せるという、とても大事な場でした。そして、依存症施設にいる女性の85%は暴力の被害者であるという話を聞いて、日本とまったく同じだなと思いました。

ダルク女性ハウスを始めた頃、本人たちは薬物について「自分がやりたくて使った」「ヒマだから」「楽しそうだったから」と言うのですが、実はその裏側に虐待や暴力の問題があります。そういう話を本人たちはなかなかしません。子どもの頃すでに深い絶望をしているので、自分のことをわかってもらえないと思っていない。それは世界共通であるということ、これまで自助グループと生活する中で、そして海外の女性たちとの話し合いから知ってきました。

日本の中では、薬物依存症者は犯罪者だ、クスリは犯罪者が使うものだという誤解があります。子どもの支援をやっている人たちの中にもダルクに対して良くない印象があるようで、とても残念に思います。海外の研究では、児童期に虐待を受けると40～50%の確率で何らかの依存症になるというエビデンスが出ていて、依存症と虐待の結びつきは支援者たちに共通の理解となっているし、さまざまな依

存をやめた後に出てくるトラウマの治療が大事だということも各国共通の認識になっているのですが。

当事者に出会ったら、まず「依存症は〈病気〉である」と教えることがとても大切です。それから、暴力を受けたらどこに逃げるか、暴力を受けるあなたは悪くない、どんな場合も暴力をふるった方が悪いということを伝える。これが支援の第一歩だと思っています。

## ■ さいごに―社会に向けて

これだけはやりたくないと思っていた記者会見をすることになりました。ここ数年、メディアが使用者たちを取り上げることが多くなり、その報道のひどさに対して、当事者やその家族、専門家、支援者たちのグループで薬物報道のあり方について、そのガイドラインを作ることになったのです。そのことを伝える記者会見です。厚労省記者クラブで1月31日、評論家の荻上チキさんの進行で始まりました。

その前に私は当事者たちの意見をまとめることになり、12月半ばから彼らから話を聴き始めました。が、思っていたとおりのことが起きました。みんな恐れているのです。自分たちがそんな自己主張したら何かよくないことが起きる、仕返しされる、と。

「覚せい剤やめますか。人間やめますか?」。この標語を目にしたときのことを私も鮮明に覚えています。ポスターが町中にあふれ、地下鉄構内に貼られた日、仕事に行く途中に気がつき、立ちすくんでしまいました。とうとう人間じゃなくなったね―自助グループの仲間たちと、そううそぶきました。だけど虐待している親は人間なの? 家で全てを支配している父親は人間なの? そんなことを思ったことを覚えています。

人間じゃない…このことは使用者たちの心に深く内面化しています、拭っても、拭っても。

芸能人やスポーツ選手がつかまるとテレビ、雑誌、新聞等々で一斉にネガティブキャンペーンが始まり

ます。その度に、使用者たちは自分人間じゃない、犯罪者だ、と心を固く閉ざします。調子が悪くなる、いやな気持ちになる、と自分の感情がわかる人たちは、まだやめ続ける気力、体力、知力がある人たちです。無理解な社会に怒り、なんとか自分たちのことを伝えよう、気持ちの整理をしようと努力します。

一方、そんなことやっても無理とあきらめている人たちは、一切の言葉を口にしません。外界に働きかけることをやめ、時には手近な弱者へと向かうこともあります。“いつも自分は損をしている”感が強く、それを不法な形で巻き返そうとするのです。こういう人たちをリハビリテーションにのせるのはとても困難です。でも、だからこそ、真正面から働きかけてみよう、一緒に回復を目指そう、このことをあきらめている人たちに伝えたくて記者会見を開いたのです。沈黙を強いられている家族や当事者のためにメディアにのせたかったのです。使用者たちのことを一人の人間として扱ってほしい、一緒に考えてほしいと社会に投げかけたかったのです。海外では薬物使用は、健康の問題として考えられることが多くなっています。処罰ではなく支援するという介入が増えていきます。使用者たちのことを皆さんと同じ人間として考えてほしい、そう願ってやみません。

## 引用文献

- 上岡陽江・大嶋栄子(2009)『その後の不自由―「嵐」のあとを生きる人たち』(シリーズケアをひらく) 医学書院
- David J. Linden (2012)、訳 岩坂彰「快感回路」河出書房新社
- 上岡陽江(2016)、「その後の不自由―アディクションを手放した後の生きづらさ」(『やさしいみんなのアディクション』 松本俊彦 編: 174-179、金剛出版)

## キーワード：薬物依存症とは

薬物依存症とは、「生活上の悪い影響が大きくなっているにもかかわらず持続的、強迫的に薬物を使用すること」(David, 2012)。進行性で慢性的な病気だけれど、回復は可能です。回復の指標は、①お金(を健康的に使えるか)、②身体ケア(ができていないか)、③感情(を扱えるか)、④関係性(は支配的ではなく、横の関係か)、この4つが大切だと考えています。病気が進行すると、この4つ全てがゼロに近い状態になっています。

## II 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

# 非行問題と学校



の だ ま さ と  
立命館大学産業社会学部 教授 野田 正人

### 1. 少年非行に対する学校の役割

非行や犯罪に関して、学校には大きく二つの役割が期待されている。一つは子どもたちが在学している時期に非行に巻き込まれないように「守る」という役割である。犯罪の加害にも被害にも、また一部が非行にも含まれるいじめにも巻き込まれず、安心して学び過ごせる場を確保することがまずは求められる。しかし、それにとどまらず、学校には子どもたちの将来を見越して「育てる」という役割があり、将来非行や犯罪に巻き込まれないための教育も大切である。これが二つめの役割であり、例えば学校教育法が、義務教育の目的の一つに、学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと、をあげている(同法第21条1項1号)ように、将来の力を意図的に育てるという教育の視点も軽視されてはならない。

このうち非行から守るという役割には、被害に遭わないという意味合いと、加害者にさせないという意味合いが含まれる。そのためには、学校が非行や犯罪の温床にならないように、ある程度管理された空間となる必要がある。しかし、この管理された空間という意味が多様であり、かつては管理主義教育などと呼ばれた、管理に重点を置きすぎた運用が見られた。今日も評価は分かれるが、「ゼロ・トレラ

ンス」や、学校名や地域名を冠した「〇〇スタンダード」と呼ばれる指導方針など、統一した基準で運営する方針の指導がなされる一方で、個別配慮を前面に打ち出した丁寧な指導体制をとる場合、また学校や学級運営管理の立ち行かない「学級崩壊」などと評される状況など、その振り幅は大きく、どのような指導が正解かという点は結論が見えにくい課題となっている。

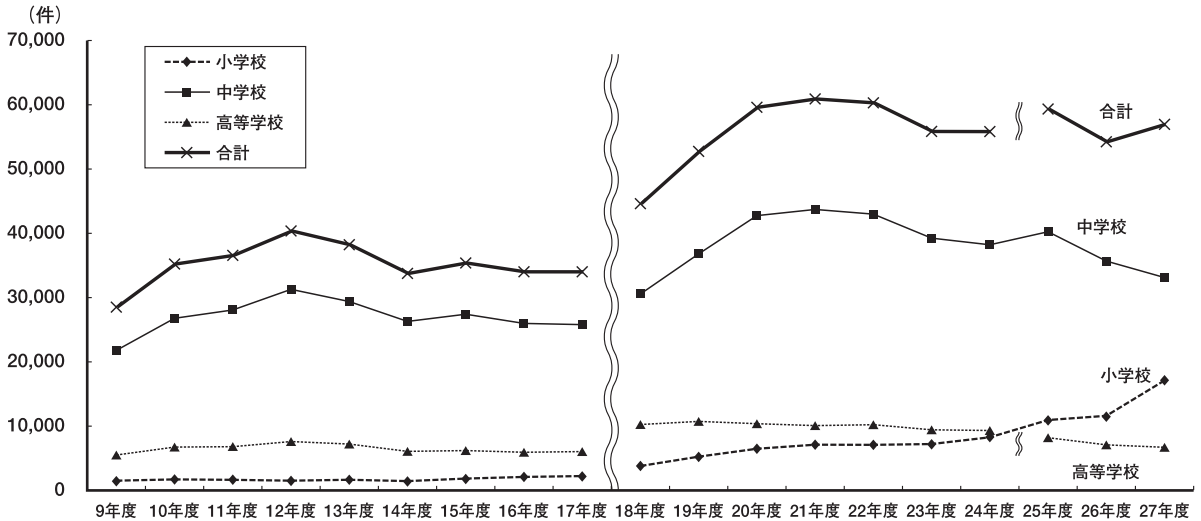
### 2. 学校での非行現象

学校における非行現象の典型は、校内暴力である。1980年秋に三重県の中学校で、校内に50人ほどの警察官が入り20名以上の生徒を検挙することとなった事件など、80年代は全国の中学校で校内暴力事案が見られた。当時、筆者は駆け出しの家裁調査官として、連日中学生の暴力事件と、暴走族の事件に振り回されていた印象がある。しかしながら、80年代後半になると嘘のように学校が落ち着き、様々な統計も非行の減少を示し、それに代わるかのように学校ざらい・登校拒否・不登校と呼ばれる、新たなタイプの長期欠席が目立つようになってきた。

その後、警察の補導件数などに見られる非行状況は概ね減少の一途をたどっているが、文部科学省のデータは、それとはやや異なる動きを示している。

同省は毎年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(以下：問題行動調査)の結

〈図1〉学校の管理下・管理下以外における暴力行為発生件数の推移



(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。  
 (注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。  
 (注3) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

出典:文部科学省「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(速報値)」

果を公表しており、平成14年版以降はホームページでも確認することができる。しかし、この調査は年度によって調査対象や問題の分類や定義が異なる場合があり、そのつど確認する必要がある。直近の平成27年度速報値(図1)は、暴力行為、いじめ、出席停止、小中学校の長期欠席、高等学校の長期欠席、高等学校の中途退学、自殺、教育相談の項目に分けられており、このうちのいくつかは非行・犯罪と関係すると考えられる。

特に非行に直接関係するであろう暴力行為を例に取れば、2006年度(平成18年度)の小中高校すべての校内暴力件数が44,621件だったのに対し、10年後の2015年度(平成27年度)は56,963件と増加しており、その内訳は、中学校が30,564から33,121と1割ほど増加したのに対し、小学校は3,803件から17,137件と4.5倍に増加している。このような小学校における校内暴力の増加傾向は、とりわけ2012年度(平成24年度)から目立つようになっており、この時期から小学校の不登校の増加も目立っており、2015年度(平成27年度)には小学校の不登校は

戦後最高を記録した。なお、その間も中学校の不登校は漸減傾向を示している。つまり、近時小学校の暴力問題や不登校が目立っているが、それは中学校には及んでおらず、これが子どもたちの思春期につながる真の荒れを示しているものか否かは検証されていない。加えて、この問題行動調査には、犯罪研究にもつきものの暗数の問題が影響している。それは、この調査のいじめに関する部分で、いっそう明らかになっている。

### 3. いじめと非行

「いじめは犯罪です」。このようなスローガンが、いじめが社会問題となるたびにくり返される。2013年のいじめ防止対策推進法施行もあって、いじめは学校の内外において大きな課題と認識されるようになってきている。しかし、問題行動調査の都道府県別児童生徒1,000人あたりの校内暴力発生件数は、最多の大阪府(政令市を含む)の10.3件から、最少の秋田県と福井県の0.6件まで、約17倍の開きがあり、いじめではこの差がより著しく、最多の京都府の

90.6件から最少の佐賀県の3.5件まで、約26倍の開きとなっている。また、校内暴力の発生状況といじめの認知状況とは明確な相関が見られず、その限りでは、いじめは犯罪つまり非行として扱われているとは言い難い。もちろん、14歳を境として触法少年か犯罪少年かといった非行区分については、問題行動調査では調査しておらず、小中高校の学校種別しか読み取れない状況にある。

ところで、いじめについて、特に犯罪に該当するいじめへの対応については、2012年11月に文部科学省が各県の教育長など向けに発出した「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」がある。

ここでは、『問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。』として犯罪行為の可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規に抵触する可能性があるものです」と、積極的な警察への通報を求めている。この通知には、文中で示された刑法の罪名の条文も添付されているが、実際の学校において、いじめを第一義的に犯罪として対応している例は非常にまれではないかと思われる。また、ここでも触法と犯罪との区分は示されておらず、すべて警察へという方向での通知と読み取れる。いずれにしても、学校現場が子どものいじめなどの行為をまず犯罪や非行と扱うよりも、生徒指導の対象と考え、教育的観点から指導と解決を図ろうとし、単純に校内の出来事を補導検挙の対象と考えないという点ではそれなりの意味が認められる。しかし、結果として指導の成果がない場合でも、学校が抱え込んでしまう可能性が

あり、司法手続きなどとの接続を再検討する必要があるだろう。もっともいじめ防止対策推進法の施行以来、いじめの被害児童やその保護者が、権利として加害児童についての警察関与などを求める例があり、そのため学校もこれまで以上に、いじめを非行として扱わざるを得なくなっている傾向が見受けられる。

#### 4. 生徒指導提要

児童生徒の問題行動などの指導の基本書として、文部科学省から2000年に「生徒指導提要」が発出されている。これは、1981年に改訂発出された「生徒指導の手引き」の久々の改訂版ということになるが、生徒指導上の多くの課題を、コンパクトにまとめている。そこで重視されているのは、学校が集団生活を重視するとしても、その指導にあっては子ども一人一人の個別の事情に配慮し、受容と共感を基本とするカウンセリングマインドをもって丁寧に個別対応すること。そのためにも子どもを正しく理解することが不可欠で、その前提としてアセスメントが重要であることなどである。なお生徒指導には、いわゆる教育相談も含まれており、また発達障害や児童虐待についても記述されている。その点からも福祉分野と非常に重なる部分が多く、学校現場の指導を理解するには、最適の資料である。ただ一点残念なのは、14歳未満の非行である触法行為について、それを福祉と連携して取り組むという視点が希薄で、結果として最終処分権限のない警察に相談することや、保護者の協力を粘り強く求めるといった、従来からのやり方を強化するにとどまっていることである。今日、小学校が児童の対応に苦慮する背景には、教師の世代交代による若年化と経験不足があるなどの声もある。しかし、保護者と協働することが全般的に難しくなっており、子どもの問題行動をめぐって保護者と対立してしまい、結果として子どもの指導が非常に困難になっているといった事例もしばしば見られる。

## 5. スクールソーシャルワーカーとチーム学校

学校での様々な指導について、子ども本人への指導に加え、保護者や地域を視野にいたした支援の必要性への高まりも手伝って、2008年からスクールソーシャルワーカー(SSW)が国事業として導入されることとなった。先行したスクールカウンセラー(SC)は1995年から導入され、すでに20年を超える歴史があるが、それでも最近になってやっとその存在が認められるようになったばかりで、小学校で活用可能なところはまだまだ少ない。いわんや後発のSSWは、十分に知られていない上に地域によって採用される人材がまちまちで、その活用方法も定式がなく、活動も試行錯誤の現状にある。もっとも文部科学省は、SSWには原則として、社会福祉士か精神保健福祉士など福祉に関する国家資格を有するものを当てると定めており、このような有資格者の割合は年々上昇している。筆者がスーパービジョンしている関西のいくつかの自治体もこの原則を守り、ほぼ全員が社会福祉士である。すでに10年を超える経験者も出ていることから、時に市町村や児童相談所の担当者よりもキャリアの長い例が見られ、問題行動や虐待への対応などについても効果的な活動ができるようになっている。

## 6. チーム学校

近時、チーム学校という考え方が文部科学省関連の会議などで強調され、学校現場に求められている。この考え方には、学校のマネジメントを強化するねらいや、学校がSCやSSWなど福祉の専門職をチームメンバーに加えることで、様々な課題に有効に対応しようという姿勢を強調するねらいなど、いくつかの意味がある。従来は教師だけが担ってきた非行への対応についても、チーム体制でアセスメントや支援や連携を図るという機能が期待されており、2017年1月に公表された教育相談の充実に関する調査研究協力者会議の報告も、このような体制を重視

し、アセスメントに基づいた対応の重要性を強調している。この基本には、児童相談所が福祉と心理の専門職を中心にソーシャルワークを展開するのと似て、学校も教師とSCやSSWが連携した多職種チームで生徒指導を実践するという方向性がある。

## 7. 学校と福祉の連携

学校と福祉の連携は、上手くいっているという評価の方が例外で、多くの関係者は課題が大きいと感じているのではないだろうか。SSWの導入以降、市町村や児童相談所の虐待や要保護児童通告受理の姿勢や法解釈が課題とされ、関連学会で取り上げられることも少なくない。しかし、ここでは施設との連携にかかわる二点のトピックをとりあげる。

一つは、児童養護施設や児童心理治療施設を校区に持つ学校との連携についてである。

これらの施設には、虐待や保護者との分離などトラウマ的経験をもつ子どもたちが多数入所している。その子どもたちの情緒面や行動面での課題も深刻で、通常の学校における指導でまかなえるレベルを越える可能性があるということは容易に想像がつく。しかし、通常そのような学校にも特段の手当は行われておらず、その結果学校側は、これらの施設をまるで迷惑施設のように考えたり、施設の指導員に対して、抗議に近い申し入れを行ったりということが生じている。地域によっては、学校と施設との連絡会を密に持ち、組織的にそのような課題を共有し解決しようとの動きもあるが、すべてが上手く機能しているわけではないし、組織的に整えても、小学校などの場合は実際に学校で対応するのは担任個人であるため、組織的問題で解決する以前に、個別の児童の課題とされ、不十分な指導にとどまっている例も少なくない。

施設側にとっても配慮すべきこととして、虐待経験を有する子どもの場合、施設での行動と学校での行動に大きな差のある場合が少なくなく、また施設

での様々な人間関係の軋轢を、学校で表出することがあるという点への理解である。このことは虐待のサバイバーである子どもたちにとっては当然のことであるが、その認識が共有されていない印象を受ける。学校にとって、通常の要保護児童の家庭との連携は難しい場合が多く、それに比して施設の場合はしっかり連携することで、子どもの24時間365日の状況を連続して把握でき、それを共有することで、相互に有効な支援を展開することができるはずである。そのような利点を生かすにはどういった連携が効果的かを、いくつかの学校で実践してもらっているが、まずは相互理解からはじめる必要を強く感じている段階である。

二つめは、非行と関係の深い児童自立支援施設とその併設学校との関係である。1997年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設長にも入所児童を学校に通学させる義務が規定された。しかし、通常は児童自立支援施設の義務教育段階の入所児童を、地域の学校に通学させることは想定していないので、結果として施設内の学校として分教室、分校などが導入され、最近は本校が設置される例も増えている。その一方で、未だ設置されていないところも、2016年末で5施設残っている。

児童自立支援施設が、非行傾向を改善したり、生活指導を行う施設であることを考慮すれば、そこに併設された学校の役割としても、単に地域の学校と同様の教育課程を遂行するにとどまらず、法教育や性教育、道徳教育や進路指導など、多様な領域での特別支援教育的な取り組みが期待されるはずである。しかし、この学校は各県に1校という少数派であり、同種の学校との交流も十分でないため、その特殊性だけが着目され、その成果が十分に生かされていないという印象がある。実際、この併設学校に赴任した教員の多くが、通常の学校でなかなか指導を受け入れない子どもたちが施設で見せる、幼く素直な側面とのギャップに違和感を感じると同時に、

その背景にある虐待などの生活課題にあらためて気づく経験をしている。このような経験と指導方針が、広く一般の学校に広まれば、より有効な生徒指導や教育相談の参考となりうるはずであるが、そのような蓄積にいたらぬまま、多くの教員が3年程度の任期で移動しているという残念な状況がある。その状況を少しでも改善しようと、筆者は東洋大学の小林英義教授らと共に、5年前から毎年7月に「児童自立支援施設に併設された学校研究会」と称する、併設学校についての全国規模の研究会を開催している。そこでの交流の中には、最近の典型的な非行行動とその原因や指導のポイントなどについて、非常に参考となる発言が続いている。

今日、小学校での問題が大きくなっているが、その背景には貧困や虐待など生活問題が深く広がっている可能性が高い。そのような状況であるからこそ、福祉と教育の連携が特に重要であることを強調しておきたい。

### キーワード：生徒指導

一般には、校則違反など問題行動への特別な指導という印象がある。しかし本来は、学習指導とならび学校の教育目標を達成するための機能の一つであって、「一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するもの」とされている。教育相談もその一部であり、平成22年に文部科学省から、基本書として「生徒指導提要」が示されている。

## II 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

# 保護観察の現状と課題 — 地域で支える少年の更生



みうらけいこ  
三浦恵子

東京保護観察所、社会福祉士・精神保健福祉士

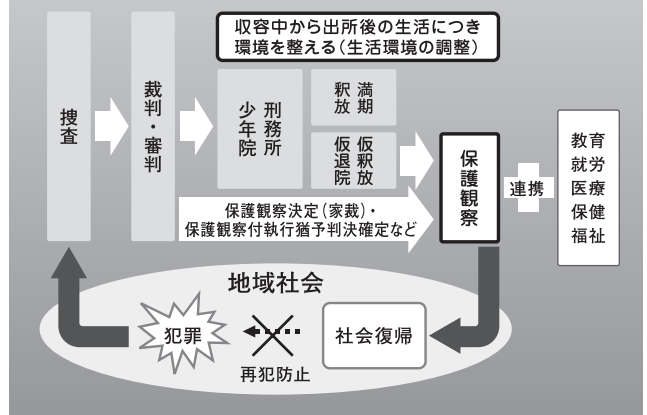
更生保護制度と保護観察所の業務、少年処遇の実際についてご説明させていただく機会を頂戴したため、本稿では「地域で支える」ということに重点を置いて説明したい。意見にわたる部分は筆者の私見である。

### 1. 更生保護制度と保護観察所の業務

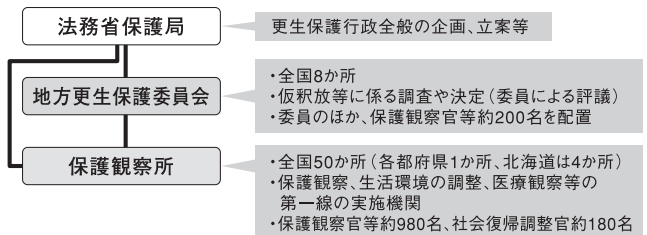
更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会内で処遇することで、その再犯を防ぎ非行をなくし、彼等が改善更生することを助けることによって、社会を保護し個人及び公共の福祉を推進することを目的とする制度である。警察、検察、裁判、矯正などの刑事政策の最終段階に位置することから「刑事政策のアンカー」と称されてきたが、社会復帰に向けて「社会への入り口」段階での処遇をも担う制度である。

保護観察対象者には、保護観察処分少年(家庭裁判所の決定によるもの)、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者(全部猶予、一部猶予者双方を含む)、婦人補導院仮退院者の5種がある。この他にも保護観察所では、少年院や刑事施設等の矯正施設入所中の人の円滑な社会復帰を目指し釈放後の引受人や住まい(帰住予定地)を確保する生活環境調整、犯罪予防活動、恩赦、被害者等施策、医療観察業務等を行っている。

### 更生保護の役割～刑事司法における再犯防止のかなめ



### 更生保護の担い手



### 民間との協働体制



※BBS会：非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等(BBS運動: Big Brothers and Sisters Movement)を行う青年のボランティア団体。

## 2. 現代の非行少年とその家庭状況について

「少年非行の一般化」と呼ばれて久しい。しかし更生保護官署に長く勤務していると極めて過酷な生育歴の少年に出会うことも少なくない。少年事件は成人事件とは異なり、微罪処分(いわゆる警察署限り)という制度はなく軽微な非行でも全件が家庭裁判所に送致される。業過等保護事件(自動車運転過失致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年事件)及び<sup>・</sup>びぐ犯事件を除く一般保護事件を起こした少年56,097人の終局処分内容は、少年院送致が全体の4.6%、保護観察18.3%であり、不処分あるいは審判不開始など家庭裁判所段階で手続を終える少年が全体の75.5%を占めている(平成26年統計 平成27年版犯罪白書118ページより引用)。非行性のみならず要保護性がより高い少年が保護処分となっているとも考えられ、少年院送致や保護観察処分等の保護処分にまで至る少年については単純に「一般化」と称することができないと考える。

保護観察所が取り扱う少年事件の件数は少子化により母集団である少年人口そのものが減少しているため量的には減少傾向にある。一部の重大事件の発生を根拠に「少年事件の凶悪化」と報道されることもあるが、当職自身は事件内容が凶悪化しているというより、更生のための社会的な資源(リソース)が貧困であったり、後述するような家族等との関係性の希薄さが非行の背景にある事例、覇気に欠け就労就学への動機付けが難しく無為徒食のまま保護観察期間が長期化する事例、家族調整に配慮を要する事例が増えていると感じている。

筆者が入職した平成5年当時、暴走族等に加入し多少の「ヤンチャ」をしてもある程度の年齢になると非行を「卒業」し、面倒見の良い親方等の元で修業をして手に職を付け社会人として自立していくという「わかりやすい更生のモデル」ともいえるものがかろうじて健在であった。しかし現代の非行少年と接していると、往事の非行少年とは比較にならな

いエネルギーの低さや自信のなさを感じることも少なくない。暴走族等の非行集団が急速に減少していることも、たとえ非行集団であったとしてもリアルで濃密な人間関係を保持することに煩わしさを感じる傾向の1つとも考えられる。一方でSNSなどを介したバーチャルな人間関係にはまり込み、ネットトラブルに発展する事例もある。

こうした状況に対応すべく、平成27年6月から保護観察対象者が保護観察官や保護司とともに社会福祉施設でのボランティア活動など地域社会に役立つ活動を行い、自己有用感や規範意識、社会性の向上を促すことを目的とする「社会貢献活動」が正式に開始されている。参加する対象者は最初は戸惑いがちであっても、共に活動する保護司等から励まされ、施設の利用者や職員から感謝の言葉を伝えられることで自信を積み重ね、引きこもり生活を脱してアルバイト就労が実現した事例もある。

また少年処遇において家族関係の改善調整は保護観察処遇の重要な役割の1つでもあり、保護観察所では保護観察対象者(少年)や少年院在院中の少年の保護者を対象に「保護者会」を実施するほか、少年が薬物事犯者の場合には薬物に特化した「引受人会」を実施している。もちろん個別の家族面接や家族調整も行っている。昭和の「努力が報われた時代」に思春期を送り就労し家庭を持つ経験をしてきた親世代の価値観と少年を取り巻く社会情勢に関する認識に隔たりが見受けられるケースも散見され、スモールステップで少年の自立を促していく重要性を話し合うことが処遇上有効な事例も少なくない。

## 3. 事例紹介/地域連携で更生が実現した事例

ここで地域連携により社会復帰を果たした2つの事例(プライバシー保護のため複数の事例を基に当職が創作した事例)を紹介したい。

事例① 軽度知的障害を有する男子少年。児童養護施設等で生育し、義務教育終了後は障害者福祉施設に入所。「食べることが大好き」という理由で就労については飲食店にこだわるも、注文の取り違え等が原因で短期間で解雇されることが続き、換金目的の漫画本窃盗で保護観察処分となった。少年の居住する地域の社会福祉協議会では、制度の隙間に落ちてしまいがちな人を金銭的な支援とコミュニティソーシャルワークでフォローする取り組みを展開しており、保護観察所では社会福祉協議会と連携し、厚生労働省と法務省が連携して実施している就労支援制度も活用のうえ、保護観察官や保護司に加え施設職員や社会福祉協議会職員やハローワークの就労支援スタッフがチームを組んで自立を図ることとなった。その結果、長年非行少年の雇用を続けている協力雇用主である飲食店の店長が「知的に制約がある本人にとって出前や接客は負担が大きい、調理場でなら頑張れるのではないかと本人を雇用し、面倒見の良い兄貴分的な職人のもとで少しずつ調理技術を身に付けるようにしてくださった。本人は精勤し面接のたびに仕事のやり甲斐を語った。金銭管理などは福祉関係者がサポートし、就労半年後にはアパートへの自立が成功し、保護観察解除に至った。

事例② 少年院仮退院者の男子少年。幼少時から多動傾向や衝動性が教員等から指摘されるも、児童相談所等への相談はなされないまま本人の問題行動はエスカレートし、近隣での窃盗や万引きなどの問題行動に至り、中学校入学直後に児童自立支援施設入所となった。なお児童自立支援施設の医師により発達障害が指摘され治療が開始されている。中学校卒業と同時に本人は実父母方に戻るがすぐに生活

が崩れ、窃盗事犯による保護観察処分直後の再非行で第一種少年院送致決定となり、知的障害や発達障害の少年を処遇する少年院に送致された。「両親のしつけが悪い」「地域に帰ってこられるのは迷惑だ」という近隣住民の厳しい感情もあり、両親も本人の養育に自信を失い引受けを決断できなかった。保護観察所が児童相談所に児童自立支援施設在所中を含めた処遇及び治療状況等を照会するなど連携を開始したことを契機に、初診時の医師による再診察が実現、本人の障害特性が明確化され、在院中から障害者福祉サービスの利用手続を進めることとなった。帰住予定地として障害者グループホーム及び日中活動の場として就労移行支援事業所も確保された。少年の処遇に関わる機関の職員は定期的なケア会議において情報を共有しそれぞれの処遇場面で活用し、本人にも当事者としてその場で自身の意見を述べる機会を重ね、自分の意思による契約で障害福祉サービスを利用し生活していくことに対する自覚を深めていった。日中活動の場である就労移行支援事業所でも持ち前の生真面目さを発揮して精勤し、職員や他の利用者の信頼も篤く安定した生活を送り、良好措置(退院)により保護観察が終了した。本人の社会復帰が円滑に行われた背景には、保護観察官や福祉関係者の手厚いケアは無論、グループホーム入所時の地元の更生保護女性会からの寝具の寄附等の手厚い支援、常に少年に寄り添い更生を支援した担当保護司等多くの更生保護ボランティアの尽力があった。この方々の「無償の愛」は実父母の感情をも動かし、両親は「顔も知らない我が子のためにここまでしてくれる方々がいる。親として逃げてはいけない」と決意するに至り、親子関係の改善の端緒ともなった。

#### 4. 非行少年と保護者が抱える関係性の希薄さ

事例を通し非行少年の地域連携の中での更生について概観したが、筆者は非行少年やその保護者には下記3点の「関係性の希薄さ」があると考える。

第1にインフォーマルな相互扶助を担う血縁・地縁における関係性の希薄さが挙げられる。地域社会における関係性の希薄さについては、都市部における匿名性の高さやそれに伴う人間関係の希薄さという問題が挙げられることが多い。しかし事例②は地縁・血縁による相互扶助が都市部より強い郡部の事例であり、匿名性の低さや集落の平穏を乱す要素への警戒感の強さから、事例のような犯罪や非行について本人だけではなく家族・親族にまで厳しい眼差しが注がれたり、最悪の場合排除の動きへとつながりかねないことがありうることに留意が必要である。

第2にフォーマルな制度利用(児童相談所の療育相談など)について、適切な助言や支援を行う機関や人との関係性の希薄さが挙げられる。「児童相談所に行きなさい」「生活が厳しく進学が難しいならこういった学習支援の制度があるよ」と教示するだけでは具体的な支援にはつながっていかず、問題はより大きく複雑化し、保護観察所などが介入した時点では少年たちの健全な育ちが大きく阻害されていることが少なくない。そうした意味で相談窓口や社会資源に同道するような伴走型支援の存在が強く求められる。

第3に、犯罪の抑止力となる、自分の生活する地域社会、職場、家族などへの愛着の希薄さが挙げられる。第3の事項はハーシーのソーシャルボンド理論の観点からも非常に重要なものであると考える。

#### 5. 立ち直ろうとする少年を「再び受け入れる(Re Entry)ことが自然にできる社会」に向けて

子どもや少年非行を巡る問題には現代の日本社会の病理が凝縮されていると言っても過言ではない。

「関係性の希薄さ」は、「派遣切り」「子どもの貧困」「高齢者犯罪の増加」といった形で少年非行以外の分野にも波及している。犯罪対策閣僚会議が目標とする「再び受け入れる(Re Entry)ことが自然にできる社会」の根底には社会的包摂の理念があり、国や自治体における政策の充実だけではその実現は難しい。過度に自助努力を求めるのではなく、公助としての行政に対策を丸投げするのではなく、住民参加型の小地域福祉活動の充実など、今こそ共助の仕組みを構築することが重要であると考える。「行政にお任せ」と公助に過度に依存することは、結果的に地域社会の問題解決能力の低下を招きかねない。東日本大震災においては、自治体すなわち「公助」の中枢部が大打撃を受け首長を喪った自治体すらあるなか、自衛隊などの支援、すなわち「公助」が被災地に入るまでの間、地域社会における「共助」が地域住民の命や生活を守った例は枚挙にいとまがない。

しかし旧来の血縁・地縁だけに頼るのではなく、地域社会における相互援助・問題解決の機能を高めていくための「仕掛け」や、地域における様々な「縁」を見直し、弱い部分を補強することは必須であるし、小地域福祉活動の核となる人作り場作りも欠かせないと考えられる。全国17万人の会員を擁する更生保護ボランティア「更生保護女性会」では各地で子育て支援活動を展開しているが、昨今では総会時の講演講師として招聘した方が主催する子ども食堂の取り組みに講演直後から参画するなど地域のニーズを迅速にキャッチした取り組みも実際に展開されている。

司法と福祉との連携は、各機関の担当者がお互いの職務や役割を理解し合うことから始まった。実践を重ねて問題解決能力を向上させていったことで、困難事例への対応が可能となり、結果的に住民への福祉サービス全体の質が底上げされた事例もある。事例②も、かつて自治体と保護観察所が処遇困難事

例に対し地域の社会資源をフル活用し連携しながら対応した実績があったからこそ少年への充実した支援が提供できたのだと考える。

一方で福祉サービスの利用者が「犯罪者」「非行少年」である場合、受入れ先の福祉機関や関係者、特に初めて犯罪者に関わられる場合は、漠然とした不安によって「やや引き気味」になりがちなこと往々にしてある。ここに更生保護における多職種連携、筆者が長年実践の中で追求している更生保護ケアマネジメントのポイントがあると考えているが、連携チームのメンバーが互いの職域を無造作に踏み越えることは当然自制しつつ、「やや引き気味」になってしまう機関・メンバーをフォローし、支援すべき非行少年やその家族が支援ネットワークの編み目からこぼれ落ちてしまうことがないように、経験のある機関・メンバーが「心持ち、半歩前へ」踏み出すような気持ちで動くことが重要であるのではないだろうか。

#### 参考文献

- 法務総合研究所「犯罪白書」各年版
- 「犯罪対策閣僚会議」：『再犯防止に向けた総合対策』（2012年7月）、『世界一安全な国日本創造戦略』（2013年12月）、『犯罪対策閣僚会議 宣言：犯罪に戻らない、戻さない立ち直りをみんなで支える明るい社会』（2014年12月）「首相官邸ホームページ」内「会議等一覧」参照
- 三浦恵子『社会内処遇と福祉の連携～現状と課題』（『犯罪と非行』日立みらい財団（2011年））
- 三浦恵子「保護観察官の業務の実際」『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度 第3版』中央法規出版（2014年）
- 三浦恵子「高齢者犯罪」『現代の社会病理』学文社

#### キーワード：保護観察

更生保護制度の中核となる保護観察では、犯罪をした人や非行のある少年が地域社会で生活しながら更生できるよう、保護観察所の保護観察官と地域社会の保護司とが協力し保護観察対象者に対する指導監督・補導援護を行っている。平成27年の取扱事件数は少年・成人を合わせ全国で約7万6千人である（保護統計年表）。非行・犯罪に関する専門的知識を有する国家公務員である保護観察官と、地域事情に精通した保護司との協働態勢で処遇を行うことが日本の保護観察の大きな特徴である。保護司は非常勤の国家公務員であるが無給の民間篤志家で、実費弁償のみで対象者処遇に従事し、地域社会での犯罪予防活動などにも活躍されている。



II 少年非行の実際と立ち直り・防止に向けての取り組み

# 少年鑑別所の 現在と展望について — 地域援助業務を中心に



福岡少年鑑別所 地域非行防止調整官 まえさとこうさく 前里光作

## 1. はじめに

平成27年6月、新少年院法及び少年鑑別所法が施行され、2年近くが経過しました。これまで少年鑑別所には適用する独立した法律がなく、同所に関する規定は、旧少年院法に数か条を置くのみであったこと、少年院法は60年以上抜本的な改正がなされずにいたこと等から、これらの法改正は少年矯正にとって大きな課題の一つでした。そのような中、平成21年に発覚した広島少年院における不適正処遇事案を契機として、非行少年の適正かつ有効な処遇と再非行の防止を支えるため、現代の少年院に求められる使命を果たし、国民の負託に応えるべく「少年矯正を考える有識者会議」が設置されました。その会議からの提言の一つに「適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進」があり、法改正へ向けて少年矯正は、同会議の提言を真摯に受け止め、真に一丸となって法整備を急ぎ、成立したという背景があります。

本稿では、少年鑑別所法の柱の一つである「地域社会における非行及び犯罪の防止に対する援助(以下、地域援助業務という)」を取り上げて、現在、少年鑑別所が地域社会の犯罪・非行防止のためにどのような取り組みを行っているかをお伝えし、児童福祉に携わる関係機関の皆様の業務の参考にしていただければ幸いです。

## 2. 少年鑑別所法の地域援助業務について

少年鑑別所は、従前から一般の方を対象として、非行や問題行動に関する相談を「行政サービス」として行っておりましたが、少年鑑別所法施行後は、これを法的根拠を持つ本来業務として行うことになりました。法施行に伴い未成年者に限らず、成人の方も相談の対象となったことや、これまで実費徴収していた心理検査にかかる費用が無料になったこと、加えて、各関係機関からの求めに応じ、アウトリーチによる援助も行うようになった点などが従来とは異なっています。また、「法務少年支援センター」という名称で全国共通のナビダイヤルや相談メール受付システムを導入するなど、相談・支援業務の充実強化に努めています。地域援助業務には、非行・犯罪等の防止を目的とした①能力・性格の調査(知能検査、性格検査、職業適性検査等の実施)、②問題行動の分析や指導方法の提案、③心理相談、④事例検討会等への参加、⑤研修・講演(最近の非行の特徴、非行少年との向き合い方、発達障害を有する非行少年の特徴等)、⑥法教育授業(非行を起こした少年に対する司法手続、処分の種類や内容に関するもの)などがあります。個人もしくは司法、福祉、教育、医療機関等からのご相談内容に応じて、複数の業務を組み合わせることで対応に当たることも少なくありません。

少年鑑別所には、主に心理査定を専門とする法務

技官と、指導・教育を専門とする法務教官がいます。例えば、関係機関との事例検討会に当所の法務技官と法務教官のペアで参加することがよくあります。生じている問題点の見立て(何が問題の中心にあるのか)を主に法務技官が行い、その手立て(具体的な支援方法)を法務教官が提案しています。非行等の問題行動に至るアセスメントが少年鑑別所の専門領域であることに変わりはないですが、地域援助業務では、トリートメント\*を求められることも増えており、少年院や刑事施設等で教育・処遇経験の豊富な法務教官の専門性も活かされつつあります。また、個別支援の体制作り等においては、各関係機関の機能に十分配慮した上で、中立的な立場から要点整理や各々の役割を明示する等のコーディネートも行っていきます。現在までに個別のご相談に加えて、児童福祉機関、学校、教育委員会、スクールカウンセラー等からのご相談があり、まさに関係機関が連携して一つ一つのケースに当たる機会が増えつつあります。

これまでの地域援助業務を通じて、法務技官としての私自身が大切に感じている点について、以下に述べたいと思います。

※トリートメント：再非行を防止するための治療的関わり、指導、教育などを指す。

### 3. 非行等を有する少年に対してできること

#### (1) 口を挟まないこと

過去の面接の中で「大人は、あなたの話を聞いてあげると言いながら、自分の意見を押しつけてくる」と述べた少年の言葉が今でも印象に残っており、少年の言い分を聞くときは、「自分の価値観はひとまず置いて」、「一所懸命何も言わない」スタンスを心がけ、最後まで口を挟まないようにしています。

#### (2) かけられてうれしい言葉

例えば、幼い頃から「あなたは素敵な子ね」など肯定的な言葉がけを多く受けてきた子どもを貯

金の多い子とし、「あなたはだめな子ね」など否定的な言葉がけを多く受けてきた子どもを借金の多い子という見方をすると、多くの非行少年は借金の多い子だと思います。他者から否定的な言葉を同じようにつけられた場合、貯金のある子は耐えられますが、借金の多い子は「どうせ自分はだめだ」といった諦めが先に立ち、くじけてしまいがちです。ですから、否定的な言葉を多く浴びてきたような子どもには、少しでもプラスになる言葉がけができないかを考え、当所に入所した少年50名に対し「これまで言われてうれしかった言葉は何ですか。」というアンケートを実施したところ、下記のとおりとなりました。

- |    |                    |
|----|--------------------|
| 1位 | 「ありがとう」            |
| 2位 | 「頑張ったね」／「頑張れ」、「好き」 |
| 3位 | 「優しいね」             |

アンケートの結果から、非行少年は、1. 感謝されたい、2. 一生懸命になれるものが欲しい、3. 親しい仲間として認められたいといった思いがあることが読み取れます。

#### (3) 具体的にできること

前記アンケートの結果から、非行少年のニーズに対して具体的にやれることとして、1. 責任の大きな仕事を任せる、2. ほめるより喜ぶ、喜ぶより感謝する、3. 相性のいい人を中心に多くの人が関わることが有効ではないかと考えています。

1については、例えば、「うちの子どもは夜遊びばかりして、ゴミ捨てを頼んでも三日と持たないのに、責任の大きな仕事など任せられません」と話す保護者がおられました。そんな少年に地道に努力する姿勢を身につけさせることは大切ですが、決して簡単なことではありません。私がこれまで出会った非行少年のことを思い返すと、「地道にコツコツ努力することは苦手だが、何か大きなことをして一気

に認められたいとは思っている」者が比較的多いと感じています。また、多くの非行少年を雇用している経営者の方から「雇った少年が仕事で自信を持てるよう、失敗する覚悟で責任の大きな仕事を任せるようにしている」と聞いたことがあり、援助者側に「少年の失敗を受け入れる覚悟」があれば、思い切って責任の大きな仕事にチャレンジさせる働きかけも有効ではないかと考えています。

2については、ほめるという行為は、大抵、上から下の立場の者に対する評価であり、評価にさらされ続けてきた非行少年にとって、ほめられることがいつでも心地良いとは限らず、時には「自分を操作しようとしているのではないか」と勘繰る者もいます。それよりは、自分と対等の立場、あるいは同じ目線で喜んでくれる人という方が彼らはうれしく、それで同じような不良仲間と一緒に過ごそうとする面があると考えます。彼らが非行から立ち直る過程の中で、就職や結婚が契機になる理由の一つに、自分が他者から必要とされる実感が得られることが挙げられ、彼らが他者から感謝される役割を持つことが立ち直りには大切だと感じています。

3については、非行の問題解決は長期戦になりやすく、支援者が疲弊することも少なくないと感じており、できるだけ多くの支援者が関わる方が持続的な支援ができることと、支援者の経験年数と対象者との相性には必ずしも関係がなく、経験の浅い若い支援者であってもできるだけ多くの方が関わってもらう方が、対象者と相性の良い人が見つかりやすく、効果的な支援につながると考えています。

#### 4. 心理検査の活用について

少年鑑別所では、多種多様な心理検査ツールを豊富に取り揃えており、非行及び犯罪を有する対象者に特化した検査も有しています。一方で、援助の対象者が非行を起こしているとは限らないため、地域援助業務では、一般の方を対象に標準化された心理

検査を活用することが多いです。対象者にとって、自分がどのような検査を受けたのかをインターネット等で調べることも容易であることから、何をされているか分からないといった不安は生じにくいと考えます。

相談に来られた方に「話を聞いてもらうだけでは物足りなさを感じる。統計など確かな根拠を示して欲しい」と言われたことがありました。その方は、話を聞かれるだけの相談に、あたかも病院の診察で検査をせずに問診だけで「様子を見ましょう」と言われるのと同様の感覚を持たれたようです。その方に対し、複数の検査を組み合わせて実施して結果をお伝えしたところ、「ここまで詳しく分かるのですか」、「説明を聞いて納得しました」といった感想をいただいたことがあります。

他には、親子げんかが多く、互いに何を考えているかが分からないと不満を述べる中学生と保護者に対して親子関係診断検査を実施し、お互いのことをどう感じているのかを客観的なデータを用いて説明し、それを用いた関わり方を助言したところ、家族の相互理解が進み、関係が徐々に改善したケースがあり、心理検査を活用することの有効性を感じることができました。

#### 5. 検査結果を伝える際に心がけていること

検査結果の伝え方によっては、依頼者やその家族を傷つけ、援助が逆効果になるおそれがあるため、留意する必要があると感じた点を以下に示します。

##### (1) 結果を伝える対象者を明確にすること

親子関係診断検査を実施した際、母親から「私の結果を夫には見せないで欲しい」とお願いされましたが、検査結果を家族で共有することが関係改善につながることを丁寧に説明したところ、情報共有に理解していただいたことがありました。ですから、個人情報保護や守秘義務に留意し、個人の検査結果を他者に開示する場合は、たとえ家族同士であっ

でも、対象者本人の同意を得る配慮が必要と感じています。

#### (2) 心理検査の結果は、変化し得ること

対象者の期待に反するネガティブな結果を伝える場合、それが永続的なものではなく、変化の可能性があることを説明し、理解してもらうように努めています。

#### (3) 伝えるべきことか否かを意識すること

全てマニュアルどおりに実施しようとすると、中には対象者を落胆させかねない表現が含まれている場合があります。検査をマニュアルに沿って実施することは必要ですが、結果の伝え方についてはマニュアルを過信せず、対象者がどのように受け止めるかを意識し、適切な表現を心がけています。

#### (4) 何が足りないかよりも、何を持っているかを優先すること

問題のある人と見なされる方々は、生活上の様々な場面で否定的な評価を繰り返し受け、自信が低下していることが比較的多いと感じるため、できる限り本人が持っている長所を見出し、そこに目を向けさせることが、効果的な支援につながると考えています。お世辞ではなく、精度の高い検査の結果から言えることとして伝えれば、客観性の高い情報として受け取ってもらい、「自分も捨てたもんじゃない」と思い、自身の肯定的側面だけでなく、否定的な側面も受け入れやすくなると感じています。

#### (5) 将来に見通しを持てるようにすること

検査を通じて自己理解や自己受容が深まった段階で、将来どんな自分になりたいかを考えてもらい、達成目標を明確にすることができれば、自身の未来に対して肯定的な見通しが持ちやすいのではないかと考えます。

### 6. ケース会議に当事者が参加することについて

通常、学校等のケース会議においては、対象となる生徒や保護者は参加しないと思いますが、対象者

の前で対象者のことを専門家が話し合い、それを対象者やその保護者が聞くことにより、自己及び家族理解が深まると感じることもありましたが、対象者の問題行動を分析するために、ケース会議ではどうしても問題点に関する話題が多くなり、参加者は「こんなに問題の多い難事例なんだ」と感じ、保護者も「私の子育てが間違っていたのだ」といった悲観的な思いにとらわれ、会議自体が深刻な雰囲気になるおそれがあります。したがって、「対象者が既に持っている能力や実行できていることが何か」をできるだけ聞いて明らかにし、それは保護者の養育による効果が大きいということを手伝うことで少しでも元気づけ、それが対象の生徒にも伝わるよう心がけました。保護者が子どもの対応に深刻にならなければ、問題行動にも冷静に対処でき、子どもの行動も徐々に落ち着くという好循環を生み出すことができるのではないかと考えていますが、ケース会議の効果的な進め方については今後の検討課題です。

### 7. おわりに

地域援助業務が始まり、児童福祉機関主催の研究會に度々参加させていただいて感じるのは、長期間にわたって対象者を支援する熱意を持ち続けておられることと、最初は卑屈な態度を取る子どもでも粘り強く接すれば必ず信頼関係が築けるという信念をお持ちの方が少なくないということです。私たちもこうした支援態度を見習うとともに、いろいろなタイプの非行・犯罪の原因を見立てる中で培った技術をケースワークに活かしてもらえるよう更なるスキルアップが必要と感じています。

今のところ、「対象者が既に持っている資質を活かせる手立てがないか」という視点を持ち、「自分が行ったことが周囲の役に立っている」と対象者が実感できるような援助を心がければ、小さな変化を起こすことは可能だと思っています。また、対象者の問題が早期のうちに、できるだけ多くの人や機関



非公認キャラクター  
「ふくたまちゃん」

地域に開かれた鑑別所をめざして—  
学生を集めての夏季研修会の様子



福岡少年鑑別所内にある相談所「法務少年支援センターふくおか」。  
右は相談室内の様子



が協力して関わるのが良い方向に変化する近道になると考えています。

児童福祉機関をはじめ、各関係機関の方々に少年鑑別所の地域援助業務についてご理解いただき、非行や問題行動に係るアセスメントの専門機関として十二分にご活用いただくとともに、地域の非行や犯罪防止のために献身的に関わっておられる各機関の方々との一層の協力と連携が力強く進むことを願っております。

#### 参考文献／引用文献

- 法務省矯正局編 2014「新しい少年院法と少年鑑別所法」公益財団法人矯正協会
- 前里光作 2015「法務少年支援センター(少年鑑別所)の取組について—非行相談における保護者への関わり方を中心に—」日本教育平成27年9月号14-17頁 公益社団法人日本教育会
- 前里光作・相野伸次・富永潤子・小泉達士 2016「地域援助業務における他機関連携の現状について」九州矯正第70巻第1号29-34頁 福岡矯正管区

#### キーワード：地域援助業務

少年鑑別所法第131条「地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助」の略。少年鑑別所が法務少年支援センターという別称で、地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために、個人及び関係機関から依頼を受けて実施する援助業務全般を指す。業務内容には、対象者の能力・性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、対象者や保護者に対する心理相談、事例検討会への参加、研修・講演、法教育授業などがある。

### Ⅲ 国内外の動向

# 少年法日独比較

## —「適用年齢引下げ」について考える



九州大学大学院 法学研究院 教授 たけうちけんじ 武内謙治

#### 1. はじめに—現在の問題状況

現在、日本では、少年法適用年齢の引き下げが大きな話題を呼んでいる。

その遠因は、憲法改正国民投票法が投票権年齢を18歳に据えたことにある。これと平仄ひょうそくを合わせ、2015年の改正公職選挙法は、選挙権年齢を18歳に引き下げた。その附則11条は、「国は、国民投票(…)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ…民法(…)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定した。これと並行して、2015年4月、自民党内に「成年年齢に関する特命委員会」が設置され、同年9月には、「提言」が首相と法相に提出された。この「提言」は、刑事政策的観点からの留保を付しながらも、「国法上の統一性」や「分かりやすさ」の観点から少年法適用年齢を満18歳未満に引き下げるのが適当であるとしている。これを受けて、2015年11月から法務省内において「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が計10回開催され、「取りまとめ報告書」が2016年12月に公表されている。また、現在、民法における成年年齢を18歳に引き下げることが提言している2009年の法制審議会民法成年年齢部会の最終報告書を土台とする民法改正案の国会上程も検討されている状況にある。2017年2月には、少年法適用年齢引き下げに

関して法務大臣の諮問が法制審議会に対して行われた。

他方、こうした動きに対しては、専門家集団からの反対も強く表明されている。2015年8月には「少年法適用対象年齢引下げに反対する刑事法研究者の声明」が、2016年9月には日本児童精神医学会による反対声明が出されている。

本稿では、こうした状況に鑑みて、少年法適用年齢の引き下げを国際的な動向の中で考えてみることにする。もっとも、少年司法制度と刑事司法制度、そして両者の関係性のあり様は国により大きく異なっているため、それを網羅的に検討するのは不可能である。本稿では、特にドイツとの比較で、この問題を考えてみたい。ドイツでは、1974年に民法上の成年年齢と選挙権年齢が引き下げられた際に、18歳以上21歳未満の者の少年・刑事法制上の扱いが問題となっており、その点で、現在の日本と類似した問題状況にあったことが認められる。

#### 2. 日本における少年法適用年齢問題

まず、日本において少年法適用年齢の問題がこれまでどのように議論されてきたのか、簡単に確認しておく。

1922年に制定された旧少年法は、民法上の成年年齢が20歳であったにもかかわらず、少年法適用年齢の上限を18歳に設定した。これを20歳に引き

上げたのが、終戦直後の1948年に制定された現行法であった。その理由は、当時、若年者の犯罪の増加と悪質化が顕著であったことに求められている。ここには、刑罰よりも保護処分に対処する方が適切であるという判断があった。その背後には、旧少年法の施行直後から、少年司法運営に従事した実務家から少年法適用年齢の引き上げが、再三にわたり求められてきたという事情もあった。

その後今日まで、適用年齢の上限は変更されていない。しかし、それではこれが全く問題とされてこなかったかといえば、そうではない。むしろ、このテーマは、少年法改正問題の中心に位置してきたものであった。そもそも、18歳から20歳への適用年齢引上げも、2年の準備期間を経た後に実現したものであったし、この期限を迎えるのと同時に、検察関係者からは少年法全体の改正を求める動きが出てきていた。この動きを具体化した法務省による1966年の少年法改正構想と、これを焼き直した1970年の少年法改正要綱が中心に据えたのが、まさしく18歳以上の「青年層」を少年司法制度から切り離し、刑事法制に軸足を置いて特別な扱いをするという案であった。この動きは、当時性犯罪を中心として18歳以上の者の犯罪が増加していたことを背景としていたこともあり、刑事手続や刑事処分に犯罪抑止効果が存在することを暗黙の前提としていた。しかし、法学や精神医学を含めて広い領域からの専門的な批判に直面し、頓挫したものであった。

これと比較した場合、今般の動きの特徴は、選挙権年齢や民法上の青年年齢との整合性が強調されていることにある。現在、18歳以上の若年者の犯罪が増加しているわけではない。むしろ、少子化というだけでは説明できないほどにこの年齢層の犯罪は減少している。また、刑罰よりも保護処分の方が高い再犯予防効果をもっていることにも、異論はみられない。この意味で、実質面ではなく形式面に軸足を置いて少年法適用年齢の引下げが語られているこ

とが、今般の議論の特徴ということになる。

### 3. ドイツにおける少年法適用年齢問題

10代終盤から20代前半の若年者を刑事政策の中でどのように扱うかという問題は、諸外国でも模索が続く難題である。I.PruinとF.Dünkelによる欧州諸国の比較調査によっても、民事法と刑事法とでは扱いを変えている国が多く、民法上の成年年齢に達した者に対しても刑事法上特別な配慮がなされていることが、明らかにされている(表1・2)。本稿では、そのうち、ドイツの動向を紹介することにする。

ドイツの制度は、一定の要件を満たす場合、行為時18歳以上21歳未満の「青年(Heranzwachsende)」を14歳以上18歳未満の「少年(Jugend)」と同様に扱うというものである。その要件というのは、人格の全体的評価として道徳的・精神的に14歳以上18歳未満の「少年」と同等の発育状態であること、または種類・事情・動機からみてその行為が少年非行と同視できること、である。これが肯定される場合、少年に対する幾つかの規定が準用される。実体面では、教育処分としての指示(成人であることを前提とするものを除く)、懲戒処分、少年刑が賦課される。手続面では、幅広くダイバージョンを利用する可能性などが開かれる。もっとも、一般刑法の適用時も青年には刑の緩和規定が適用される。少年の場合と違い必要的ではないものの、裁判所の裁量で審判を非公開とすることもできる。

この判断は、少年裁判所が公判手続において個別具体的な事実に基づき行う。そのため、前提として、青年の事件は、少年による事件の場合と同様に、少年裁判所に係属し、少年審判補助者(Jugendgerichtshilfe)が行う調査の対象となる。

ドイツの歴史において、青年を全面的に少年司法制度に取り込むべきことは、最初の少年裁判所法である1923年法制定前から有力に主張されていたものであった。しかし、1923年と1943年の法律は青

〈表1〉欧州における刑事責任年齢の比較

国	少年法	成人に対する刑事法が科されうる/科されなければならぬ年齢	民法上の成年年齢
オーストリア	14	18/21	18
ベルギー	16(B)/18	16(B)/18	18
ベラルーシ	14(C)/16	14/16	18
ブルガリア	14	18	18
クロアチア	14/16(A)	18/21	18
キプロス	10/14(A)	16/18/21	16-18
チェコ	15	18/18+(刑の緩和)	18
デンマーク(D)	15	15/18/21	18
イングランド/ウェールズ	10/12/14(A)	18	18
エストニア	14	18	18
フィンランド(D)	15	15/18/21	18
フランス	10(F)/13	18	18
ドイツ	14	18/21	18
ギリシア	8(F)/15	18/21	18
ハンガリー	12(C)/14	18	18
アイルランド	10/12/16(A)	18	18
イタリア	14	18/21	18
ラトビア	14	18	18
リトアニア	14(C)/16	14/16	18
マケドニア	14(C)/16	14/16	18
モルドバ	14(C)/16	14/16	18
モンテネグロ	14/16(A)	18/21	18
オランダ(2014)	12	16/23	18
北アイルランド	10	17/18/21	18
ノルウェー(D)	15	18	18
ポーランド	13(E)	15/17/18	18
ポルトガル	12(E)/16	16/21	18
ルーマニア	14/16	18/(20)	18
ロシア	14(C)/16	18/21	18
スコットランド	8(E)/12/16	16/21	18
セルヴィア	14/16(A)	18/21	18
スロヴァキア	14/15	18/21	18
スロヴェニア	14/16(A)	18/21	18
スペイン	14	18	18
スウェーデン(D)	15	15/18/21	18
スイス	10(F)/15(A)	18(G)	18
トルコ	12	15/18	18
ウクライナ	14(C)/16	18	18

(註)

- (A) 少年の拘禁(少年自由刑またはこれに類する法務省所管での拘禁的な制裁)に関する刑事責任年齢(criminal majority)。
- (B) 道路交通犯罪および例外的に極めて重大な犯罪についてののみ。
- (C) 重大な犯罪についてののみ。
- (D) 独立した少年司法の立法がなく、宣告刑の緩和のみで対応。
- (E) 刑事責任はなく、少年(福祉)法を適用。
- (F) (閉鎖的な居住ケアを含む)教育的な制裁および措置のみ。
- (G) 18-25歳の者に対する一般刑法上の特別な制裁が、特別な少年施設で執行(30歳に達するまで)。

年に対する少年裁判所法の適用可能性自体を見送り、青年制度を創設した1953年法も、個別適用の仕組みを採用するにとどめた。これは、青年が未成熟であること自体は認められるものの、それがどこまで戦中戦後の混乱期の影響を受けているのか、当時は判然としなかったためである(BT-Drs.1/3264, S.36-37)。

重要なのは、この制度が、民法上の成年年齢と選挙権年齢を21歳から18歳に引き下げた際にも廃止されるのではなく、維持されたということである。

「成年年齢の新規定に関する法律案」(1974年)の理由書は、両者は独立した問題であり、民法上の成年年齢や選挙権年齢が少年裁判所法の改正を強いるものではないことを明言している(BT-Drs.7/117, S.8,13)。後に連邦政府は、年齢の上限が全ての法領域で統一されている必要はなく、各々の法が対象とする問題の特性に合わせて検討されるべきであるとも説明している(BT-Drs.15/2102,S.3)。

青年規定の運用をみた場合、生命犯・粗暴犯・性犯罪といった重大犯罪で青年に少年規定が適用され

〈表2〉欧州(少年)刑法における若年者の扱い

国	特別な(少年法上の)処分を適用させる若年成人のための特別な規定	刑罰を減輕させる若年成人のための特別な規定	少年刑務所における拘禁/拘置またはそれに類する自由剥奪処分の対象となる年齢の幅
オーストリア	○	○	14-27
ベルギー	○(1)	—	福祉施設のみ
ブルガリア	—	—	14-21
クroatia	○	—	14-21
キプロス	—	○	14-21
チェコ	○(2)	○	15-29
デンマーク	○(3)	○	15-23(4)
イングランド/ウェールズ	○(5)	○(6)	10-13/14-21(7)
エストニア	—	—	14-21
フィンランド	○(8)	○	15-21
フランス	○(9)	○	13-18/19-23
ドイツ	—	○	14-24
ギリシア	—(10)	○	13-21/25
ハンガリー	—	○	14-24
アイルランド	○	—	10/12/13-15/16-18
イタリア	○	○	14-21
コソボ	○	—	14-15/16-23
ラトビア	—	—	14-21
リトアニア	○	—	14-21
モンテネグロ	○	—	14-15/16-23
オランダ	○	—	12-24
北アイルランド	○(11)	—	10-16/17-21
ポーランド	—	○	13-18/19-21
ポルトガル	○	○	12-15/16-21
ルーマニア	—	○(12)	14-21
ロシア	○	—	14-21
スコットランド	○(13)	—	16-21
セルヴィア	○	—	14-15/16-23
スロヴァキア	—	○	14-18
スロヴェニア	○	—	14-23
スペイン	—	—	14-21
スウェーデン	○(14)	○	15-21
スイス	○(15)	○(16)	10-22
トルコ	—	—	12-18/19-21(17)
ウクライナ	—	—	14-22

- (註)
- 18歳の誕生日の前に犯罪行為に及んだ場合、少年福祉の措置が23歳の誕生日まで延期可能。
  - 若年成人が「少年に近い」年齢の場合、教育的な処分と刑罰の軽減が適用。判例によれば、21歳までのケースにも適用可能。
  - 義務的:19歳までは少年刑務所。
  - 特別な少年法はなし。若年成人には早期の釈放に配慮した特別な規定が適用される可能性。さらに、若年成人は、成人施設の代替となる施設に収容される可能性(刑法典49条2項)。
  - 刑務所への収容に代えた少年施設における拘禁、保護観察センターへの出頭命令(attendance centre order)が適用される可能性。
  - 菱形ガイドラインの形では特に若年者の年齢に触れていないが、成熟や年齢一般について言及。
  - イギリスの少年施設(YOIs)は、15-17歳を収容するもの、18-21歳を収容するもの、両方の年齢層を収容するものに分類。10-12歳で犯罪を繰り返す者および12-14歳の者は、例外的に、閉鎖的なトレーニング施設(secure training facilities)に送致される可能性。
  - 特別な少年法なし。執行猶予判決(条件付の刑事施設における拘禁)の適用が拡充され、保護観察と組み合わせられる。21歳未満の若年成人の犯罪者は、21歳以上の者よりも早期にパロールのために釈放される可能性(判決で言い渡された期間の3分の1または2分の1)。
  - 教育的手段である司法による保護(protection judiciaire)が、18歳以上になっても延長可能。
  - 18歳の誕生日の前に犯罪行為に及んだ場合、教育的または治療的な措置が21歳の誕生日まで延長可能。さらに、Pitsela(2010)によれば、実務では、幾つかのケースにおいて、行為時に18歳またはそれを超える者に教育的な措置が適用された例が存在。
  - 若年犯罪者(17歳以上21歳未満)は、通例、若年犯罪者センター(young offenders centre)送致の言渡しを受ける。
  - 法は、減輕の要素として年齢を規定していないものの、実務上、裁判官は若年成人にはより厳しくない刑の言渡しを行っている。
  - 16歳以上21歳未満の少年および若年成人は、若年犯罪者施設(Young Offenders Institution)の拘禁を言い渡されうる。
  - 特別な少年法はないが、社会サービス局への移送のように、特別な手続と処分が存在。拘禁刑の賦課は、著しく限定されている。
  - 18歳の誕生日の後にさらに犯罪に及んだ場合でも、刑事手続が開始される前であれば、特別な教育的な措置が適用される可能性。
  - 一般の刑事法(スイス刑法61条)は18歳以上25歳未満の者を特別な施設に収容することを規定。
  - 若年成人のための特別な開放および閉鎖施設。

※表1・2は、I. Pruin, F. Dünkel, *Better in Europe?*, 2015, P.59, Table 7: Comparison of the Age of Criminal Responsibility in Europe, P.65, Table 8: Young adults in European (juvenile) criminal law を翻訳の上、抜粋して作成。

る割合が高いのに対し、道路交通犯罪などの比較的小規模な犯罪ではそれが低くなっている。また、州により運用差が大きいことも知られている。こうした問題は、青年を少年裁判所法の全面的な適用対象とすることで解決すべきであるというのが、専門家集団内での「すでに1970年代半ば以来存在している一般的な合意」(F.Dünkel, ZStW 105,164)となっており、有力な立法提案は、青年を少年裁判所法の全面的な適用対象とすべきことを主張している。

#### 4. むすびにかえて—改革の方向性

10代終盤から20代前半の者に対して刑事政策上特別な配慮が必要な理由は、消極と積極の両面に求められる。消極面というのは責任非難の難しさ、積極面というのは処分の有効性である。

刑罰の本質が応報にあると考える場合、前提として、自由な意思に基づき、合理的計算の上で、他の行動を選択できたにもかかわらず、あえて「犯罪」にあたる行為が行われた、といえなければならない。そうでなければ、その行為を非難することはできな

いからである。また、これとは別の問題として、犯罪とされる社会現象に刑罰で対処するのが有効か否かが、問題となる。

前者に関して、近時、脳神経科学や心理学、精神医学の知見を受けて、諸外国では司法制度の見直しが行われてきている。例えば、脳の成長構造からしても20代半ばまでの若年者は「大人」と区別でき、特別な配慮を要するという知見の展開を受けて、アメリカでは、連邦憲法裁判所が、18歳未満の者に対する死刑や無期懲役を「異常かつ残虐な刑罰」として判断している。1980年代から引き下げられてきた少年法適用年齢を再び引き上げる動きも、各州で起こってきている。

後者に関しては、少年期・青年期の「非行」や逸脱行動が生育環境上・資質上の困難と結びついていることは珍しくなく、不遇な生育環境に置かれた子どもに偏在する形で、社会問題と重層的・複合的に絡み合っていることが、実証研究でも知られてきている。他方、10代終盤から20代前半は、人生の中でも不安定な時期であるとともに、その後の基盤となる社会的なつながりを新たに獲得でき、犯罪からの離脱に有利な時期でもある。

欧州の動きをみると、例えば、オランダでは、従前一般刑法によってのみ対処されてきた18歳から23歳までの者に対して刑事裁判所が少年法を適用できるようにする法改正が、2013年に行われている。

動的に観察してみれば、10代終盤から20代前半の者の資質や社会環境、その非行に対する対応の有効性に関する新たな知見が蓄積してきており、それに伴い、少年司法に軸足を置きながら、彼女／彼らに対する特別な配慮が可能となるよう制度の見直しが行われていることを、大まかな傾向としてみて取ることができる。現在の日本における議論が、こうした潮流と逆行していないか、慎重な吟味が必要であろう。

#### 参考文献

- 岡邊健(2013年)『現代日本の少年非行』(現代人文社)77-115頁
- 「少年法適用年齢の引き下げに反対する刑事法研究者の声明」(2015年)  
[<https://sites.google.com/site/juvenilelaw2015/>] (2017年1月15日閲覧)
- 武内謙治(2016年)「ドイツ少年司法における青年制度とその運用」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 [下巻]』(成文堂)449-473頁
- 日本児童青年精神医学会(2016年)「少年法適用年齢引き下げに反対する声明—適用年齢はむしろ引き上げられるべきである」[<http://child-adolesc.jp/proposal/20160904/>] (2017年1月15日閲覧)
- 法務省(2016年)「『若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会』取りまとめ報告書」  
[<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>] (2017年1月15日閲覧)
- 本庄武(2014年)『少年に対する刑事処分』(現代人文社)
- 山口直也(2015年)「脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響」自由と正義66巻10号30-37頁
- Frieder Dinkel, Heranwachsende Im(Jugend-)Kriminalrecht, ZStW 105, 1993, S. 137-165
- Frieder Dinkel, Joanna Grzywa, Ineke Pruin, Alenka Selih, 2011, Juvenile Justice in Europe—Legal aspects, policy trends and perspectives in the light of human rights standards, in: Frieder Dinkel, Joanna Grzywa, Philip Horsfield, Inke Pruin (Eds.), Juvenile Justice Systems in Europe, vol. 4, P.1839-1898.
- Ineke Pruin, Frieder Dinkel, 2015, Better in Europe?  
[[http://www.barrowcadbury.org.uk/wp-content/uploads/2015/02/T2A\\_Better-in-Europe\\_Report-online.pdf](http://www.barrowcadbury.org.uk/wp-content/uploads/2015/02/T2A_Better-in-Europe_Report-online.pdf)] (2017年1月15日閲覧)
- National Conference of State Legislatures, 2015, Trends in Juvenile Justice. State Legislation 2011-2015,  
[[http://www.ncsl.org/documents/cj/Juvenile\\_Justice\\_Trends\\_1.pdf](http://www.ncsl.org/documents/cj/Juvenile_Justice_Trends_1.pdf)] (2017年1月15日閲覧)

#### キーワード：少年法適用年齢

少年法の適用対象となる年齢。現行の少年法は、適用対象となる「少年」を「20歳に満たない者」と定義している(2条1項)。

1923年に制定された旧少年法は、適用年齢の上限を18歳としていた(1条)。1948年制定の現行少年法は、これを20歳まで引き上げている。もっとも、現行の児童福祉法は、「少年」を「小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」(4条1項3号)と定義しており、法律間で「少年」年齢は異なっている。

2007年の憲法改正国民投票法が投票権年齢を18歳に据えたことを契機として、2015年には選挙権年齢が18歳に引き下げられた。現在、民法上の成年年齢とともに少年法適用年齢を18歳に引き下げるべきか否かが議論されている。

Ⅲ 国内外の動向

# 変化する社会を 自ら判断して 生きる術を身に着ける



えんどう みき  
エンジェルズアイズ代表 遠藤美季

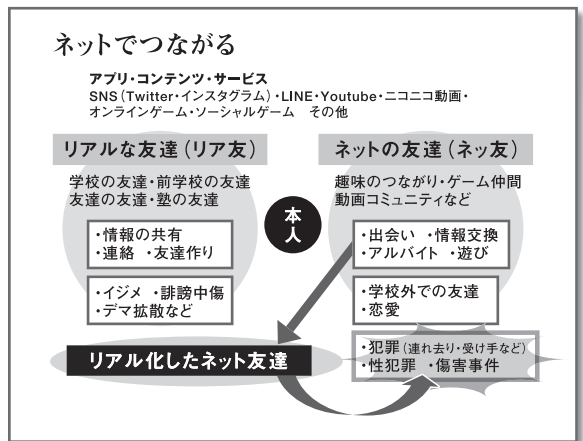
■はじめに

今、第四次産業革命とよばれる時代に生きる私たちは、かつて経験のない変化の中を猛スピードで進んでいます。インターネットの急速な普及はIoTの世界を実現し、さらにAI、ウェアラブル、VR、ARなどの新しい技術と結びついて多様で新たな商品・サービスを世に送り出しています。

人やモノ、情報など全てをつなぐインターネットの存在は、もはや私たちの生活には必要不可欠なものとなっています。一人のSNS発信が世界に影響を与えることもあります。もちろんネットを使わなくても日常生活になんの問題も感じず快適に生活している人も多くいますが、私たちが日常的に接している様々なサービスは見えないところでインターネットで支えられている時代だということは知っておく必要があります。

■トラブルに巻き込まれて当たり前、がインターネットの世界

『インターネット環境整備法』が施行され、子どもを守るネット環境づくりは始まっていますが、まだまだ安心・充分というにはほど遠いものです。年々子どもたちのスマホ利用は低年齢化しているのに、子どもたちがデビューするネットの世界はまだ開拓途中の雑然とした世界のままです。大人社会と子供社会の住み分けがされておらず、学習教材とア



ルト動画が同時に存在する、カオスな世界です。

私は2005年から『知ることが護身術』というタイトルでインターネットの問題点や上手に使う工夫などの講座を開いてきました。インターネットの知識を充分に得ることが、自分が一人でネットを使うことができるかどうかの判断になり、また自分自身を犯罪や依存などの病気から守る護身術にもなるためです。

●犯罪の入り口となる交流系サイト①

9年前、一人の小学生が本屋で万引きで捕まっていたことがありました。聞けばネットのコミュニティで知り合った同世代の少年たちに誘われ、万引きの見張りをさせられていたとのことでした。誘った少年たちの名前も学校も知らないのに一緒に行動したと

いうことに、当時はとても驚きました。その頃、子どもたちのネット利用はパソコンに限られていましたので、保護者の管理は今より容易だった時代でした。にもかかわらず、親と一緒に生活していても、ネットの危険やモラル、リテラシーの教育がされていなければ子どもの犯罪は予防できないということが分かります。その後、携帯電話が発売されると、今度は普通の中学生在が近所の小学生の下校時を襲い写真を撮るといった事件が起きました。さらにスマホの時代になると、親によるネットの利用制限が厳しい女子小学生が友達の住所でネットで買い物をして、友達のポストに届いたものを盗むという事件があり、親の監視の厳しさが問題行動につながるケースも出てきました。子どものネット犯罪は、多くの場合保護者が子どものネット利用に無関心か過干渉でありすぎたことが事件にいたる一つの要因です。保護者が子どもとネットについて日常的に会話をしていれば防げた可能性があります。また、保護者がその状況にないときには、学校の先生や周囲の大人がネットについて会話する機会を作っていれば予防できたかもしれません。

ほとんどの子どもたちは、犯罪と言われる行為を好んでしようとは思っていません。講座をすると感じるのは、トラブルを避けるためにもっと正しい知識を教えてほしいという子どもたちの気持ちです。大人がネットについて一緒に学びながらネットに関心を持つ態度で子どもに接することで、子どもたちの問題の芽に気付くこともできます。

道具の使い方は分からなくても、大人は他の経験値が子どもよりあるのですから、悪い方向へと進む状況に対するアドバイスは自信を持ってしてあげてほしいのです。

#### ●犯罪の入り口となる交流系サイト②

ある少年院でSNSの利用について一般青少年と在院生の経験を比較したアンケートを実施しまし

た。『SNS等で知り合った人とやりとりしたことがあるか』という質問に、一般青少年は13.6%が経験ありとの回答に対し、在院生は86.6%がありと回答。また『SNSなどで知り合った人と実際に会ったか』という経験については、青少年が2.1%経験ありなのに対し、在院生は72%といずれもはるかに差が出る結果となっています。

実際、出会い系サイトでの未成年者の犯罪被害数は減少する一方、コミュニティサイトで犯罪被害に遭う児童は年々増加しています。ネットで会う正体不明の人と関わることの危険性を自覚できるかどうか、犯罪や危険性を自分で回避できるかどうかの分かれ道になります。以前、女子小学生から「中学生と名乗るチャット相手と会う約束をしている」と告白されたことがあります。聞けば自分も中学生だとウソをついていると言います。自分は嘘をついているのに相手を信用しているその甘さがとても危険と感じました。そこで、実際の事件を例に連れ去られた女の子の話をする、やっとなと怖く感じてくれて一人で会うのはやめると約束してくれました。

講座ではサイバーストーカーなどの恐ろしい事件の話をすることもあります。ただ、その際に注意が必要なのは、すでに似たような経験のある子どもたちは不安になるため、なにかあったらすぐに相談できる大人がいるかどうかの確認や相談窓口を教えることを忘れないようにしなければなりません。

またネットで知り合った大学生に身体を触られたと話す中学生のケースもありましたが、本人は自分が犯罪の被害者になっていることに気付いていませんでした。

巧みな大人たちは、やさしい言葉や、共感を得ながら子どもたちと話すチャンスを狙っています。また問題なのは、サイトを利用する子どもたち側にも問題がある場合が多いことです。誰かにかまってほしいと寂しさを埋めようとする子、好奇心に駆られる子、SNSを利用して安易にお金や、ほしい物を手

に入れることができると考える子もいるため、そこに付け込まれてしまい犯罪に巻き込まれてしまいます。

■ ネットの正しい知識を学ぶことが  
非行防止に重要

●どんな行為をしたらいけないのか、また危険なのかを具体的に教える  
ネットのルール作りは大事ですが、ルールという縛りだけでは自分の都合によって破ってしまう可能性もあります。どういうことをすることが自分の身に危険を招くのか、また周囲に迷惑となるのかという知識と判断力を身につける必要があります。

●権利・法律・条例・罰則があることを教える

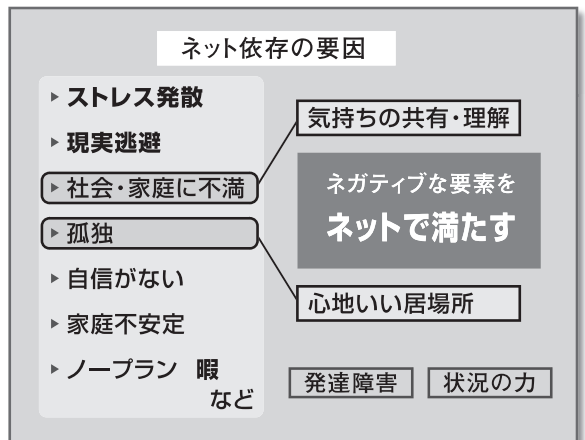
学校でも教える機会がほとんどないのがインターネット関連の法律です。例えば『不正アクセス禁止法』という法律ですが、実際小学生が加害者となる事件が起きているにもかかわらず、小中学校で生徒に質問すると説明できる生徒はほとんどいません。社会に出る前に、どんな行為が犯罪となりどんな罰則があるのか学んでおく必要があります。

ネット上には違法ソフトが無料配布されたり、犯罪の方法を教えるサイトなどもあり、利用する側の罪の意識を低くしてしまう情報も多くあります。当然のように違法行為が繰り返されるため、『状況の力』に惑わされないように気を付けることが必要です。

また、権利についても同様に教えておくことが必要です。人には守るべき権利があること、それは自分の権利が侵害された場合も主張できることを覚えておきましょう。誹謗中傷や個人情報の流布、勝手に他人を写真や動画で撮影したりネットに挙げる行為も、権利侵害に当たる可能性があります。場合によっては一生生涯賠償金を支払うことにもなるため、

『知って』トラブルを回避せよ

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. インターネットの世界の基礎・常識               |
| 2. コンテンツの特性 掲示板・ブログ・プロフ・SNS・動画・音楽 |
| 3. サイトの見極め 有害サイト・グレーサイト           |
| 4. メール・LINEの危険・マナー                |
| 5. インターネット・携帯・スマホ依存               |
| 6. 権利・法律 肖像権・著作権・人権・いじめ・違法行為      |
| 7. 様々な出会い・個人情報                    |
| 8. オンラインゲーム                       |
| 9. 買い物・課金                         |



ネットでの行為はその責任と覚悟が必要です。覚悟がない場合はむやみに使用しないなどと決めておくこともいいでしょう。

また、ネット上の自分の書き込みは、他人からの「自分への評価やイメージ」にもなります。自分を良く見せようと、やたらリア充な投稿をしたり、盛った話をすれば、友だちから褪めた目で見られてしまうことや、悪ふざけや武勇伝の投稿は将来就職するときなどにマイナスなイメージの参考とされてしまうことなども覚えておいた方がいいでしょう。

●ネット依存と犯罪

ネット依存の問題は今や大きな社会問題になっています。ネットの使い過ぎによる心身への影響は大

大きく、中には死亡例もあるなど危険です。

ネットに依存していると犯罪に巻き込まれるリスクが高くなるというデータも複数あります。先の少年院では一日のネット利用時間が10時間以上に及ぶ少年の非行名は「傷害」という割合が増えているため、ネット利用時間と犯罪の関連を懸念しています。また、近年増加傾向の傷害・暴行・詐欺などについてもSNSやその依存との関連が推測されます。

## ■トラブルや危険を回避できる子に育てる

### ●知識があっても防ぎきれないのが人の心

ネットでの犯罪やトラブルの多くは、人の心に潜むスキや日常の小さなきっかけから始まります。「嫌なことがあった、腹が立った」など、本来は忘れていくような出来事が、ネットを利用していることによって、ネット内で鬱憤をはらしたり、他人に気持ちを共有してほしいという衝動にかられます。また、非日常的な出来事に遭遇するとそれを誰かに伝えたい思いに駆られ、SNSに投稿したくなります。リア充アピールなどをあえてする人もいます。人に注目されたいという承認欲求をネットでかなえる人もいます。繰り返しているうちにネットに居心地のいい居場所を見つけ、抜け出すことができなくなります。

また、ネットでは人に注目されることで収入を得られるという仕組みがあります。アフィリエイト、ユーザーなど他人のアクセス数が収益になるため、アクセス数を稼ぐためには炎上商法を利用する人もいます。ところが、意識されていないのはそれらの行為はいつか飽きられることであったり、自分の行為が永遠にネット上に晒されるという苦痛には思い至らないということです。

さらに、気づかずに相手の術中にハマってしまうことがあります。ネットのアルバイトに応募したら実はアダルトなサービスだった、子どもに報酬を支払い自分の代わりにネットで悪ふざけな動画を配信

させているというケースもあります。気付かずに利用されてしまう場合もあるので、ネットでの誘いや金儲け話には乗らないように注意が必要です。

### ●トラブルや危険に巻き込まれにくい子どもとは

自己肯定感が高く、自分自身を大切に思える子は問題が発生する前に、事前に回避することができます。例えばトラブルになりそうなアプリはダウンロードしない、必要な時以外にネットを利用しないなどの工夫をしています。また、レジリエンス力の高い子どもは、なにか問題が発生しても、気持ちを切り替えたり、前向きに対処するように考えることができます。信頼できる大人に相談するため大きな犯罪にまで発展することも避けられます。また、暇な時間の過ごし方やストレスの発散方法を見つけておくこともネットとの距離を適度に保ち、バランス良いネット利用に役立ちます。また、自分の将来のことを考えたり、リアルな世界で人とつながっていることも大切です。寂しいとき、気分が落ち込むときはネットを離れ、体を動かすなどの切り替えを意識するように習慣づけておいた方が良いのです。一人暮らしを始めた大学生が寂しさからすぐにネット依存に陥るケースもあります。ネットは簡単に時間を費やすことはできますが、「本当に問題を解決しているのか、ただ誤魔化しているに過ぎないのではないか？」という自問自答も必要です。時々、自分の行動や、考えを俯瞰してみることや、日記などを書いて自分の行動を客観的に見るなどの生活の整理をするのもいいでしょう。

### ●専門家などを招き勉強の機会を持つ

ある少年院ではSNSやネット依存に関する講座を行っています。ネットの法律やネットにハマる要因など、正しいネットの使い方を学び、卒院後ネットに振り回されることなく生活できるよう、また問題行動を起こすことを予防するためです。一年近く

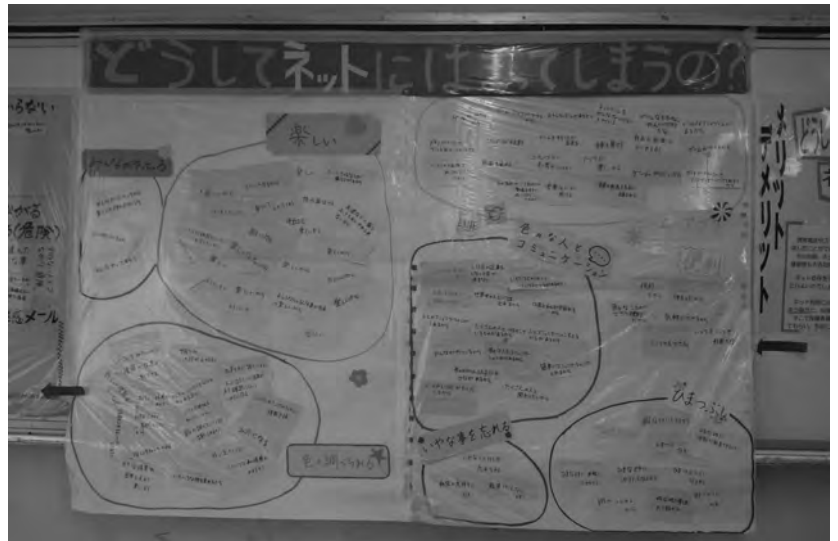
スマホを使えない状況にいる彼らにとっては、これから改めてネットを使うためのいい機会ともいえます。感想文には「多くのネット犯罪があることをはじめて知った」「SNSを通してたくさんの人と会っていたので犯罪に巻き込まれてもしかたなかった」などと書かれており、知識があれば予防できる事例もあったのかと思う一方で、それらの知識を学ぶ機会が以前にはな

かったことがわかります。もちろん犯罪に至るには知識の有無以外の要因も大きいのですが、学校や家庭以外でも様々な場所でネットの知識を学ぶ機会があれば、ある程度の抑止にはなったのかと思うと周囲の大人がその機会を作る必要があると思います。

また児童養護施設・自立援助ホームを退所する児童向けの講座では、『学ぼう！ネットの世界』というテーマで「ネット依存の原因」「インターネットでの違法行為、ネットの情報」などについて話しました。自分専用のスマホを持たない子どもたちも多いと聞いていましたが、リアクションシートでは「参考になった」「ネットに依存しないで人間関係を築くことが大切」「ネットの世界を知ったうえで購入したい」などの声があり、子どものニーズに合った内容だと感じました。

## ■最後に

ネットは自分一人が満足できる状況を生みがちです。他人といいところ、楽なところでつながり、面倒なつながり、責任あるつながりを避けていても生活していくことはできます。しかし、それは現実世界で自分の居場所を失うことにつながり、ひいては



「どうしてネットにはまってしまうの？」  
子どもたちがその理由を自分で考え、メリットとデメリット(危険)について学ぶことが大切です。

自分だけではなく社会の存続にも関わってきます。全ての子どもたちが、自分は大事な社会の中の一人である誇りと自信をもって大人として社会へ飛び立ち、後に続く子どもたちにとっても住みよい社会を創ってほしいと心から願います。

## キーワード： 情報化社会の未来

インターネットはありとあらゆるものをつなぎます。人の暮らしや考え、人類が築き上げた全てのモノにつながると言っても過言ではありません。その影響はいたるシーンで“巨大なパワー”を生み出しています。作られた情報や嘘の情報も氾濫するなか、正しい情報を得る力や自ら考え判断する力を持たないと個人も人類もこの社会を生きていくことができない、ということを経験する人が共通認識として持たねばなりません。大人にとっても初めて経験することばかりですが、戸惑うことなく子どもと一緒にインターネットについて意欲的に学ぶことが重要です。

## エンジェルズアイズ

ネット依存予防啓発活動をしている民間団体。ネットに依存せず大人も子どもも自らネットとの付き合い方を考え判断する力を養うことを提案しています。

<http://www.angels-eyes.com/>

本号のテーマは「少年非行」であり、本誌Vol.67で「少年法の改正と子どもの未来」(2009年)という特集が組まれて以来のものとなりました。私が本特集を組みたいと思ったのは、一つはスクールカウンセリングやスクールソーシャルワーク実践において、「非行少年」と言われる少年や少女たちの背景を知り、彼らの本音や素顔の一端に触れたことにあります。そして、少年院や児童自立支援施設での調査をさせていただく中で、彼らが家族との会話が少ないことに対して「もっと話したい」と思っていること、学校では教師に悪ぶった態度を示しながらも教師に高い信頼をおいていることを知り、また地域では、彼らの存在を見て見ぬふりをしていることに強いショックを受けたことが影響しています。

今日の社会では、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、民法の成人年齢や少年法の適用年齢に関する見直しの議論も活発になっています。早く大人になることを期待され、社会的責任が問われる議論が多い中、各種データは学校においても社会的養護においても発達障害などを抱えた子どもたちが増え、彼らへの丁寧な対応が求められていることを示しています。いったい社会は「子ども」をどのように捉えているのでしょうか。本号では、少年非行を通して、子どもと子どもの育ちについて、その家庭がおかれた環境や社会の動向も含めて検討したいと思いました。

しかし少年非行の理解には、見える・見えない様々な壁があり、それらは本号からも読みとれます。大学で私が受け持つゼミナールでは、本誌でのご執筆いただいた先生方の著書も用いて、さらに少年鑑別所などにも見学に行き、非行少年たちの背景を深く考えることの大切さを学んでいます。けれども、マスコミでの犯罪報道のされ方や非行少年の描かれ方に接し、そして加害者と被害者とが対抗関係で問題視される場合などには、学生たちの考えは揺さぶられ、多数の意見や表面的な捉え方にくみしてしまいがちです。非行少年の問題は、近年注目されている貧困の問題にも通じるもので、常に私たちの価値観が試されます。子どもの貧困と同様に、少年非行もまた「見ようとしなければ見えない」「想像しなければ見えない」問題であり、私たちの姿勢が問われているのです。

私の思いから提案させていただいた特集ですが、編集委員会での議論を通して充実した構成となり、さらに執筆者のみなさまからは、心動かされる原稿をいただき心より感謝いたします。



担当編集委員 岩田美香

次号のお知らせ 第82号特集「児童福祉法改正と社会的養護の明日」(予定) 2017年10月1日発行

〔編集委員長〕

大 竹 智 立正大学社会福祉学部 教授

〔編集委員〕

岩 田 美 香 法政大学現代福祉学部 教授

内 海 新 祐 児童養護施設 川和児童ホーム 臨床心理士

澁 谷 昌 史 関東学院大学社会学部 教授

曹 徳 善 社会福祉法人 愛神愛隣舎  
児童養護施設 施設長

早 川 洋 社会福祉法人 慈徳院  
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 副園長兼診療部長

加 藤 朗 (公財) 資生堂社会福祉事業財団  
事務局 長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：豊福晶子

MOTHER  
AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.81 2017-4 世界の児童と母性

年2回発行

2017年4月1日発行

編集・発行者

公益財団  
法人 資生堂社会福祉事業財団  
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号  
電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314

URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社

〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

---

MOTHER  
AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

---